



第3号様式（第4条関係）

行政文書一部公開決定通知書

3観名保第112号
令和3年9月16日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聰 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年7月30日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	<p>■2018年7月20日-25日に、名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の持参資料として</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 名古屋城天守閣整備事業 基本計画書（概要編・資料編・図面編）(2) 平成29年12月 復元検討委員会での報告に対する意見（平成30年3月提出）(3) 平成29年12月 復元検討委員会での報告に対する意見への追加回答(4) 平成30年3月 復元検討委員会での報告に対する意見への回答(5) 2018年7月20日-25日に、名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の持参資料（1. 復元概要・復元整備基本構想） <p>■2018年7月20日-25日に、名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の復命書、支出命令書として</p> <ul style="list-style-type: none">(6) 復命書（名古屋城総合事務所長以下5名分）(7) 復命書（ナゴヤ魅力向上担当部長分）(8) 支出命令書（平成30年7月20日分） <p>■2018年7月20日-25日に、名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の会談の内容、指摘事項がわかるものとして</p> <ul style="list-style-type: none">(9) 2018年7月20日 文化庁打ち合わせメモ <p>■2018年7月26日に、名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の復命書、支出命令書として</p> <ul style="list-style-type: none">(10) 復命書（名古屋城総合事務所長分）(11) 支出命令書 <p>■2018年7月26日に、名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の会談の内容、指摘事項がわかるものとして</p> <ul style="list-style-type: none">(12) 市長国家提案【文化庁】<平成30年7月26日（木）>面会記録(13) 市長国家提案【文化庁】<平成30年7月26日（木）>メモ
---------	---

行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和3年9月16日 以降	午前 時 午後
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧	② 写しの交付	3 視聴
行政文書の一部を公開しない理由	別紙1 ((1)以外について) 別紙2 ((1)について)		
備 考	<ul style="list-style-type: none"> • 31 観名保第 56 号による行政文書一部公開決定時点では非公開であった箇所について、本決定時点において公開が可能になった箇所については、併せて公開することといたしました。 <p><決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 ((7)以外について) TEL 052-231-2488</p> <p>観光文化交流局観光交流部観光推進課 ((7)について) TEL 052-972-2406</p> <p>(※組織変更に伴い、観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室から移管)</p>		

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、 6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

別紙1（行政文書（1）名古屋城天守閣整備事業基本計画書以外の行政文書）

番号	非公開情報	行政文書の一部を公開しない理由
1	文化庁との打合せ内容 文書(6)、 文書(7)、 文書(9)、 文書(10)①～⑥、 文書(12)①～⑥	<p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号該当</p> <p>左記非公開情報は、名古屋城天守閣木造復元事業に関し、文化庁職員と本市職員の間で交わされた今後の事業の進め方や有識者等への言及、文化庁職員の個人的な見解等、文化庁職員と本市職員の中間的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されている。また、文化庁と名古屋市との打合せは、非公開で行われ、非公開であることを前提とした率直な意見交換が実施されている。</p> <p>当該情報について公開されることが前提となると、当該議論・検討の意見交換に加わる者が、いわれなき非難を避けようしたり、各々の立場等に拘束されたりすることで、多様かつ自由な意見が現れなくなり、円滑な議論・検討が損なわれるおそれがある。</p> <p>したがって、当該情報は、市及び国の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、市及び国の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とする。</p>
2	文化庁との打合せ内容 文書(6)、 文書(7)、 文書(9)、 文書(10)①～⑥、 文書(12)①～⑥	<p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号該当</p> <p>左記非公開情報は、名古屋城天守閣木造復元事業に関し、文化庁職員と本市職員の間で交わされた今後の事業の進め方や有識者等への言及、文化庁職員の個人的な見解等、文化庁職員と本市職員の中間的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されている。また、文化庁と名古屋市との打合せは、非公開で行われ、非公開であることを前提とした率直な意見交換が実施されている。</p> <p>名古屋市による意思決定においては、文化庁との率直な意見の交換が必要であるところ、当該情報が公開された場合、外部からの干渉、圧力等を受けることにより、適切な意思決定ができなくなるおそれがある。</p> <p>したがって、当該情報は、市及び国の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とする。</p>
3	文化庁との打合せ内容 文書(6)、	<p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第5号該当</p> <p>左記非公開情報は、名古屋城天守閣木造復元事業に関し、文化庁職員と本市職員の間で交わされた今後の事業の進め方や有</p>

	文書(7)、 文書(9)、 文書(10)①～⑥、 文書(12)①～⑥	<p>識者等への言及、文化庁職員の個人的な見解等、文化庁職員と本市職員の中間的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されている。また、文化庁と名古屋市との打合せは、非公開で行われ、非公開であることを前提とした率直な意見交換が実施されている。</p> <p>当該情報が公開されると、市民等から名古屋市や文化庁等に問合せ・苦情等が寄せられ、その対応や、対応をめぐっての調整等に追われるとともに、非公開であることを前提とした場での率直な意見交換の内容を公開することで名古屋市と文化庁等との間の信頼関係が損なわれ、事業の円滑な進行・調整が阻害される結果、本件事業の実現そのものに支障が生じるおそれがある。</p> <p>したがって、当該情報は、市が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とする。</p>
4	職員の号給 文書(8)、 文書(11)	<p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号該当</p> <p>左記非公開情報は、名古屋市職員の給与決定に関する情報(号給)が記載されている。</p> <p>当該情報が公開されると、当該職員の給与を推知することが可能となり、個人のプライバシー権が侵害されることになる。</p> <p>したがって、当該情報は、個人の所得に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められる情報であるため、非公開とする。</p>

別紙2（行政文書（1）名古屋城天守閣整備事業基本計画書）

ページ	記載されている事項	行政文書の一部を公開しない理由 (詳細な理由については、下記※ に記載)	名古屋市情 報公開条例 該当条文
G 8 0～ G 8 3	構造計画の考え方 (※木造天守閣の骨組 み、材料等の検討)	構造的な安全性の確保に関する独 自手法を用いた法人情報	第7条第1 項第2号
G 9 1、G 9 3、G 9 4、G 9 7 ～G 9 9、 G 1 0 2～ G 1 0 7、 G 1 0 9～ G 1 1 2、 G 1 1 4、 G 1 1 5、 G 1 1 7～ G 1 2 7、 G 1 3 2、 G 1 3 3	防災・避難計画の考え方 (※木造天守閣における 防災・避難計画)	防災・避難計画策定に関する独自 手法を用いた法人情報 「防災拠点」の設置場所等に關す る情報	同第2号 同第3号
G 1 3 4	防災・避難計画の考え方 (※木造天守閣における 防災拠点)	防災・避難計画策定に関する独自 手法を用いた法人情報 「防災拠点」の設置場所に關する 情報	同第2号 同第3号
G 1 3 5	防災・避難計画の考え方 (※木造天守閣における 防災・避難計画)	防災・避難計画策定に関する独自 手法を用いた法人情報 「防災拠点」の設置場所に關する 情報	同第2号 同第3号
S 1 2 5～ S 1 2 8	昭和期実測図及び野帳・ 調書の分析結果及び根拠 (※昭和期に作成された 焼失前の天守閣の測量 図。野帳・調書は、測量 図作成のために用いられ る記録のこと)	複数の史資料の分析手法等に關す る独自手法を用いた法人情報	同第2号
S 1 9 7	文献資料の分析結果 (※木造天守閣復元の検	複数の史資料の分析手法等に關す る独自手法を用いた法人情報	同第2号

	(討に用いられる文献)		
S 215	現存する遺物の分析結果及び根拠 (※旧名古屋城天守閣の一部で戦災による消失を免れたもの)	複数の史資料の分析手法等に関する独自手法を用いた法人情報	同第2号
S 217、 S 218、 S 220、 S 221、 S 223～ S 232	各部の復元検討 (※木造天守閣の各部位の復元方法等の検討)	複数の史資料の分析手法等に関する独自手法を用いた法人情報	同第2号
S 249、 S 253、 S 265、 S 266	各部の復元検討 (※木造天守閣の各部位の復元方法等の検討)	複数の史資料の分析手法等に関する独自手法を用いた法人情報	同第2号
Z 59、 Z 60	仮設構造物 (※木造天守閣復元事業実施にあたり必要となる素屋根(天守を覆う壁と屋根)についての計画)	名古屋城天守閣木造復元事業に係る仮設構造物の設計に関する独自手法を用いた法人情報	同第2号
Z 67	設備計画概要 (※木造天守閣に付属する設備の計画概要)	「防災拠点」の設置場所等に関する情報	同第3号
Z 90	概算工事費 (※木造天守閣復元に関する工事費等の概算)	名古屋城天守閣木造復元事業に係る未確定の段階の情報	同第4号
		名古屋城天守閣木造復元事業に係る未確定の段階の情報	同第5号

※一部を公開しない理由

(第2号関係の非公開理由)

非公開情報は、「記載されている事項」について以下に示す株式会社竹中工務店のノウハウに関する情報が記載されており、当該情報が公開されると、法人の通常有する競争上の利益が損なわれ、同社に明らかに不利益を与えると認められる情報であるため。

(1) 構造的な安全性の検証に関する情報

名古屋城ほどの大規模な木造の歴史的建築物の復元工事が行われた例はこれまでない。そのため、大規模な木造建築物の構造的な安全性を確保するために、株式会社竹中工務店のノウハウを活かした独自の手法を用いている。この情報は他の歴史的建造物の

復元にも適用可能なものであるため、公開されると同業他社が前記ノウハウを模倣することにより、株式会社竹中工務店の競争上の利益が損なわれるものと認められる。

(2) 防災・避難計画策定に関する情報

名古屋城ほどの大規模な木造の歴史的建築物の復元工事が行われた例はこれまでない。そのため、大規模な木造建築物の防災・避難計画策定のために、株式会社竹中工務店のノウハウを活かした独自の手法を用いている。この情報は他の歴史的建造物の復元にも適用可能なものであるため、公開されると同業他社が前記ノウハウを模倣することにより、株式会社竹中工務店の競争上の利益が損なわれるものと認められる。

(3) 複数の史資料の分析手法等に関する情報

各種資料作成において、複数の史資料を選択、考証し正誤判定を行う作業においては、その分析をどのような視点や根拠に基づくかについて株式会社竹中工務店独自のノウハウが活かされているものと認められる。この情報が公開されると、同業他社が前記ノウハウを模倣することにより、株式会社竹中工務店の競争上の利益が損なわれるものと認められる。

(4) 仮設構造物の設計図に関する情報

名古屋城木造天守閣の工事期間中の仮設構造物の設計図には、木造天守閣以上に大きな鉄骨の仮設構造物を設置する上で、特別史跡である石垣や堀等の遺構を毀損することのないような方策、安全確保や生産性向上のための工夫を示す事項が示されている。この情報は他の歴史的建造物の復元にも適用可能なものであるため、公開されると同業他社が前記ノウハウを模倣することにより、株式会社竹中工務店の競争上の利益が損なわれるものと認められる。

(第3号関係の非公開理由)

「防災拠点」の設置場所等に関する情報

非公開情報は、名古屋城木造天守閣の出火場所の特定、火災の早期覚知及び消防への通報等を行う機器等（以下「防災設備」という。）の所在地（以下「防災拠点」という。）に関する情報が記載されている。名古屋城木造天守閣は、建築基準法第3条を適用することで、同法の各種規制を適用除外とすることにより建築が可能となる建造物である。そのため、名古屋城木造天守閣は、同条の規定により、同法に依らず独自に防災上の安全性を確立する必要があるところ、防災設備は名古屋城木造天守閣の防災を担う重要な設備である。防災設備は、木造天守閣に来場する不特定多数の観覧者の生命又は身体を保護するものであり、人命等を守るために防災設備の確実な稼働は必要不可欠である。当該情報が公開されると、名古屋城木造天守閣への放火等を企図する人物に対し、犯罪実現の妨げとなる設備の所在地を示すことになり、当該人物による犯罪の予防、観覧者の生命又は身体の保護に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該情報は、公にすることにより、人の生命、身体の保護、犯罪の予防その他公共の安全に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とする。

(第4号関係の非公開理由)

名古屋城天守閣木造復元事業に係る未確定の段階の情報

非公開部分に記載された情報は名古屋城天守閣木造復元事業に係る概算工事費の内訳であり、再検討と修正が予定されている中間的かつ暫定的なものである。この情報が公開されると、未確定な情報が確定したものと誤解され、根拠を欠いた批判的な意見が流布されることなどにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

したがって、当該情報は、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、非公開とする。

(第5号関係の非公開理由)

名古屋城天守閣木造復元事業に係る未確定の段階の情報

非公開部分に記載された情報は名古屋城天守閣木造復元事業に係る概算工事費の内訳であり、再検討と修正が予定されている中間的かつ暫定的なものである。

当該未確定情報が公開されると、それを確定したものと誤解した市民等から名古屋市や文化庁等に問合せ・苦情等が寄せられ、その対応や、対応をめぐって文化庁等との間であつれきが生じ、それを修復するための調整に名古屋市が追われることで、文化庁等との間で行われるべき本来の議論、調整が行えず、本件事業の円滑な進行・調整が阻害され、当該事業の実現そのものに支障が生じるおそれがある。

したがって、当該情報は、市が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とする。

(6)

局長	所長	保存整備室長	保存整備室(補職略)
	旅行者		(係長) (村木) (荒井) (額額) (遠藤) (森) (早川) (西村) (蜂矢) (矢形) (小村) 旅行者 旅行者 西村 旅行者 旅行者
	総務課長	ナゴヤ魅力向上室主幹	

平成 30 年 7 月 23 日

復命書

名古屋市長様

観光文化交流局名古屋城総合事務所 所長 西野輝一
 同 主幹 蜂矢祐介
 同 主幹 村木 誠
 同 主幹 片岡進矢
 同保存整備室 主査 深谷 淳



平成 30 年 7 月 20 日（金）に、天守閣整備事業等の打ち合わせのため、文化庁へ出張を命ぜられましたので、下記の通り報告いたします。

記

1 日時・場所

平成 30 年 7 月 20 日（金）

17:40～20:20 文化庁記念物課

2 参加者

（文化庁記念物課）山下主任調査官、平澤主任調査官
 （名古屋市）

名古屋城総合事務所 西野所長、蜂矢主幹、村木主幹、片岡主幹（文化財保護室長）、
 深谷主査（文化財保護室主査）

ナゴヤ魅力向上担当部 桜井部長

(6)

3 内 容

本丸御殿の工事について

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

石垣部会関係

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

天守閣部会報告関係

- [REDACTED]
- [REDACTED]

基本計画書

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

(7)

局長	ナゴヤ魅力向上担当部
	名古屋市 文化財保護室 主査 桜井 信寿

平成 30 年 7 月 23 日

復 命 書

名古屋市長 様

観光文化交流局 ナゴヤ魅力向上担当部
部長 桜井 信寿

平成 30 年 7 月 20 日（金）に、天守閣整備事業等の打ち合わせのため、文化庁へ出張を命ぜられましたので、下記の通り報告いたします。

記

1 日時・場所

平成 30 年 7 月 20 日（金）
17:40～20:20 文化庁記念物課

2 参加者

（文化庁記念物課）山下主任調査官、平澤主任調査官
(名古屋市)

名古屋城総合事務所 西野所長、蜂矢主幹、村木主幹、片岡主幹（文化財保護室長）、
深谷主査（文化財保護室主査）

ナゴヤ魅力向上担当部 桜井部長

(7)

3 内 容

本丸御殿の工事について

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

石垣部会関係

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

天守閣部会報告関係

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

基本計画書

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

支出命令書

歳出

平成30年度

支出命令番号 0033101 内訳番号 01

主管 081101 観光文化交流局 名古屋城総合事務所

(080001)

予算種別 1 現年予算 科目コード 5016-012-090101
 会計 07 名古屋城天守閣特別会計
 款 01 名古屋城天守閣事業費
 項 01 事業費
 目 01 事業費
 大事業 06 事業費
 中事業 01 事業費
 小事業 04 事務費等
 節 09 旅費
 細節 01 旅費 その他
 細々節 01 旅費 その他

支出命今年月日 平成30年 8月 2日

支出負担行為年月日
 初当 平成30年 7月19日
 変更 平成 年 月 日

支出命令額

¥ 149, 180 *

前渡金受領者 508110101 整理番号

職氏名 前渡金受領者 観光文化交流局 名古屋城総合事務所管理活用課長 山本道子

件名 07/20 (文化庁) 名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ
 東京都千代田区 @24, 980×2名
 @24, 880×3名 @24, 580×1名

支払先口座

口座種別 口座番号
 口座名義人

支出区分 6 確定前渡払
 支出予定番号

支払方法 1 口座振替
 支払期限(期日) 平成30年 8月22日 *

確認印

上記の金額を領収しました。

平成 年 月 日

職

氏名

名古屋市

(区)会計管理者様

執行機関	支出命令	命令主管	事業主管
	会計管理者	会計室(区総務課)	会計室(区総務課)
出納機関			

備考1 科目が複数の場合は、内訳書を添付すること。

2 集合決裁書(第44号様式)を添付した場合には、支出命令・命令
 主管・会計管理者・会計室(区総務課)欄の押印を要しない。

D23



(8)

旅費計算書A（資金交付用）

職 氏 名 名古屋市観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部 部長 桜井 信寿							区 分 確 定	
行政職給料表 級 号給 (行政職給料表 級相当)								
月	日	曜	発着地及び経過地			鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
7	20	金	名古屋	→	東京都区内	22,180 円	円	円
7	20	金	東京都区内	→	名古屋			
				→				
				→				
				→				
日 当(D) 2,800 × 1 日 = 2,800			宿泊料(E) × × ×			泊 = 泊 = 泊 = 泊 =	円	
旅行命令(依頼) 平成 30 年 7 月 19 日			旅行期間 0 泊 1 日			合 計(A+B+C+D+E) 円 24,980		
用務及び 用務先	名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)							
概算払額(F) 円			精算額(G) 円			過不足額(G-F) 円		
支払額(返納額) 円 24,980			特記事項 新幹線利用(通常期)					

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

旅費計算書A(資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 所長 西野 輝一							区分 確定	
行政職給料表 級 号給 (行政職給料表 級相当)								
月	日	曜	発着地及び経過地			鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
7	20	金	名古屋	→	東京都区内	22,180 円	円	円
7	20	金	東京都区内	→	名古屋			
				→				
				→				
				→				
日 当(D) 2,800 × 1 日 = × 日 = × 日 =			宿泊料(E) 2,800		泊=	泊=	泊=	泊=
旅行命令(依頼) 平成 30 年 7 月 19 日			旅行期間 0 泊 1 日		合計(A+B+C+D+E) 円 24,980			
用務及び 用務先	名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)							
概算払額(F) 円			精算額(G) 円			過不足額(G-F) 円		
支払額(返納額) 円 24,980			特記事項 新幹線利用(通常期)					

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

(8)

旅費計算書A（資金交付用）

職 氏 名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 保存整備室 主幹 片岡 進矢							区 分 確 定	
行政職給料表 [級] 号給 (行政職給料表 級相当)								
月	日	曜	発着地及び経過地			鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
7	20	金	名古屋	→	東京都区内	22,180 円	円	円
7	20	金	東京都区内	→	名古屋			
				→				
				→				
				→				
日 当(D)					宿泊料(E)	×	泊 =	円
2,700 × 1 日 = 2,700						×	泊 =	
× 日 =						×	泊 =	
× 日 =						×	泊 =	
旅行命令(依頼)			旅行期間			合 計(A+B+C+D+E) 円		
平成 30 年 7 月 19 日			0 泊 1 日			24,880		
用務及び 用務先	名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)							
概算払額(F) 円			精算額(G) 円			過不足額(G-F) 円		
支払額(返納額) 円			特記事項 新幹線利用(通常期)					
24,880								

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 保存整備室 主幹 蜂矢 祐介					区分 確定		
行政職給料表 級 号給 (行政職給料表 級相当)							
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
7	20	金	名古屋	→ 東京都区内	22,180 円	円	円
7	20	金	東京都区内	→ 名古屋			
				→			
				→			
				→			
				→			
日 当(D) 2,700 × 1 日 = 2,700			宿泊料(E) × × × 日 =		泊 = 泊 = 泊 =	泊 = 泊 = 泊 =	円
旅行命令(依頼) 平成 30 年 7 月 19 日			旅行期間 0 泊 1 日		合 計(A+B+C+D+E) 円 24,880		
用務及び 用務先	名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)						
概算払額(F) 円 24,880	精算額(G) 円	過不足額(G-F) 円					
支払額(返納額) 円 24,880	特記事項 新幹線利用(通常期)						

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

(8)

旅費計算書A(資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 保存整備室 主幹 村木 誠							区分 確定	
行政職給料表 級 号給 (行政職給料表 級相当)								
月	日	曜	発着地及び経過地			鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
7	20	金	名古屋	→	東京都区内	22,180 円	円	円
7	20	金	東京都区内	→	名古屋			
				→				
				→				
				→				
日 当(D) 2,700 × 1 日 = 2,700			宿泊料(E) × × × =			泊 = 泊 = 泊 = 泊 =	円	
旅行命令(依頼) 平成 30 年 7 月 19 日			旅行期間 0 泊 1 日			合計(A+B+C+D+E) 円 24,880		
用務及び 用務先	名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)							
概算払額(F) 円			精算額(G) 円			過不足額(G-F) 円		
支払額(返納額) 円 24,880			特記事項 新幹線利用(通常期)					

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

旅費計算書A(資金交付用)

職 氏 名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 保存整備室 主査 深谷 淳						区 分 確 定	
行政職給料表			級	号給	(行政職給料表 級相当)		
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
7	20	金	名古屋	→ 東京都区内	22,180 円	円	円
7	20	金	東京都区内	→ 名古屋			
				→			
				→			
				→			
日 当(D) 2,400 × 1 日 = 2,400			宿泊料(E) × × × ×		泊 = 泊 = 泊 = 泊 =		
旅行命令(依頼) 平成 30 年 7 月 19 日			旅行期間 0 泊 1 日		合 計(A+B+C+D+E) 円 24,580		
用務及び 用 務 先	名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)						
概算払額(F) 円			精算額(G) 円		過不足額(G-F) 円		
支払額(返納額) 円 24,580			特記事項 新幹線利用(通常期)				

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

(9)

2018年7月20日 文化庁打ち合わせメモ

日時 2018年7月20日(金) 17時40分～20時20分

参加者 文化庁 山下主任調査官・平澤主任調査官

名古屋市 文化財保護室 片岡室長・深谷主査

魅力 桜井部長

名古屋城 西野所長・蜂矢主幹・村木

本丸御殿の工事について

○

○

○

石垣部会関係

○

○

○

○

○

天守閣部会報告関係

○

○

○

○

○

基本計画書

○

○

○

○

○

(10)

局長	所長	管理課	整備室

平成 30 年 7 月 30 日

復命書

名古屋市長 河村たかし 様

名古屋城総合事務所
所長 西野輝一



下記のとおり出張しましたので、報告いたします。

記

- 1 日 時 平成 30 年 7 月 26 日 (水)
- 2 用 務 「平成 31 年度国の施策及び予算に関する重要事項の提案」
における市長随行
- 3 出 張 先 文部科学省 文化庁（東京都千代田区霞が関 3-2-2）
- 4 内 容 別紙のとおり

市長国家提案【文化庁】<平成30年7月26日(木)>面会記録

●面会記録（文化財部長、記念物課長）

- ・予算要望について、名古屋城の整備には、引き続き力を入れていく。三浦先生のCGのように少しずつ整備していく。特に太鼓櫓は外から見える。写真も残っており、是非復元したい。
- ・天守閣木造復元については、石垣部会とよく話し合って結論を出すよう①に言われている

- ・石垣の整備計画の作成や研究センターの創設②

それについては早急にやっていく。また、竹中工務店が整備する予算の中に、石垣部会の整備費用として45億見込んでいる。石垣を外すことも議論になるが、これだけの予算があることは凄いことである。

- ・上に天守閣を残したままでは危ない。IS値0.14とあまりにも低い。
- ・下で調整することも危ない。労働安全衛生法上も問題。早く除去することが必要。

③

- ・

④

- ・

- ・バリアフリーの技術について、障害者団体にも説明している。来年度には実際の階段の模型で実験する施設を設ける。

(文化庁より)

⑤

地元の専門委員会には十分に説明

して理解してもらうこと。⑥

文化庁としては従来よりできる限りサポートしており、今後も引き続きサポートしていく。

以上

平成 31 年度国の施策及び予算に関する重点事項の提案

名古屋城（名城公園）の整備

平成 30 年 7 月

名 古 屋 市

名古屋城（名城公園）の整備

【提案内容】

（1）天守閣の木造復元

- ・天守閣の木造復元等に対し財政支援など必要な措置を講ずること。

（2）名古屋城の文化財の保存活用等

- ・名勝二之丸庭園や石垣の整備等、文化財の保存活用及び本丸御殿における復元模写された障壁画の表具工事に対し必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市では、尾張名古屋のシンボルである名古屋城の歴史的・文化的な価値と魅力を向上させるべく、天守閣の木造復元や文化財の保存活用などに取り組んでいる。また、歴史文化の発信・にぎわいの創出等に資する金シャチ横丁を平成30年3月に開業し、引き続き第二期整備計画の策定を進めているところである。

（天守閣の木造復元）

天守閣は昭和5年に城郭建築として旧国宝第1号に指定されたが、昭和20年の戦災により焼失した。昭和34年に再建された現在の天守閣は再建から半世紀が経過し、耐震性の確保も課題となっていることから、昭和実測図等の詳細な資料に基づき、史実に忠実に木造での復元を行う必要がある。

（名古屋城の文化財の保存活用等）

特別史跡である名古屋城跡の価値や魅力を高め、後世に継承していくために、特別史跡名古屋城跡保存活用計画に基づき、名勝二之丸庭園や石垣の整備、二之丸地区の整備基本調査、障壁画の保存修理及び本丸御殿における復元模写された障壁画の表具工事を着実に進め、城内に残る文化財の保存活用等に一層努めていく必要がある。

名古屋城の整備の現状

名勝二之丸庭園の保存整備

提案先：文化庁

事業の種類：歴史活き活き！史跡等総合活用整備

工期：平成 25 年度～

現状：保存管理計画（平成 24 年度策定）に基づき、保存整備中



二之丸地区の整備基本調査

提案先：文化庁

事業の種類：遺跡発掘調査

工期：平成 30 年度～

現状：整備構想策定に向けた発掘調査を実施中

天守閣の木造復元

提案先：国土交通省

事業の種類：天守閣の木造復元

工期：平成 29～34 年度

現状：設計中



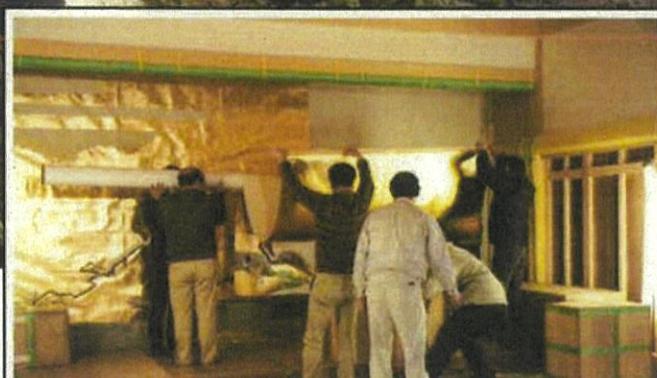
石垣の整備

提案先：文化庁

事業の種類：歴史活き活き！史跡等総合活用整備

工期：昭和 45 年度～

現状：搦手馬出の石垣を修理中



本丸御殿復元模写障壁画の表具工事

提案先：国土交通省

事業の種類：社会資本整備総合交付金事業

工期：平成 24～41 年度

現状：本丸御殿復元模写制作事業継続に伴い、完成した復元模写を本丸御殿に貼り込む表具工事を実施中

本丸御殿障壁画保存修理

提案先：文化庁

事業の種類：美術工芸品の保存修理等

事業期間：昭和 61 年度～

現状：天井板絵の保存修理を実施中

(10)

応援します



フェアトレードタウン なごや



THE NAGOYA CASTLE
HOMMARU PALACE

2018/6/8

名古屋城
丸御殿完成公開



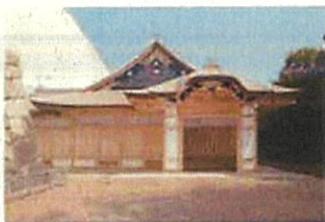
古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

歴史をつなぐ 文化をつなぐ 名古屋城の整備状況

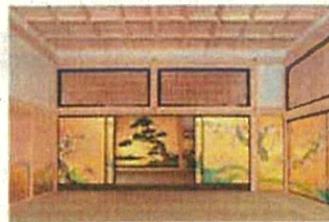
名古屋城は多くの重要文化財や、名勝二之丸庭園、天然記念物のカヤなどを有し、特別史跡に指定されています。これらの文化財を後世に引き継ぐとともに、さらなる魅力向上を図るために、様々な整備・修復を行っています。

① 本丸御殿の復元

平成21年から復元工事に着手。平成25年度に玄関・表書院、平成28年度に対面所・下御膳場、平成30年度に上洛殿・湯殿書院等を公開しました。引き続き障壁画の復元模写の制作(表具含む)を行っていきます。



玄関の外観



表書院一之間から上段之間を見る

◎ ② 名勝 二之丸庭園の保存整備

平成24年度に保存管理や整備の方針を定めた「保存管理計画」を策定し、この計画に基づき、順次修復整を行っています。



二之丸庭園発掘現場



石橋



③ 展示収蔵施設の整備

西之丸北部に、江戸期に存在した米蔵の外観を再現した展示収蔵施設を整備し、1,047面ある重要文化財本丸御殿障壁画等を公開していく予定です。

④ 天然記念物 カヤの保全



推定樹齢600年以上で、昭和20年の空襲を浴びながらも命脈を保ちましたが、衰弱が進んだため、樹勢を回復させるなどの保全に取り組んでいます。

◎ ⑤ 石垣の修復



崩壊・はらみ出し部分の修復を昭和45年度から継続的に行っており、現在は本丸搦手馬出の修復を行っています。文化財調査も並行して行い、石垣を積み上げる伝統技術や石垣のはらみ出しの原因解明も目的としています。

◎ ⑥ 重要文化財 本丸御殿障壁画の修理



狩野派の絵師により描かれた重要文化財障壁画について、絵具の剥落や下地の傷みの修理を継続して行っています。

(11)

支出命令書

歳出

平成30年度	支出命令番号 0032401 内訳番号 01	
主管 081101 観光文化交流局 名古屋城総合事務所 (080001)		
予算種別 会計 款 項 目 大事業 中事業 小事業 節 細節 細々節	現年予算 01 一般会計 07 観光文化交流費 03 名古屋城費 01 名古屋城費 05 運営管理 00 00 09 旅費 01 旅費 その他 01 旅費 その他	科目コード 0126-005-090101 支出命令年月日 平成30年 7月31日 支出負担行為年月日 当初 平成30年 7月25日 変更 平成 年 月 日
支出命令額	¥ 25, 380 *	
前渡金受領者 508110101 整理番号		
職氏名 前渡金受領者 観光文化交流局 名古屋城総合事務所管理活用課長 山本道子		
件名 7/26 国家提案活動（文化庁） 【内訳】 025,380円×1名		
支払先口座 口座種別 口座番号 口座名義人		
支出区分 6 確定前渡払 支出予定番号		支払方法 1 口座振替 支払期限（期日） 平成30年 8月14日 *
確認印	上記の金額を領収しました。 職 氏名 名古屋市 (区) 会計管理者様	
平成 年 月 日		

執行機関	支出命令	命令主管	事業主管
	総務課長	総務課	所長 課長 管理活用課 室長 保存整備室
出納機関	会計管理者	会計室 (区総務課)	30. 8. 14 名古屋市会計管理者

備考 1 科目が複数の場合は、内訳書を添付すること。

2 集合決裁書（第44号様式）を添付した場合には、支出命令・命令
主管・会計管理者・会計室（区総務課）欄の押印を要しない。

D23

旅費計算書A(資金交付用)

職 氏 名 観光文化交流局名古屋城総合事務所 所長								區 分 確 定		
西野 輝一										
行政職給料表 [] 級 [] 号給 (行政職給料表 [] 級相当)										
月	日	曜	発着地及び経過地			鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)		
7	26	木	名古屋	→	東京都区内	22,580 円	円	円		
7	26	木	東京都区内	→	名古屋					
				→						
				→						
				→						
日 当(D)			宿泊料(E)			×	泊 =	円		
2,800	×	1 日	=	2,800		×	泊 =			
×	日	二	二			×	泊 =			
×	日	二	二			×	泊 =			
旅行命令(依頼)			旅行期間			合 計(A+B+C+D+E) 円				
平成 29 年 7 月 25 日			0 泊 1 日			25,380				
用務及び 用務先		平成 31 年度国家提案局要望活動 東京都千代田区(国土交通省、文化庁)								
概算払額(F) 円			精算額(G) 円			過不足額(G-F) 円				
支払額(返納額) 円			特記事項 新幹線利用(繁忙期) 25,380							

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

市長国家提案【文化庁】<平成 30 年 7 月 26 日(木)>面会記録

●面会記録（文化財部長、記念物課長）

- ・予算要望について、名古屋城の整備には、引き続き力を入れていく。三浦先生の CG のように少しづつ整備していく。特に太鼓櫓は外から見える。写真も残っており、是非復元したい。
- ・天守閣木造復元については、石垣部会とよく話し合って結論を出すよう①に言われている
[REDACTED]

- ・石垣の整備計画の作成や研究センターの創設
[REDACTED] ②

[REDACTED] それについては早急にやっていく。また、竹中工務店が整備する予算の中に、石垣部会の整備費用として 45 億見込んでいる。石垣を外すことも議論になるが、これだけの予算があることは凄いことである。

- ・上に天守閣を残したままでは危ない。IS 値 0.14 とあまりにも低い。
- ・下で調整することも危ない。労働安全衛生法上も問題。早く除去することが必要。

③ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

④ [REDACTED]

- ・バリアフリーの技術について、障害者団体にも説明している。来年度には実際の階段の模型で実験する施設を設ける。

(文化庁より)

⑤

- ・[REDACTED] 地元の専門委員会には十分に説明して理解してもらうこと。
[REDACTED] ⑥

[REDACTED] 文化庁としては従来よりできる限りサポートおり、今後も引き続きサポートしていく。

以 上

復元検討委員会での報告に対する意見 (平成 30 年 2 月 5 日受領)		意見に対する回答要旨 (平成 30 年 3 月提出)
	<p>1. 戦後都市文化の象徴である RC (S R C) 造天守を解体するにはなお議論を尽くす必要がある。史料の豊富さという点のみで、名古屋城天守を木造とする考えが正当化できるかどうかを検討を要する。</p>	<p>・平成 22 年度より、耐震改修と木造復元の調査や議論が並行して行われてきた。調査結果の積み重ねを基に検討を行い、議会との議論や、市民との意見交換を行った。</p> <p>・安全性への考慮や、現天守閣の価値の保存のために耐震改修を行うべきとするもの、根拠資料に基づく木造復元を行うことで文化的・観光的な価値を育めるものの、様々な意見が交わされてきている。</p> <p>・また、そうした議論や機運の醸成に付随して、平成 26 年に実施されたアンケート調査では、耐震改修が 71%、木造復元が 15.3% であったのにに対し、平成 28 年度の調査では耐震改修が 26.3%、完成期限を問わなければ木造復元が 62.1% と、市民の意向に変化が見られている。</p> <p>・昭和 34 年再建当時は、SRC 造による外觀復元が求められていた。しかし、その後の史跡整備における「真実性」を求める国際的、歴史的な流れ、そして現代の名古屋市民における天守閣のあり方への意識の変化を鑑みると、特別史跡における整備という点において、木造復元を行うことに一定の意義があると考える。</p>
	<p>2. 戦前における城郭建築についての研究と耐火構造の必要性という中で、RC (S R C) 造天守が建設されたわけであるが、前者についての追跡が不十分ではないか。</p>	<p>・戦前ににおける城郭建築についての研究については、名古屋城の実測図事業に携わった土屋純一をはじめ、藤岡通夫、城戸久において実証的な研究が行われてきた。</p> <p>・名古屋城天守閣建については、当時の城郭史研究における第一人者であり、名古屋城再建時も設計等において深く関わった人物である「城戸久」の構想が与えた影響は、非常に大きいものであった。</p> <p>・城郭について研究を積み重ねてきた城戸が目指したのは、近世の城郭ではなく、昭和、もっと言えば戦後という時代性を象徴する城郭の再建であった。</p> <p>・焼失した天守を、実証的研究や実測事業の成果に基づく精度の高い外觀復元を行うことで「近世城郭」としての姿を保存し、同時に、内部に重要文化財等の展示収蔵のための機能を持たせることで「近代建築」としての価値を付与するものであった。</p>
	<p>3. 建築基準法の変遷についての調査がさらに必要。 3.4 年改正が、国宝保存法に指定され、戦災によって焼失したもののが再建を適用除外としていると解釈できるか否か、検討が必要。</p>	<p>・建築基準法の改正経緯からも昭和 34 年の改正以前は、災害等で滅失した国宝、重要文化財等を再建する場合には建築基準法の適用が除外されなかつたと考えられる。しかし、国土交通省の見解は、「法文や改正経緯からは昭和 34 年の改正までは法第 3 条の適用はできなかつたものと推測できるが、当時の法令の取扱い等に関する資料がみつからないため、正確にはわからない。」であった。</p> <p>・再現建築物の法第 3 条適用について、国土交通省住宅局の「建築基準法施行状況調査平成 27 年度報告書」において、昭和 43 年の京都御苑まで確認できない。この調査は各都道府県及び政令指定都市に対してアンケート形式で行っているものであり、各都道府県及び政令指定都市が把握しているものに限られるため、昭和 43 年までの適用事例があつたかどうかは不明である。</p> <p>・しかし、この間の昭和 36 年の改正、昭和 38 年の改正、昭和 43 年の改正においても法第 3 条第 1 項の変更は確認できなかったため、昭和 34 年の改正時から再現建築物の法第 3 条適用は可能であったと考えられる。</p>
	<p>4. 石垣の調査を行い、その結果にもとづいて具体的にどのように石垣を保全していくのかを検討しなければならない。 方針のみでは議論とならない。</p>	

復元検討委員会での報告に対する意見 (平成 30 年 2 月 5 日)	意見に対する追加の回答要旨
<p>戦後都市文化の象徴である RCC (SRC) 造天守を解体するにはなお議論を尽くす必要がある。 史資料の豊富さというところで、名古屋城天守を木造とする考えが正当化できるかどうか検討をする。</p>	<ul style="list-style-type: none">現天守閣について正當に評価をするため、更に調査を進めた。「現天守閣の建築物としての特徴や評価」の節をもうけ、現天守閣の建物としての特徴を記した。現天守閣を耐震補強する場合と木造復元する場合の利点と課題を比較検討する際に、「特別史跡名古屋城跡についての理解の促進」「特別史跡名古屋城跡を中心とする歴史観光・歴史まちづくり」「現天守閣の意義と評価」「天守台石垣への影響」という 4 つの視点を改めて設定し、それぞれの視点から、木造復元の意義を説明した。現天守の記録・記憶を残していく考え方について記述を増やした。
	<p>石垣の調査を行い、その結果にもとづいて具体的にどのように石垣を保全していくのかを検討しなければならない。 方針のみでは議論とならない。</p> <p>・石垣部会と相談しながら、石垣調査・石垣の保全策の検討を行っている。</p>

復元検討委員会での報告に対する意見 (平成30年5月16日受領)	意見に対する回答要旨
<p>SRC造による外観復元・博物館機能の背景について</p> <p>近現代建築の外観復元においては、内部を木造に見せることができない事もあって、城戸は内部に博物館を作ろうと考えたのではないか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内部を博物館とするアイデアについて、城戸自身がなぜそぞうを考えたのかを示す資料は確認できなかった。また、城戸が内部の仕様を具体的にどう考えていたのかを示す資料も確認できていない。 城戸は戦後すぐから内部を「総合科学館式のもの」とし、名古屋を中心とした歴史・産業その他あらゆるものを陳列する文化的なものとして利用できるものとした方が効果的」と述べているが、後の論考でも、天守閣が再建されるならば、戦災で喪失することを免れた日本丸御殿蔵壁画の収蔵庫として、あるいは列品場として現代的な意味を持たせることができる、と述べている。 その他、内部の有効利用を強調した論考も残されており、一貫して内部を有効利用すること、特に博物館として利用することを重視していたことがわかる。
<p>SRC造技術の発達については、その経緯・歴史をもつと示し、評価すべきではないか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> 明治24年の濃尾震災、大正12年の関東大震災において壊滅的な被害を受けたレンガ造建造物に代わり、耐火性の高いものとして、明治時代中期に日本に導入された鉄筋コンクリート造（RC造）が注目されるようになつた。その後に、1910年頃もたらされたSRC造は、RC造よりもさらに耐震性が高いといいう点が評価され、大正末期から昭和に入ると数十件規模で施工されないようになつた。特に7階建て以上の高層建築では大半がSRC造で建設された。 関東大震災後の代表的なSRC造建築としては、三井本館、三越呉服店本店などが知られる。大正末～昭和初年には、大阪では総業会館が建設されている。愛知県庁舎、名古屋市行舎もこの時期のSRC造建築である。 昭和6年に大阪城復元にかかわった古川重春は、天守閣のような記念物は、耐火性・耐震性を兼ね備えたRC造、SRC造で造られるべきという考え方を示しているが、こうした考えは昭和前半まで継続した。名古屋城の現天守閣がSRC造により再建された背景にも、耐震・耐火を求める同様な考えがあつたものと思われる。
<p>天守台石垣にかかる課題への対策について</p> <p>天守解体及び木造天守建築時における、天守台石垣に対する影響を考える必要がある。石垣の調査が継続中であるため、報告がなされていない。石垣の構造解析は難しいし、時間がかかると思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 石垣部会と相談しながら、石垣の保全策の検討を行っている。

1. 復元概要・復元整備基本構想

1 - 2 名古屋城天守の歴史的変遷

1 - 2 名古屋城天守の歴史的変遷

(1) 近世(藩政期:慶長17年(1612)～明治5年(1872))

普請の始まりは慶長15年閏2月頃で、翌16年初め頃に石垣普請及び城地整理が完了した。このうち天守台を担当したのが加藤清正である。石垣普請と並行して天守の作事準備も進められ慶長15年には材木の手配・収集が始まっている。屋根葺き等は翌年まで持ち越されたと推定されるが、慶長17年には上棟し、完成している。大天守は5階のみが銅板瓦棒葺きで、それより下の1階から4階までは本瓦葺きだった。

築城後の大天守に対しては、まず寛文9年(1669)に壁の塗り直し、屋根の葺き直しがなされ、宝暦元年(1751)までの間に大小計13回の修理がなされた事が史料により分かっている。

そして宝暦2年(1752)から同5年にかけて、1・2階の部分解体を伴う大天守石垣の西・北側の積み直し、揚屋による不陸調整、引き起こしによる傾斜の是正、2～4階屋根を本瓦葺きから銅板瓦棒葺きに改める、外周唐破風・千鳥破風の妻飾・破風板・懸魚を銅板で包む、という大規模な修理がなされた。その後の修理については詳しい史料が残らないが、基本的に宝暦修理後の姿のまま幕末を迎えたようである。

(2) 近代(陸軍期:明治5年(1872)～明治26年(1893))

明治3年(1870)に藩知事徳川慶勝より『金鷲尾貢献並城内建物取扱ノ儀伺』が新政府に上申され、翌4年金鷲は天守より降ろされ、宮内省に納められた。献納された金の鷲はその後、日本各地やイーン博覧会に出展され、評判を呼んだ。明治11年金鷲を名古屋城大天守に戻して欲しいとの地元有志(明治期名古屋政財界の中心人物の岡谷惣助、関戸守彦、伊藤次郎左右衛門ら)の嘆願書が宮内省と陸運省に提出され、翌年に大天守に戻った。

明治5年(1872)に東京鎮台第三分営(後に名古屋鎮台、第三師団と改称)が名古屋城に置かれ、天守は歩兵兵舎となつた。明治5年に本丸と二之丸、翌年に三之丸が陸運省の所管となつた。

その一方で、明治5年(1872)文部大丞町田久成と宮内少丞世古延世が「名古屋城等保存ノ儀」を参議大隈重信に提出し、駐日ドイツ公使フォン・プラントが各国公使の声として山県有朋に名古屋城保護を訴えた。

明治6年(1873)には廢城令が発せられ多くの城郭が破却されていくが、明治11年(1878)12月中村重遠工兵大佐が保存修理を太政官に上申するよう陸軍卿山縣有朋に願い出て、明治12年(1879)には陸軍卿西郷従道が「名古屋姫路両城保存之儀」を太政官に上申し修理費の補助が決定し姫路城とともに永久保存されることが決定された。

当時はまだ古社寺保存法制定(明治30年(1897))以前であったにも関わらず、「全国屈指、規模広壯」といわれた名古屋城は永く後世に伝えるべきと見做されていたのである。

なお、明治24年(1891)に起きた濃尾地震は各地に多大な被害を与え、名古屋城においても本丸の多門櫓などが被害を受けたが、天守と本丸御殿には大きな被害はなかった。

(3) 近代(離宮期:明治26年(1893)～昭和5年(1930))

明治26年(1893)に名古屋城の西半分、本丸・西之丸・御深井丸が離宮として宮内省の管理下に置かれることとなり、本丸の内は御料地に編入され、名古屋離宮と称することとなった。

(4) 近代(市営期:昭和5年(1930)～昭和20年(1945))

昭和5年(1930)12月11日の官報第1187号をもって名古屋離宮は廃止され、名古屋城は名古屋市に下賜された。それを踏まえ、城内の建造物天守を含め24点、附7点の計31点が昭和5年12月13日の文部省告示第239号で国宝に指定された。近世城郭の天守・御殿としては初めての国宝指定だった。本件は昭和4年7月に国宝保存法が施行されてから2回目の指定物件である。昭和6年2月11日の紀元節を機に一般公開が始まり、昭和7年12月に城全体が史跡に指定された。

名古屋城では、昭和5年の国宝指定を受けて、昭和7年から継続して名古屋市土木部建築課による実測調査が行われた。その成果は昭和27年(1952)に実測図面279枚としてまとめられた。また昭和16年3月には御下賜10周年記念事業として城内の写真565枚が撮影されている。天守・御殿の焼失により、往時の名古屋城の姿はこれら図面とガラス乾板の中にのみ残される事となった。

太平洋戦争末期の昭和20年(1945)5月14日、アメリカ軍による名古屋を襲った空襲により、天守、本丸御殿など国宝27点が惜しくも焼失した。

(5) 現代(市営期:昭和20年(1945)～)

昭和24年10月13日の文部省告示第179号により焼失した文化財は国宝指定を解除された。

① 現存文化財の保存

戦災により天守・本丸御殿など多くの建物が焼失したが、残された建物や石垣の傷み、とりわけ天守が焼け落ちた後の天守台の石垣の傷みはひどかった。

昭和25年(1950)に文化財保護法が施行され、文化財保護委員会が設置されると早速、天守台・石垣・城壁と残存している櫓の修理保存に乗り出し、昭和30年(1955)には名古屋城天守閣跡石垣積替工事も開始された。

② 天守閣等の再建

戦災により、昭和20年5月14日に天守、本丸御殿、正門等は焼失してしまったが、戦後、市民の熱意により、天守再建の機運が高まり、昭和34年(1959)に天守閣及び正門が再建された。天守閣の再建には、建設費約6億円のおよそ3分の1を市民からの寄付でまかなつた。

③ 基本構想～全体整備計画

昭和60年(1985)に名古屋城整備基本構想調査会を設置し、名古屋のまちづくりにおける名古屋城の役割について検討を行った。名古屋城は名古屋のシンボルとして、伝統文化、技術の殿堂や市民交流・国際交流の場などの役割を担うものと基本方向を示している。その後、平成にかけて調査を重ね、名古屋城全体の整備の方向性や実現性の検討を行い、平成18年度に特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議(平成18年度～平成26年度の名称は「特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会」であった)を設置し、特別史跡名古屋城跡全体整備計画を策定した。

天守閣整備については、平成22年度に耐震対策調査を行うとともに、名古屋城整備課題調査により天守閣の木造復元にかかる課題の調査・検討を行ってきてている。

表-1.2.1 整備計画資料リスト

年度	書名	年月日
○整備基本構想		
S60	名古屋城整備の基本構想 中間報告「名古屋城 21世紀に向けて」	1986.3
S61	名古屋城整備の基本構想 調査報告書「名古屋城 21世紀に向けて」	1987.3
○整備基本計画		
S63	名古屋城整備基本計画調査 報告書（名古屋城整備課題調査）	1989.3
○名古屋城全般に関する調査		
H5	名古屋城整備課題調査委託	1994.3
H7	名古屋城整備課題調査報告書	1996.3
○全体整備計画		
H18	特別史跡名古屋城跡全体整備計画	2006.9
H24	特別史跡名古屋城跡全体整備計画 増補版	2012.12
H30	特別史跡名古屋城跡保存活用計画	2018.5
○本丸御殿に関する調査		
S53	旧国宝名古屋城本丸御殿資料調査報告書	1979.3
S60	木造伝統技術の研究(その1)	1985.11.30
S61	木造伝統技術の研究(その2)	1986.11.29
S62	木造伝統技術の研究(その3)	1988.2.28
H2	木造伝統建築物復元課題調査報告書(2分冊。資料編あり)	1991.3
H3	名古屋城整備課題調査報告書	1991.12
H9	名古屋城本丸御殿復元課題調査報告書	1998.2
H10～H13	名古屋城本丸御殿復元課題調査報告書	2002.2.15
○西之丸に関する調査・構想		
H4	西之丸地区整備史実調査	1993.3
H6	西之丸地域整備基本構想 名古屋城整備課題調査報告書	1995.3
○石垣修理に関する報告書		
H3	特別史跡名古屋城跡 東一之門(西側)石垣保存修理工事報告書	1992.3
H5	特別史跡名古屋城跡 くるみ林・塩蔵構境石垣保存修理工事報告書	1994.3
H8	特別史跡名古屋城跡 二之丸旧東二之門跡北側・二之丸東面石垣保存修理工事報告書	1997.3
○天守閣等に関する調査		
H22	名古屋城整備課題調査報告書	2011.3
H25	名古屋城整備課題調査報告書	2014.2
H26	名古屋城整備検討調査報告書	2015.3

1. 復元概要・復元整備基本構想

1 - 2 名古屋城天守の歴史的変遷

表-1.2.2 名古屋城天守略年表

藩主・管理者 (本丸)	和暦	西暦	事項	形状による区分 (※1)	社会的事項
尾張徳川家	慶長5	1600			関ヶ原の戦いにおいて東軍大勝
	慶長14	1609	家康、義直を從えて清須城に至り、名古屋城築城を決定		
	慶長15	1610	家康、名古屋城築城の繩張を決定し、名古屋城普請始まる		
			加藤清正、天守台を完成、各曲輪の石垣もほぼ完成		
	慶長17	1612	名古屋城天守の上棟、完成		
	慶長19	1614	本丸天守の北東石垣八十間が崩れ修理		
	元和2	1616			
	万治3	1660	大風により天守の漆喰が剥落 『正事記』		
			全ての壁を下地取り換え、壁塗り替え		
	寛文9	1669	全ての屋根の土居葺・瓦・瓦葺き直し、屋根漆喰塗り替え		
			全ての屋根の谷の鉛瓦敷き直し、五階屋根銅瓦縫い・銅釘打ち直し		
			二階から三階への階段廻りに1ヶ所、三階から四階への階段廻りに3ヶ所、格子窓を新設 『国秘録 御天守御修復』		
	貞享2	1685	五階屋根銅釘打ち足し。 四階～二階屋根・垂木・裏板・木舞・裏甲・谷樋木・瓦座の腐朽箇所を補修し、土居葺・瓦葺き直し。一階屋根差し瓦。全ての屋根漆喰塗り直し。 飾金物打ち直し 『国秘録 御天守御修復』		
	元禄8	1695	天守修繕 『尾藩世記』		
	宝永4	1707	宝永の大地震。天守に被害があり、下記宝永6年の修理に至る。『名古屋城史』		
	宝永6	1709	一階四周、壁・一部床板根太解体。 一階西側土台はらみ出しを引き戻す。 二階西側の沈下した柱を上げて柱下に檼板敷き。梁・垂木の抜け出しを引き寄せる。『国秘録 御天守御修復』		
	享保5	1720	三階・四階破風の垂木・裏板・十居葺・葺十・谷鉛瓦・瓦・漆喰やり直し。 『国秘録 御天守御修復』		
	享保10	1725	五階壁下地取り換え・壁塗り替え 四階西唐破風裏板取り換え、楕下地作り替え、土居葺・瓦葺き直し 三階南垂木裏板打ち替え、垂木打ち直し。 『国秘録 御天守御修復』		
	享保11	1726	五階南東に枯木插入、裏板・銅瓦下地作り替え 五階箱櫓修理、前包取り替え、妻ぐい戸作り替え、四階・三階・二階屋根部分修理 鯱修理 『国秘録 御天守御修復』		
	享保13	1728	四階・三階屋根部分修理、穴藏井戸際中仕切りの蔀戸修理 五階～一階窓戸244本修理、散居溝の敷鉄打ち直し 『国秘録 御天守御修復』		
	享保15	1730	鯱修理、鯱の鳥よけ取り付け 『国秘録 御天守御修復』		
	享保17	1732	四階・三階・二階屋根廻り修理 『国秘録 御天守御修復』		
	享保19	1734	五階～一階壁廻り修理 『国秘録 御天守御修復』		
	享保20	1735	三階敷染繪い、下梁指肘木取り付け、添柱立て。『国秘録 御天守御修復』		
	元文4	1739	五階～二階破風廻り修理 『国秘録 御天守御修復』		
	元文5	1740	大風により破損したため、五階～一階の壁塗り直し。『国秘録 御天守御修復』		
	宝暦2～ 宝暦5	1752～ 1755	天守、西北側の石垣全てを積みなおす。 一階・二階通し柱の引き起こしによる傾斜の是正、かつ揚屋による不動沈下のは正。 二階～四階屋根を本瓦葺きから銅板瓦棒葺きに改める 外周唐破風・千鳥破風の妻飾・破風板・懸魚を銅板で包む 雨樋堅樋新規取り付け。 (※2)		
	文政2	1819			
	文政10	1827	鯱修理。鯱の木部図面が作成された。『金城温古録』		
	弘化3	1846	鯱修理。『名古屋城史』		
	嘉永7	1854			
	万延元	1860	奥村得義、『金城温古録』前半4編の清書本を尾張藩に献上。現在蓬左文庫所蔵。		
	慶応3	1867			
	明治4	1871	尾張藩知事徳川慶勝、藩御用達の農家・商家を天守に案内し、城内建物の修繕費用を課す。『見聞錦剣』 金鯱、名古屋城から降ろされ、東京の宮内省に献納される。		

(※1) 形状による区分は、「1-5 復元時代の設定の概要 (1) 天守の変遷 (P.30参照)、(3) 年表 (P.41参照)」に対応。

第Ⅰ期
(五階のみ銅板葺き、一階～四階は瓦葺)

第Ⅱ期
(二階～四階を銅板葺に屋根葺替え)

藩主・管理者 (本丸)	和暦	西暦	事項	形状による区分 (※1)	社会的事項
陸軍省	明治5	1872	文部大水町田久成・宮内少丞世古延世から大隈重信宛に「名古屋城等保存ノ儀」が建議される。『失われた国宝名古屋城本丸御殿』		
	明治12	1879	前年から行われていた金鯱復旧工事完了 『愛知県史蹟名勝天然紀念物調査報告第九』		
	明治24	1891	濃尾地震により天守北側の石垣が少し孕む 『愛知県史蹟名勝天然紀念物調査報告第九』 木子文庫蔵「本丸・深井丸・西之丸地図(震災石垣破損個所調査)」では天守石垣は「旧形之倒」とされている。		濃尾地震
宮内省	明治26	1893	本丸と西之丸の一部が宮内省に移管され、名古屋離宮となる		
	明治43	1910	小天守の鯱を瓦製の物から青銅製に変更。 青銅製の物は江戸城から移したもの。 『愛知県史蹟名勝天然紀念物調査報告第九』、『名古屋城史』		
	大正8	1919	宮内省内匠寮が天守の実測図作成。現在宮内公文書館所蔵。		
名古屋市	昭和5	1930	元離宮名古屋城内の建造物24棟、附7棟、計31棟が国宝(旧国宝)に指定される。 国宝保存法下では二回目の指定。 近世城郭の天守・御殿としては初めての国宝指定	第Ⅱ期 (二階～四階を銅板葺に屋根葺替え)	
	昭和6	1931	名古屋城の一般公開が開始される。		
	昭和7	1932	名古屋市土木部建築課による主要建物の実測調査開始。 『名古屋城史』		
	昭和9	1934	暴風雨のため天守4階東南隅、2階東南隅、小天守2階東南隅の漆喰が一部剥落する。『名古屋城史』		
	昭和12	1937	天守鯱実測用の足場が利用され、企鯨49枚が盗まれる。 その後発見。		
	昭和13	1938	御殿・大天守・小天守の火災報知設備設置。 『名古屋城史』、日本民家園大岡資料		
	昭和15	1940	写真家沢村文雄により主要建物の写真撮影がなされる。 『名古屋城史』		
	昭和16	1941			
	昭和17	1942			
	昭和20	1945	戦災により、大天守・小天守・北東隅櫓・本丸御殿などが焼失する。		
	昭和24	1949	焼失した名古屋城天守他の建造物27点の旧国宝指定が解除される。		
	昭和25	1950			
	昭和27	1952	昭和期実測図が完成する『名古屋城史』 本年から昭和31年にかけて、5次に亘り間隔による天守他の石垣積換え工事が実施される。『名古屋城史』		
	昭和30	1955	天守石垣積替工事開始		
	昭和31	1956	名古屋城再建準備委員会結成。天守再建のための調査開始。 『名古屋城史』		
	昭和32	1957	天守閣再建工事着手		
第Ⅲ期 焼失	昭和34	1959	大天守閣・小天守閣・複数門の再建竣工		
	昭和61	1986	名古屋城整備の基本構想調査		
	昭和63	1988	名古屋城整備基本調査		
	平成2	1990	天守閣内装改修工事竣工		
	平成3	1991	名古屋城整備課題調査		
	平成7	1995	名古屋城整備課題調査		
	平成9	1997	歴史的建造物の耐震診断方法に関する調査 天守閣エレベータ櫓増築工事竣工		
	平成17	2005	特別史跡名古屋城跡全体整備計画検討委員会		
	平成18	2006	特別史跡名古屋城跡全体整備委員会発足		
	平成21	2009			
	平成22	2010	名古屋城整備課題調査 名古屋城天守閣耐震対策調査		
	平成23	2011	名古屋城天守台石垣健全性評価		
	平成25	2013	名古屋城整備課題調査		
	平成26	2014	名古屋城整備検討調査		
	平成30	2018			
第Ⅳ期 再建天守閣				本丸御殿復元工事起工	
本丸御殿復元工事竣工				本丸御殿復元工事竣工	

(※2) 薦和善・加藤由香「名古屋城大天守宝暦大修理に関する史料と修理計画について」『日本建築学会計画系論文集 第74巻 第638号』pp.937-943 2009年4月)

加藤由香・薦和善「名古屋城大天守宝暦大修理における仮設工事について」『日本建築学会計画系論文集 第74巻 第644号』pp.2257-2263 2009年10月)

薦和善・加藤由香「名古屋城大天守宝暦大修理における石垣工事について」『日本建築学会計画系論文集 第74巻 第645号』pp.2507-2513 2009年11月)

薦和善・加藤由香「名古屋城大天守宝暦大修理における本体上げ起し修理について」『日本建築学会計画系論文集 第75巻 第651号』pp.1231-1239 2010年5月)

薦和善・加藤由香「名古屋城大天守宝暦大修理における各部修理について」『日本建築学会計画系論文集 第75巻 第653号』pp.1745-1750 2010年7月)

1 - 3 - 1 天守閣復元に至る経緯

江戸時代には下から仰ぎ見るだけであった天守閣が昭和 5 年(1930)に名古屋市に下賜され、翌年の 2 月 11 日に一般公開されることになった。公開初日は大勢の人々が詰め寄せ、開城と同時に雪崩を打って押しかけた。人々は頂上から濃尾平野を一望のもとに俯瞰出来ることを大いに喜んだという。場内では、天守閣での参観以外にもいろいろな催し物が行われ、内外の観光客を大いに楽しませたと言われる。

その名古屋城天守は、昭和 20 年(1945)5 月、太平洋戦争における空襲により焼失したが、市民の機運の高まりを受け、昭和 34 年(1959)に名古屋開府 350 年・市制施行 70 周年記念事業として再建された。

その再建は、木造による復元ではなく、鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)造による外観復元という手法がとられ、用途も博物館機能が求められていた。詳しくは後述するが、これは、昭和 30 年代の城郭における建造物整備としては典型的な事例である。

ここでは、それら手法を取り入れられた経緯をたどると共に、技術史・建築史等の歴史的背景を基に、昭和 34 年名古屋城天守閣再建の意義を探る。

1. 名古屋城天守閣再建の基本計画

名古屋城天守再建にあたっての基本計画、建築設計、資金計画等について、具体化への本格的な土壤が整ったのは、昭和 31 年(1956)2 月、名古屋城再建準備委員会(以下、「再建準備委員会」とする。)の設置からと考えられる。

再建準備委員会は、県、市、商工会議所の関係者及び各界学識経験者ら二十名で構成され、顧問に桑原幹根愛知県知事、会長に小林橋川名古屋市長、委員に城戸久・愛知県文化財専門委員会建造物部長らが名を連ねた。

再建準備委員会で審議された具体的方針の概要は次の通りである。

- ・再建する建物は、天守・小天守・剣塔・正門・便所その他の付帯施設とする
- ・再建する建物の外観寸法は焼失前の通りとする
- ・天守・小天守は耐震耐火構造とする
- ・天守・小天守の内部一般は御殿障壁画等重要文化財または郷土の諸文化財の展示場または収蔵庫とし、建物の外形にこだわらず最近の設備様式にする
- ・再建の完成は昭和 34 年 10 月 1 日市制 70 年記念日をもつてすること

城戸久「名古屋城天守閣の復興について」(日本建築学会『建築雑誌』)

2. 天守閣再建の基本構想の出現

昭和 31 年の再建準備委員会において、史資料に基づく外観復元、SRC 造の耐震耐火構造、博物館機能を備えた近代様式といった、天守再建の基本計画が本格的に打ち出された。

しかし、この SRC 造という手法の採用に至る途上、木造による復元の検討がなされていなかったのか、という疑問は当然に生じるところであろう。

名古屋市の助役であった田淵寿郎は、自身の自叙伝の中でこう記している。

「設計に当たって、木造復元するか、それとも形だけは旧のまゝとし鉄筋にするかで議論がたたかわされたが、いまさら構造上、保安上難点の多い木造よりも、原形どおり鉄筋コンクリート造とすることに意見が一致した。内部は歴史博物館式に考えて名古屋市は勿論、有志の保存する歴史的遺物を各階に陳列供覧し、最上階だけは仕上げをすべて昔のままにして、展望室とした」(昭和 37 年『或る土木技師の半自叙伝』)

この言葉からも、一定の議論があったことは疑いようもないが、結論から述べると、名古屋城天守再建にあたって、木造による復元と SRC 造による再建が、どの程度の比重と具体性を以て検討されてきたかを具に確認できる資料は把握できていない。そこで、わずかに残る当時の検討資料、新聞記事等の報道から天守再建の経緯をたどり、その一端を垣間見ることとする。

再建準備委員会設置までの概略は表 1-3-1 の通りである。特筆すべき点は、焼失から間もない昭和 20 年の秋には、上述の基本計画にて示される再建の概要が示唆されていることである。

城戸久は、当時の城郭史研究の第一人者であり、名古屋城再建時も設計等において深く関わった人物であるが、昭

和 20 年 9 月 9 日付『中部日本新聞』において、「心の糧・名古屋城の再建」と題された記事の中で、城郭の史実を残すのならば焼失したことそれ自体が大きな歴史であるとした上で、それでも再建するとなれば、外観そのものは元の城と寸分変わらないものとして、内部を総合科学館式の近代的様式で再建することを提案している。さらに、必要であれば、内部にエレベーターを付けることも差し支えないとの意見も述べており、焼失前の天守閣の有する機能とは全く異なる、文化的な施設としての利用に重きを置いた発言をしている。また、木造での復元については、「以前の城と寸分違わない城を再現することは技術的には少しも不可能ではない」としながらも、戦後の深刻な資材不足を指摘し、「近代的な鉄筋にするより外はあるまい」と述べている。

この時まだ昭和 20 年、戦後復旧の只中であり、当然ながらその整備の優先順位からも再建は時期尚早であると結論付けられている。この城戸の発言が、後にどの程度影響を与えたのかはおくとしても、鉄筋による外観復元、内部は近代的様式といった、後の天守再建の基本計画とも共通する構想が示されている。その後の塚本三市長(在任期間昭和 22 年~27 年)、小林橋川市長(在任期間昭和 27 年~36 年)の発言等をみても、再建する場合は SRC 造・外観復元・近代的様式といった姿勢が一貫して見受けられる。少なくとも報道紙面においては、木造による復元が大きく取りざたされた形跡も認められない。

表-1.3.1 焼失から再建準備委員会設置までの概略

年	月	内容
昭和 20 年	5	戦災により、名古屋城天守・御殿等の建造物焼失
	9	城戸久 「以前と寸分違わぬ城を再現することは技術的には少しも不可能ではないが、木造の城をそのまま再建することは資材の関係で出来ない相談」 「外観そのものは元の城と寸分変わらないものとし、内部を総合科学館式のものとし、名古屋を中心とした歴史・産業その他あらゆるものを作り出す文化的なものとして利用できるものとした方が効果的と考える」 (『中部日本新聞』9月9日「心の糧・名古屋城の再建」)
昭和 21 年	2	名古屋城内の一般公開再開
昭和 22 年	11	名古屋市商工会議所・名古屋観光協会「名古屋城復旧に関する陳情書」
	12	陳情を受けて名古屋市史蹟名勝保存委員会が答申 (名古屋城総合事務所蔵『名古屋城ニ関スル綴』)
昭和 23 年	4	名古屋城域文化施設建設委員会の設置 史跡保存と文化施設の整備促進が目的
昭和 24 年	6	名城再建後援会(昭和 32 年設置の名古屋城再建後援委員会とは別組織)が組織 本丸は鉄筋で原型通りのものを作り、内部を博物館とし、二の丸庭園の史跡名勝指定申請などの意向を示す (『中部日本新聞』6月26日「名城の再建 鉄筋で計画」) →昭和 24 年の秋頃、猿面茶屋の再建などを実現したが、活動は終息 当時の塚本市長は、「市費を以て再建すべきものではない、市民の盛り上がりによる」と尚早論」としている
昭和 25 年	8	文化財保護法 施行
昭和 26 年	3	文化財保護委員会が 3 カ年計画で名古屋城の石垣、櫓等の修理保存に乗り出す (『中部日本新聞』3月8日「昔の光をいまに 名城 本年度から再建」)
	3	文化財保護委員会の動きを受け、時期尚早としていた塚本市長も再建への意向を示す 「計画によれば本丸は全部を鉄筋コンクリートとし、エレベーターで観覧客に便宜を与え、市の博物館に使用する予定」 (『中部日本新聞』3月9日「本丸にはエレベーター 名城再建」)

1. 復元概要・復元整備基本構想

1 - 3 現天守閣の価値

年	月	内容
昭和 28 年	1	小林市長 「市民の税金で再建することには反対。私は天守閣はどうにも封建時代の遺物のような気がする。やるならば博物館式に拡充し立派な陳列場でも作ったらと考えている」 (『中部日本新聞』1月1日「桑原知事と小林市長の新春対談“課題”名城の再建」)
	3	桑原知事 県議会における答弁 「名古屋城の問題は、観光的な意味を持ちますし、また名古屋市にしましても、すでにさような見地から計画を進めておるのでございまして、もし名古屋市がその計画を実現する場においては、県といたしましても、これに協力を惜しむものではございません」
昭和 29 年	1	「小林市長は、市長当選の頃は時期尚早で片づけていたが、最近は「市民のもりあがる意欲とともに再建を進めたい」と語るようになってきた」 「市の集めている再建寄附以外に、イッコク会が寄金に積極的に乗り出し、市も半額国庫補助により東南隅櫓の大補修、小天守・大天守の石垣組み換え工事も終了、いつ再建が実施されても良いようにお膳立てがなされている」 「土台・主柱は大阪城のコンクリート式で、外面は(焼失前と)そっくりにする」 (『名古屋タイムズ』10月7日「お膳立てはすでに整う 待つは市長の手腕」)
昭和 30 年	5	「最近小林市長以下首脳部も“市費を多く使わない”ことを原則として再建の方針を打ち出し、一方市議会側にもこれに協力的な動きが出てきたのでその再建も早急に具現化するものと見られている」 (『中部日本新聞』5月27日「名城再建 近く具体化か」)
	7	名古屋商工会議所・名古屋観光協会 名古屋城再建促進のための調査機関設置を市へ申入れ
	8	市議会市政クラブが名古屋城再建について市へ申入れ
	9	大阪城その他参考資料の収集・調査の開始
	2	名古屋城再建準備委員会の設置
	2	ボーリング調査等の開始

この表を通覧すると、昭和 22 年に名古屋市商工会議所・名古屋観光協会が「名古屋城復旧に関する陳情書」を提出するなど早い段階から民間からの天守閣再建の声が上がっていたが、名古屋市の幹部は「お城の再建はあくまで市民の盛り上がる力によってなさるべき」(『ある土木技師の半自叙伝』)という方針であり、新聞でもそのような方針であることが報じられており、周知の事実ともいえる状況だった。実際には昭和 25 年の文化財保護法施行を契機に、徐々に再建に向けて動き始めていることがわかる。さらに昭和 28 年頃からいっそく会の活躍など市民による天守閣再建の機運の高まりが見えはじめ、昭和 29 年頃から市政も再建へと傾いていった。

3. 寄附による天守閣再建に向けた動き

天守の再建においては、総建設費約 6 億円のうち、およそ 3 分の 1 に当たる 2 億円が市民からの寄附でまかなわれたとされている。

ここでは、天守再建にかかる組織形成とその活動及び市民の機運の高まりを、「寄附」という観点から概観する。

(1) 協働組織の形成

名古屋城の再建に向けては、名古屋市ののみならず、愛知県、名古屋市会、商工会議所など、県下において広く協力し合い、協働する組織が形成された。(表 - 1.3.2)

名古屋市は当初より、名古屋城再建に要する経費については、他の公共事業の遂行を妨げないよう、一般の市費でもってまかなうことは避ける考えであった。昭和 28 年(1953)頃より市民の中から名古屋城再建のための募金運動が開始されていたこともあり、総額 6 億円とされた再建資金のうち、国及び県の補助金で 1 億 5 千万円、名古屋市費(収益事業における収入による)で 3 億 5 千万円、そして一般寄附で 1 億円を調達する方針が立てられた。

このように再建資金計画が検討されていく中、名古屋城再建への機運の高まりを受け、昭和 32 年 6 月、「名古屋城再建委員会」が結成された。名古屋城再建委員会は、起工式等の挙行など再建工事の順調な進捗のため活動を行い、特に資金造成については、たびたび文化財保護委員会に陳情するなど、国庫補助の獲得に向けて尽力した。また、一般寄附については、「名古屋城再建後援会」(以下、「後援会」とする。)が再建募金に積極的に協力をおこなったとされている。

後援会は昭和 32 年(1957)6 月、愛知県、名古屋市、商工会議所の三者を中核として、一般募金を広く内外から仰ぎ、名古屋城の早期再建に寄与することを目的に設置された。募金活動の実質的な活動を行ったのがこの後援会である。会長には愛知県知事、副会長には名古屋市長、名古屋商工会議所会長、県農協中央会長、県市長会会长、県町村会会长らがあたり、また、委員らには行政関係者だけではなく、中京財界、民間団体、学識経験者等も加わっており、公民協同の愛知県を挙げての一一大事業であった。役員名簿には発足当初 774 名、最終的には 1,788 名もの名が連なる非常に大規模な組織であった。

名古屋城の再建は、名古屋市政 70 周年記念事業の中心として、昭和 34 年(1959)10 月 1 日完工を目指すという短期間での計画となっており、その早期再建に向けて効率良く募金活動が行われるよう、指揮系統の確立や大規模な組織作りが図られていたことがわかる。

表 - 1.3.2 名古屋城再建における主要組織とその構成

時 期	事 項	構 成
昭和 31 年 2 月	名古屋城再建準備委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・県、市、商工会議所の関係者及び学識経験者等 20 名で構成 ・愛知県： 知事はじめ 3 名 ・名古屋市： 市長はじめ 4 名 ・市会議員： 議長はじめ 6 名 ・商工会議所： 会頭はじめ 2 名 ・学識経験者： 2 名(名大、名工大学長) ・その他： 3 名(中日新聞会長、東海建設技術事務所長、市文化財調査保存委員会副委員長)
	名古屋城再建委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市会議員全員をもって設置 ・同委員会内に、委員 10 人からなる常任委員会を設置 (名古屋城再建準備委員会は発展的に解消)
昭和 32 年 6 月	名古屋城再建後援会	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県、名古屋市、商工会議所を中核として結成 ・会長： 愛知県知事 ・副会長： 名古屋市長、商工会議所会長、県農協中央会長、県市長会会长、県町村会会长 ・委員： 県会議員、副知事、県部長級職員、市会議員、助役、市局長級職員、商工会議所議員、同幹部職員、県内市町村長・議長、県下各種団体代表者、各会社代表者、学識経験者など ・顧問： 県下選出衆院議員、県・市会議長、名大学長、名工大学長、その他学識経験者など ・参与： 国の在名先機関の長、各報道機関代表者、県・市教育委員会委員長 ・監事： 県出納長、市収入役、商工会議所常議員 ・幹事： 県・市商工会議所の関係課長

(2) 募金計画

後援会発足当初の「再建募金要領」において、目標金額は 1 億円、実施期間は昭和 32 年 6 月 3 日から昭和 34 年 9 月 30 日までとされた。

募金方法は、「地域別募金」、「業種別募金」、「大口募金」の 3 つに区分される。

地域別募金は、属する地域別部会の募金計画に基づき、主に「世帯」を対象とし、業種別募金は、属する業種別部会の募金計画に基づき、主に「業種別協賛会の構成員」を対象として募金活動を実施した。

また、大口寄附の見込みがある有力企業等に対しては、「大口募金」として、後援会が主体となって各関係機関の協力を得つつ募金活動を実施した。

募金種別ごとの目標金額は下表のとおりである。（昭和 32 年 6 月「再建後援会事業計画書」より）

表-1.3.3 再建募金計画における募金種別ごとの目標金額

種別	区分	目標金額	
地域別募金	名古屋市部会関係	14,883 千円	19,500 千円
	名古屋市以外の市の区域を単位とする部会関係	2,636 千円	
	県事務所の管轄区域を単位とする部会関係	1,981 千円	
業種別募金	商業部会、工業部会、農林水産部会、衛生部会、土木建築部会、教育文化部会	30,000 千円	
大口募金	1 億円以上の資本金で県内に本社を有する会社 81 社	30,000 千円	50,500 千円
	10 億円以上の資本金で本社を県外に有し、支店、工場、出張所等を有する会社 147 社	10,500 千円	
	その他有力な会社 59 社	10,000 千円	
合計		100,000 千円	

一般市民への広報活動は、主にポスターの設置やパンフレットの配布、「広報あいち」や「広報なごや」によって県下に広く行われた。

ポスターは、後に名古屋市交通局のマークなども手掛けた洋画家、杉本健吉氏の原画を使用し、再建される名古屋城天守閣の姿を印象付けた。名古屋市では千種区をはじめ 12 区の区役所および保健所において、少なくとも 7,092 枚が配布されている。また、パンフレットには名古屋城再建や募金の概要などを記載し、ポスターと共に県下各官公署や学校、教育文化団体、報道機関、交通観光機関等に配布された。

さらに、日本放送協会名古屋中央放送局の「ラヂオ弘報室」、中部日本放送株式会社の「東海 P R」のコーナーなどを活用し、県下において、名古屋城再建の周知徹底が図られた。

(3) 寄附の措置と褒章

名古屋市は、寄附者の氏名を宝物収蔵庫に永久保存することとし、現在でも「名古屋城再建資金寄附者芳名帳」（以下、「芳名帳」とする）として、小天守閣に保管されている。

さらに、法人又は団体で 10 万以上もしくは個人で 5 千円以上の寄附者については、金属板に刻み大天守閣 5 階の棟木にとりつけ永久保存するとされた。実際には、再建時に 5 層地上 7 階建てとなった経緯もあり、5 階ではなく、大天守閣最上階において、その名が刻まれ続けている。

褒章条例（明治十四年太政官布告第六十三号）の規定による表彰基準に則り、寄附金額によりそれぞれ紺綬褒章（公益のために私財を寄附した方に授けられるもの）や褒状の授与も取り決められた。第 1 回の褒章伝達式は、昭和 33 年 8 月 26 日に執り行われ、寄附者のうち紺綬褒章及び内閣総理大臣褒状を受けた個人 8 名と団体 27 団体が招かれている。

また、寄附を促す免税措置として、昭和二十五年大蔵省告示第五百十号により、法人は損金に算入することができた。

4. 市民の機運の高まり

上述のように、名古屋城再建へ向けての募金活動は、昭和 32 年（1957）6 月の名古屋城再建委員会並びに名古屋城再建後援会の設置と共に本格的に動き出したが、その始動の背景には、名古屋城再建に対する市民の機運の高まりがあつたとされている。昭和 20 年（1945）の焼失のち、市民の機運はどのように高まつていったのであろうか。

(1) 再建の賛否と住宅不足問題

昭和 26 年（1951）1 月 5 日付の『名古屋タイムズ』には、「名古屋城再建に異議ありや」という特集が組まれており、大学教授、大学生、在日アメリカ人、画家、観光会社社長や国会図書館館長など、種々の立場からの声を知ることができる。

主な賛成意見の特徴としては、その郷土愛の強さから名古屋城再建自体には賛成ではあるが、単なる城郭の再建ではなく、博物館などの近代的で文化的な機能を有する必要があること、また、名古屋のシンボルとして、今後の中京圏の観光資源としての活用に期待を寄せるものがみられた。

一方で反対派は、住宅不足の問題や教育施設の建設、交通網の整備など、都市整備の緊急性を訴える思いが強く、市民生活の根幹を支える喫緊の課題への対応がなされていない状況では、名古屋城再建は時期尚早との声が大きい。

反対派の市民の声にもあるように、太平洋戦争後、特に住宅不足の問題は全国的に非常に深刻な状態が続いている。名古屋市においてもその例外ではなかった。名古屋市は、太平洋戦争においては軍需産業都市としての様相を呈していたこともあり、実に 38 回もの空襲を受けている。全市域約 16,000ha のうち、約 25% にあたる 3,850ha が灰燼に帰し、特に東、中、栄（昭和 20 年 11 月に 中区に合併）、熱田の各区はその区域の 50%～60% が焼失した。敗戦直後は、人的被害もさることながら、罹災戸数 は 13 万 5 千戸に上り、戦災によるその絶対的な住宅不足に加え、その後の海外引揚者や軍人の帰還、疎開先からの名古屋市内への人口流入のあおりを受け、深刻な住宅不足に悩まされた。

住宅不足の解消のため、昭和 20 年（1945）9 月の「罹災都市応急簡易住宅建設要綱」を受け、名古屋市でも急ぎ約 3,000 戸の応急簡易住宅が建設され、その後も国庫補助による応急措置的な市営住宅の建設が進められた。昭和 21 年（1946）には、映画館、劇場などの不要不急の建築物の制限（「臨時建築制限令」）や、建築資材不足への対策として生産資材の割り当て（「臨時物資需給調整法」）が行われ、市民の生活の根底の確保が急がれた。また、並行して大都市への転入制限（「都会地転入抑制緊急措置令」）も敷かれたが、それも昭和 23 年（1948）には解除となり再度の市内への人口流入が激化し、窯業、木材、繊維などの既存産業の回復や資材事情の緩やかな好転があつてもなお、住宅不足問題は解決を見なかつた。

不要不急の建築物の制限は、昭和 25 年（1950）11 月に廃止されたが、昭和 26 年 2 月時点での名古屋市における住宅不足数は 98,425 戸であり、依然深刻な住宅不足に悩まされていたため、上述の名古屋城再建への反対意見は至極当然であったといえる。

その後も、昭和 26 年（1951）6 月の公営住宅法の施行を受け、名古屋市では「公営住宅建設三ヵ年計画」の策定を行い、低所得者向け低家賃住宅の建設と供給を重要施策として取り組んだほか、住宅金融公庫により個人住宅や賃貸住宅に対する融資制度等の充実図などの対策を取り続けたが、昭和 30 年（1955）8 月時点での名古屋市における住宅不足数は 41,810 戸、昭和 35 年（1960）3 月時点でも 40,000 戸と、長期にわたり住宅不足は解消されなかつた。

(2) 市民の自発的な募金運動と寄附からみる機運の高まり

上述のような住宅不足に悩まされる状況下においても、名古屋城再建における市民の声は徐々に高まり、昭和 28 年（1953）ごろ、ついに自発的な募金活動となって表れ始める。

発端は遊興・娯楽・観光業者の動きであった。

昭和 28 年 3 月、中部観光株式会社が経営する観光キャバレーイングスターで、名城再建に捧げる「春のおどり」が披露され、来客に対し名古屋城再建が大々的に呼びかけられた。第 1 回分として 19 万 6,550 円を、同観光会社本社へ寄託している。（昭和 28 年 3 月 21 日付『中部日本新聞』）

また、同月、S キャバレー（イニシャル表記のため詳細は確定できない）の従業員一同が、名古屋城再建のために 5,000 個の献金箱を製造し、名古屋市商店街連合会傘下の百二十発展会に協力を求め寄贈、一般市民の厚志を仰ぐこととなつた。（昭和 29 年 3 月 23 日付『中部日本新聞』）これらの動きは、焼失した名古屋の象徴への郷土愛のみならず、中京圏の観光資源の中核として名古屋城の再建が

期待されたことも少なからず影響していると考えられる。

翌 29 年（1954）1 月には、「名古屋城を一刻も早く再建しよう」という「いっこく会」が、菊まんじゅう、再美屋、松坂屋など名古屋の一流商店を網羅して結成された。いっこく会は、40 名の会員全部の店頭に名城再建募金箱を置いて淨財を募っていたが、同年 5 月に行われた総会において初めて募金箱を開き、今後の運動方針などを協議すると

1. 復元概要・復元整備基本構想

ともに、市の文化・婦人団体などを集めて名城再建に向かうよう市当局に申し入れを行っている。（昭和 29 年 5 月 15 日付『名古屋タイムズ』）

いっこく会はその後も継続的に活動を続けた。昭和 30 年（1955）7 月、名古屋市中区内の各小学校へ「名城を再建しましょう」の合言葉を描いた雨傘を寄贈し、雨傘道中を繰り広げ世論の盛り上げを図り（昭和 30 年 7 月 13 日付『名古屋タイムズ』）、昭和 31 年の 9 月には、7 月に中日スタジアムにて行われた、映画スターといっこく会の対抗野球における利益金 15 万円を寄贈する（昭和 30 年 9 月 14 日付『中部日本新聞』）など、新聞記事として表面化しているものだけでも話題に事欠かない。

また、昭和 30 年の 7 月 1 日から 2 日にかけて、名古屋市商店街連合会などの主催で、「市民の夕べ」が開かれ、名古屋城再建 10 円献金が行われた。鶴舞スタジアムで行われたそれは、約 3 万人が参加したと記録されるが、肝心の献金は 2 日間で 5、6 万円止まりであったという。（昭和 30 年 7 月 3 日付『名古屋タイムズ』）しかしながら「集まった市民の意見は、固い財布の紐にも関わらず、案外再建に積極的」とあり、再建に関しては、木造か鉄筋かといった問題から、資金をどう造成していくか、住宅問題等の兼ね合いなど、市民の視点からの意見が飛び交った。

また、昭和 31 年（1956）8 月に行われた御園座での八流舞踏公演の純益金、約 27 万円が寄贈されるなど、昭和 32 年（1957）に組織的な募金活動が行われる前においても、主に観光、商業、文化方面からの機運の醸成がはかられていた。

市民の再建への機運の高まりは、模型の寄贈という形でも表れている。

昭和 30 年（1955）8 月、名古屋城天守の模型が市長へと寄贈された。静岡県の会社員が実際に 3 年がかり、檜造りにて作製されたもので、名城公園に飾り、再建募金の呼びかけに活用されることとなった。同年 10 月には、西区の生菓子製造業が製作したお菓子の名古屋城や、中村警察署の有志より、たばこの空箱で作られた名古屋城が届けられた。その他、昭和 31 年（1956）5 月にも折紙で作られた名古屋城の模型が市長室へ贈られている。大同病院へ入院中の患者が作り上げたものであった。

さらに、名古屋城再建への寄附は国内のみにとどまらなかった。昭和 31 年 1 月、アメリカから名城再建資金にと現金 2 ドル（720 円）が贈られた。名城再建に際して、初の外国人からの寄附である。戦災により焼失した名古屋城再建に対し、海外からの後押しがあった事実は興味深い。

一方で、民間企業と行政とが共同して名古屋城再建のための資金造成を行った例もある。

昭和 30 年（1955）3 月から 5 月にかけて、中部日本新聞と名古屋市の共催で、「花人形とのりものフェア」が実施された。古今東西の「のりもの」類を集めて、のりもの文化の発展を紹介、科学と産業の振興をはかり、併せて名古屋城絵画館や未公開の東南隅櫓に尾張徳川家の宝物類の陳列を行い、名古屋城再建の資金造成の一助とした。この時の利益金は 300 万円余であったと記録されている。

更に翌年、昭和 31 年（1956）の 3 月から 5 月にかけても、同じく中部日本新聞と名古屋市の共催で「おとぎの国博覧会」が開催された。多い時には日に 6 万人の人出になるなど、非常に盛況で、前年の「のりものフェア」と合わせて約 950 万円が名古屋城再建の資金として造成された。

このように、昭和 28 年ごろから、市民による自発的な募金活動や寄附、民間と行政とが協力しての資金造成イベントの開催など、名古屋城再建に向けての動きが見られ始めた。『名古屋タイムズ』によると、昭和 31 年 11 月時点での市民からの寄附総額は 40 件、10,968,401 円に上ったと伝えられている。

名古屋城再建へと向けて足踏みをしていた名古屋市は、これらの機運の高まりをひとつの推進力として、昭和 32 年（1957）6 月、正式に名古屋城再建委員会及び名古屋城再建後援会を設置した。

昭和 32 年「一般募金名簿」には、後援会設置日である 6 月 3 日、まさにその始まりの日に、10 万円を寄附した市民の氏名が残されている。名古屋市在住の一個人からの申し出であった。

名古屋城の再建は、こうした市民の声により支えられ、その実現に至ったと言える。

5. 資金造成の推移と寄附者の記録

（1）資金造成の推移

当時の名古屋市における行政文書及び新聞記事等の記録から、資金造成の推移を探る。募金額の総額の推移を下記（表-1.3.4）にあげた。

昭和 32 年（1957）6 月の後援会設立以前にも、1 千万円を超える寄附がなされていたことは先に述べた通りである。募金期間は当初、昭和 34（1959）9 月 30 日までとされていたが、その後も寄附はやまず、昭和 35 年（1960）8 月 1 日土木局調べの「再建工事費精算調書」における決算額によると、最終的な募金総額は 2 億円を超えた。

募金種別ごとの募金総額は明確にはなっていないが、昭和 35 年（1960）1 月 6 日時点の「名古屋城再建資金状況」（『名古屋城再建募金関係綴』より）における内訳は、地域別募金 87,823,648 円（約 45%）、業種別募金 10,492,061 円（約 5%）、大口募金 99,945,500 円（約 50%）であった。後援会が積極的に行なった大口募金の懇請が功を成したのに加え、一般市民からの募金である地域別募金が大きな割合を占めているのが特徴的であろう。

逆に、業種別募金は、当初の資金計画の目標値 3 千万を大きく下回る結果となっているが、それでもなお目標額 2 億円が達成できたのは、ひとえに大口募金並びに地域別募金での奮戦があったからに他ならない。

表-1.3.4 募金総額の推移

区分	募金総額	出典
昭和 31 年 11 月 1 日	10,968,401 円	『名古屋タイムズ』
昭和 33 年 4 月 5 日	52,219,375 円	『昭和 32 年起議事録綴（名古屋城再建後援会）』
昭和 33 年 5 月 29 日	65,624,157 円	『昭和 32 年起議事録綴（名古屋城再建後援会）』
昭和 33 年 6 月 20 日	79,232,299 円	「名古屋城再建全体計画及び年度別内訳」
昭和 33 年 8 月 4 日	91,600,197 円	『昭和 32 年起議事録綴（名古屋城再建後援会）』
昭和 33 年 8 月 6 日	91,882,697 円	『中部日本新聞』
昭和 33 年 8 月 26 日	101,092,407 円	『名古屋タイムズ』
昭和 34 年 7 月 7 日	約 172,330,000 円	『名古屋タイムズ』
昭和 34 年 8 月 31 日	189,058,000 円	『名古屋城史』
昭和 34 年 12 月 24 日	198,106,773 円	『昭和 32 年 10 月起議事録綴（名古屋城再建後援会）』
昭和 35 年 1 月 6 日	198,261,209 円	『名古屋城再建募金関係綴』
昭和 35 年 8 月 1 日	203,726,541 円	「（土木局）再建工事費精算調書」

（2）寄附者の記録

寄附者の記録は、芳名帳として、現在も名古屋城小天守閣に収蔵されている。芳名帳は全 20 冊（うち、1 冊は総目録、1 冊は後援会役員名簿）、100 円以上の寄附者の氏名が記載されており、計 39,252 名が記録されている。当然ながら、100 円未満の寄附者の数も相当数いたことが想定されるため、寄附者の総数は計り知れない。

大天守閣内には、5,000 円以上の寄附者（個人及び団体）約 1,900 名の名前が刻まれた芳名板が保存されている。そのうち、100 万円以上の大型寄附は 27 件であった。株式会社東海銀行をはじめ、名古屋鉄道株式会社、株式会社松坂屋、中部電力株式会社、東邦瓦斯株式会社など、中部地方の有力企業の名が並んでいる。こうした地元企業の協賛が、名古屋城再建の土台となっている。

一方で、名古屋市立小中学校の児童生徒職員一同から、190 万円以上の寄附が行われたことや、名古屋市在住の個人から 100 万円という高額の寄附があったことは、思いは金額の多寡ではないにしろ、名古屋市民の中で、戦災で焼失した名古屋城への思いは強く、復興は悲願であったことを物語っていると言えるであろう。

以上、概観したとおり、昭和 20 年（1945）の戦災で焼失した名古屋城の再建は、戦後の住宅不足等の生活の根幹にかかわる問題が山積している中でも、市民の中からおのずから声が上がり始め、行政がその声に後押しされる形で推し進められた。また、募金活動は広く県下で行われ、愛知県をあげての一大事業であったと評価される。

戦災により焼失した名古屋の象徴を取り戻し、復興することを望む市民の動きは、寄附という確かな形になって表れている。市民の機運の高まりにより再建がなされたこと。それこそが、名古屋城天守閣を形成する価値のひとつであると考えられる。

6. 他城の「復元」状況

戦後、名古屋城では戦災焼失した天守を始めとして建造物の復元等整備が行われた。これらの復元等整備事業について、近代以降の全国の城郭における整備を概観し、位置付けを行う。

近代以降に復元整備された近世城郭の建造物は、工法的な面での「木造」と「RC・SRC 造」での分類と、史実性の面での「復元」・「外観復元」・「復興」・「模擬」といった分類がなされてきた。

「復元」は、元の形態・位置に戻すことと定義されている。狭義には、すでに失われてしまった建造物について、当時の図面、文献資料、発掘調査成果などを総合的に検証し、当時と同様の材料と同様の工法によって、忠実に再建することとされる。

「外観復元」は、外からの見た目のみを失われる前の写真や図面通りに旧来の姿に復することとされ、一般的には、史実とおおよそ同じ位置に、外観のみほぼ同じ姿で再建されたものであれば「外観復元」とされている。内部は再現されないので、城やその地域の資料を展示するスペースとされたり、エレベーター等が設置されたりして、最上階が展望台となっているなど、現代的な活用方法に即した構造となっている場合が多く、RC・SRC 造工法が採用されることが多い。「復元」の語が適切とは言えないが、ここでは慣用に従う。

「復興」は、古写真や図面は残らないが、文献史料や発掘調査成果等から、かつて存在したことが確かな建造物を、位置は史実とほぼ同様でありながら、外観の姿が史実とは異なる姿で再建されたものとされる。対象としては廢城令で取り壊された城郭が多くみられる。また、規模や外観意匠について、資料不足で推定部分があつたり、残された図面や古写真とは変えたりしたものについても「復興」とされる。

「模擬」は、城としては実在したがもともと対象の建造物が存在しなかつたか、対象建造物の存在が証明できないにもかかわらず建てられた建造物とされる。また、史実とは異なる場所に建てられたり、全く異なる姿で建てられたりした場合についても「模擬」とされる。

近代以降の全国的な建造物整備の状況を概観すると、天守の整備を中心としてみた場合、大きく3つの時期に分けることが可能であると考える。

1期：終戦まで

2期：終戦から昭和末年

3期：平成以降

1期における城郭建物の整備は、主に博覧会やイベントをきっかけにその目玉とされたり、観光振興を目的に建てられたりしたと考えることができる。この時期には洲本城や大阪城、郡上八幡城、伊賀上野城等の天守が建てられた。櫓や門が建てられた城もあるが、天守・櫓・門すべてが復興や模擬であり、木造や RC・SRC 造が混在している。

2期は昭和 29 年(1954)以降多くの建造物整備がすすめられた時期である。中でも昭和 30~40 年代(1950~1970 年代)にかけての建造物整備は、戦後復興とともに観光、地域振興および地域のシンボルとしての城郭建築が建てられたと考えることができ、特に天守においてはそれが顕著である。

天守では、復元として昭和 43 年(1968)に松山城小天守、外観復元として昭和 30 年代に和歌山城や名古屋城など 9 城、昭和 30~40 年代を中心に復興として岸和田城や小田原城など約 11 城、模擬としては富山城や唐津城など約 37 城が整備された。特に外観復元された 9 城のうち 5 城が、戦災で焼失した城郭である。復元である松山城天守と模擬である綾城のみが木造により、その他についてはすべて RC・SRC 造によることは、この時期の特徴である。

多くの建造物整備がなされる一方で、石垣などの遺構の保存等は考慮されることはほとんどなかったため、史跡等の本質的価値を損ねると後に問題視されるようになり、国指定の史跡において天守の復元は昭和 40 年代後半以降は行われていない。

この時期に整備が進められた櫓や門なども多い。天守と異なる点として、外観復元や復興、模擬と比べて復元の比率が高いこと、復元は木造で行われることが挙げられる。また、復元以外の手法では、天守では模擬の比率が多いことに対して、櫓や門では復興の比率が高くなっているとともに、昭和 50 年代(1970~1980 年代)から復興についても木造での整備が見られるようになる。

3期は RC・SRC 造による建造物整備が下火となって木造による整備が進むとともに、天守の整備が少なくなり、櫓や門を中心に整備が進められる時期である。この時期の建造物整備は、バブル経済と「ふるさと創生事業」によって推進されるとともに、2期の問題を受け、遺構の保存が第一とされ、復元精度を高めるために古写真や精度の高い指図等の資料や事前の発掘調査などの条件を満たす場合に限り、建造物の復元整備が許可されることになった。

天守としては、白石城や大洲城など 4 城が木造による復元がなされるとともに、高田城と掛川城の 2 城がともに木造による復興天守が整備されている。櫓や門についても、木造復元に加えて、昭和 50 年代から見られた復興建造物の木造による整備もより明確な流れとして読み取ることができる。RC・SRC 造による整備は首里城の復元を除くと、模擬及び復興のものでわずかに見られるのみである。また、この頃から御殿の復元も行われるようになっている。

城郭における建造物整備の流れを概観すると、天守においては2期まで RC・SRC 造による外観復元や復興、模擬整備が主流であったものが、3期になると、木造での復元が主流になる。一方、櫓や門においては、昭和 30 年代から木造による復元が多く見られ、昭和 40 年代以降は主要な構造となっていく。この、天守は RC・SRC 造、櫓や門の多くは木造という傾向は、天守のような大規模な建造物と櫓や門などの比較的規模の小さい建物の間での、法令上の規制の違いや大規模建造物に要求される耐震性や不燃性、経済性を満たす上で、コンクリートの優位性が影響している可能性が想定される。

昭和 34 年(1959)に再建された名古屋城天守は、戦後復興のシンボルとして、外観を復元して SRC 造で建てられている。名古屋城の昭和 34 年における天守再建は、戦後復興という時代背景のもとに全国で行われた天守整備の一例である。また、内部を博物館施設として利用していることもこの時期の天守整備においてはよく見られる手法である。SRC 造という手法がとられたのは、耐震性や不燃性、経済性といったコンクリートの優位性とともに、法令上の制約も関係していると考えられる。そのような中で根拠となる多くの資料に基づいて外観が復元されていることは、他の城郭にはない名古屋城の特徴であるといえる。

以上から、昭和 34 年に整備された名古屋城天守は、昭和 30 年代の城郭における建造物整備としては典型的な事例の一つである。しかし、戦災で天守が焼失し、戦後外観復元された他の 4 城と比べても、豊富な根拠資料に基づいた復元の精度は、他の城郭とは一線を画している。

1. 復元概要・復元整備基本構想

1 - 3 現天守閣の価値

表-1.3.5 城郭復元事業一覧表

和暦	西暦	天守				橹				門				御殿			
		復元	外観	復興	模擬	復元	外観	復興	模擬	復元	外観	復興	模擬	復元	外観	復興	模擬
昭和3年	1928				洲本城												
昭和4年	1929																
昭和5年	1930																
昭和6年	1931				大阪城 羽衣石城												
昭和7年	1932																
昭和8年	1933					郡上八幡城				郡上八幡城							
昭和9年	1934									小田原城							
昭和10年	1935																
昭和11年	1936																
昭和12年	1937																
昭和13年	1938																
昭和14年	1939																
昭和15年	1940																
昭和16年	1941																
昭和17年	1942																
昭和18年	1943																
昭和19年	1944																
昭和20年	1945																
昭和21年	1946																
昭和22年	1947																
昭和23年	1948																
昭和24年	1949																
昭和25年	1950																
昭和26年	1951																
昭和27年	1952																
昭和28年	1953																
昭和29年	1954																
昭和30年	1955																
昭和31年	1956																
昭和32年	1957																
昭和33年	1958																
昭和34年	1959																
昭和35年	1960																
昭和36年	1961																
昭和37年	1962																
昭和38年	1963																
昭和39年	1964																
昭和40年	1965																
昭和41年	1966																
昭和42年	1967																
昭和43年	1968	松山城(小天守)		大野城													
昭和44年	1969																
昭和45年	1970																
昭和46年	1971																
昭和47年	1972																
昭和48年	1973																
昭和49年	1974																
昭和50年	1975																
昭和51年	1976																
昭和52年	1977																
昭和53年	1978																
昭和54年	1979																
昭和55年	1980																
昭和56年	1981																
昭和57年	1982																
昭和58年	1983																
昭和59年	1984																

青字:木造
赤字:RC・SRC造

青字:木造 赤字:
RC・SRC造

和暦	西暦	天守				櫓				門				御殿			
		復元	外観	復興	模擬	復元	外観	復興	模擬	復元	外観	復興	模擬	復元	外観	復興	模擬
昭和60年	1985				棲城												
昭和61年	1986				川之江城					松山城			福知山城				
昭和62年	1987				小山城					郡山城			小倉山城	田内城			
昭和63年	1988				岩崎城												
平成元年	1989				福庭城					津井城			久保田城	赤尾津城	風屋城	猪島城	
平成2年	1990				白川小峰城								白川小峰城	嵐山城	金石城	水口城	
平成3年	1991												山形城	土浦城			
平成4年	1992												松山城	東条城	神龍寺城		
平成5年	1993												人吉城		足助城	唐津城	
平成6年	1994												木浦城		田豪城	木浦城	
平成7年	1995				</td												

1 - 3 - 2 昭和 34 年の再建天守閣の目的

復元の経緯でも述べたが、名古屋城の天守閣は戦後すぐから再建が話題になっている。実現するのはかなり時間が経過してからではあるが、何故それほど熱心に求められたのか、ここでは、天守閣復元の目的に着目して整理する。

1. 名古屋のシンボルとしての天守閣

名古屋城の天守閣が、名古屋を象徴するものであるという意識は明治時代から見られるようである。明治 36 年(1903)の第 5 回内国勧業博覧会、明治 40 年(1907)の東京勧業博覧会、明治 43 年(1910)名古屋で開催した第十回関西府県連合共進会などのたびに、名古屋を象徴するものとして名古屋城天守の模造が造られている（藤尾直史「天守の復元とその周辺-東京と大阪-」『復元思想の社会史』建築資料研究社 2006 年、木下直之『私の城下町』2007 年）。名古屋に限らず、城郭の天守を、地域の歴史を示すモニュメントとみる意識はあったであろうが、名古屋ではことに顕著であったということもできるだろう。

こうした認識を前提に、名古屋城天守再建をめぐる状況を理解する必要がある。昭和 22 年(1947)11 月 5 日に、名古屋商工会議所および名古屋観光協会より市長あてに提出された陳情書には、名古屋城を取り去ることは市民から文化を取り去ることと同じであると述べられ、早期に復旧計画を立案するよう求めている。ここには、名古屋城の天守が、市民にとって名古屋を象徴する建物であり、速やかに復旧してほしいという願いが端的に表れている。

また、計画が進み、昭和 31 年(1956)に設置された名古屋城再建準備委員会で示された企画案には、「観光施設として煙霧のかなたみどりの瓦の上に金色燐然と聳える天守閣その他を復元し、同時に歴史と伝統に立つ本市を象徴するモニュメントたる使命と役割を果たさしめん」とあり、名古屋市の歴史と伝統のシンボルとして天守閣が位置づけられている。

城戸久は、大多数の人が現在その再現を欲求しているのは、名古屋の記念塔としての名古屋城であり、江戸時代の歴史を伝える建造物としての名古屋城天守閣ではなかった（『那古野』147号、1955）と述べている。そして、「昭和の名古屋城である限り、現在の建築工法で建てても少しも差支えがないように思う。太平洋戦で消滅した歴史的記念塔を昭和の工法で再現するところに、むしろ、新たな記念性が加わるものと考えられ、その再現が永く後世に意義を持ってくるのではなかろうか。」と述べる。

この城戸の発言に見るよう、名古屋城天守閣には戦後復興にあたり、昭和の名古屋のシンボルとしての役割が求められていたことは確かであろう。江戸時代に名古屋城が築城されるとともに城下町が形成され、現在の町の基盤が築かれた名古屋にとって、遠くからでも見上げができる高層の天守閣を、市の歴史と伝統のシンボルとする説は受け入れやすかったと考えができるだろう。

とはいいうものの、小林市長が「私は天守閣はどうにも封建時代の遺物のような気がする」と述べているように（「中部日本新聞」昭和 28 年 1 月 1 日）、天守閣は封建遺風を象徴するものであり、戦後改革を経て民主化されつつある社会にはそぐわないとする見解もあった。復興された天守閣が、戦後という時代を象徴するためには、戦後社会の価値観に即して利用される必要があった。

2. 博物館としての天守閣

明治 4 年に開催された会津若松城の博覧会や、明治 6 年の松本城での博覧会の開催などから、城郭と博覧会の関係の深さも指摘されているほか（前掲藤尾直史 2006 「天守の復元とその周辺-東京と大阪-」）、名古屋城が種々の面でモデルとしたと思われる大阪城の内部が博物館であったこともあり、名古屋城の復興天守閣を SRC 造で再建するという前提に立った時、内部を展覧会場とするという考えは生じやすいものであった。

さらに名古屋城では、戦災で焼失を免れた旧本丸御殿障壁画をいかに保存し、活用していくかという大きな課題があった。城戸久は「幸い残されたこの襖絵（旧本丸御殿障壁画）こそは市民のものとして永久に後世に伝える責務が現在の市民の上にかかるのである。若し名古屋城が再現されるならば、この襖絵の収蔵庫として、或いは列品場として新に現代的な意義を持たせることができるわけである」（『那古野（名古屋商工会議所月報）』147 号「名古屋城再建の是非に寄す」、1955）と述べ、天守閣を障壁画などの収蔵・展示施設として利用するというアイデアも示している。

ところで、城戸がなぜ内部を博物館とする考えを持ったのかについては資料が残されていないが、城戸は当初から天守を木造によって「復元」することよりも SRC 造によって内部を博物館として利用することを重視している。

戦後すぐの「綜合科学館式」から、「戦災で焼失を免れた旧本丸御殿障壁画」の「収蔵庫」「列品城」へと変化はあるが、再建した天守の内部を博物館として活用するという考えは一貫していたことがわかる。

文化的な施設を求める意見は、博物館に限らず、社会教育施設などを念頭においており、まずはこうした施設を整備すべきという意見は多かった。「封建制的な置物としてではなく文化的な新しい形のものとしての再建に賛成だ（日本交通公社名古屋支店長）」、「尾張名古屋は城でもつといわれるが、いまさらくだらないことだ。コンクリートで再建したところで、歴史のない模造は見られたものではない。それよりも名古屋にかけている芸術的ニュアンスを満たすために城跡を中心に公園化緑地を計画し、美術館を建てたい（東京都建設局長）」（『名古屋タイムズ』昭和 26 年 1 月 5 日「名城再建に異議ありや」）という意見は、敗戦後、文化的なものとして、社会教育の施設が求められた時代背景を色濃く反映している。

既に紹介した昭和 28 年（1953）1 月 1 日の『中部日本新聞』に掲載された小林市長の「私は天守閣はどうにも封建時代の遺物のような気がする。やるならば博物館式に拡充し立派な陳列場でも作ったらと考えている」という発言は、こうした背景を端的に物語る。最終的に、昭和 31 年の名古屋城再建準備委員会では、名古屋市の構想として「歴史博物館などとして展示設備を整えたい」との説明がなされている。

前項で述べたように、天守閣再建にあたっては市民のシンボルとしての役割が期待された。一方で「封建制の遺物」とも考えられた天守を、市民のシンボルとしていく上では、天守閣の内部は敗戦後の新しい時代にふさわしい「文化的な」施設である必要があったということもできるだろう。

3. 観光資源としての天守閣

現天守閣は、再建当初から名古屋観光の中心的施設として意識されていたことを示す資料も残されている。昭和 31 年（1956）の、第 24 回国会衆議院文教委員会において、当時の文化財保護委員会委員長の高橋誠一郎は、名古屋城天守閣の復興に関して、「国際的観光資源としての名古屋城天守閣の復興はぞましいこと」と述べている。そして、観光資源としては、「（昔の）城は外部の雄大さに比べ内部のスペースは極めて少ないもので、昔の形を再現したお城だけでの活用法ではとても駄目」（『名古屋タイムズ』昭和 30 年 9 月 1 日）、「新しい時代にふさわしい ものでなくちゃ意味がない。周囲も公園にして県民が遊べるような場所とし、お城はそのレクリエーション・エリアのセンターとしてふさわしいものにしたい」（『名古屋タイムズ』昭和 32 年 7 月 1 日）と桑原愛知県知事が述べるように、歴史的な建造物をそのままの姿で見てもらうことは意図されておらず、観光施設を構成する要素の一つと位置付けられた。

4. 史跡の整備という視点

特別史跡名古屋城跡（昭和 27 年指定）における整備事業という視点からは、石垣と天守で若干事情が異なる。まず、天守台の石垣に対しては、昭和 26 年度から 30 年度まで史跡としての修理が行なわれている。天守再建の目的に関連して、城戸久は石垣を保存するための方策として、「上部に建築物の築造がその最良の方法である」とも述べ、天守閣の再建は、石垣の保存のためとの説明もなされている。（前掲城戸久「名古屋城再建の是非に寄す」）。

一方で、石垣の上に再建される天守については、往時の材料・工法を踏襲することよりも、SRC 造を採用して耐震・耐火性能の確保が優先された。ただし、SRC 造は、RC 造に比べ、建物の重量が軽くなるため、天守台石垣に対する配慮の結果でもあった。

また、当時は歴史的建造物等の復元に関する取扱い基準も制定されていなかったこともあり、小林橋川名古屋市長が昭和 30 年（1955）に名古屋商工会議所月報に名古屋城に関して「文化財としての意義をもつだけなのですから、当時のままを再現するということは…とうてい不可能」と寄稿したような認識が一般的であったものと思われる。

天守の復元に関しては、事業費の面からも文化財として遺構を適切に保存する措置というよりも、観光を意識した施策に位置付けられていたことが裏付けられる。

石垣が文化財保護のための補助金が交付されたのに対し、天守の復元にあたっては観光振興を目的とした補助金が充てられていたと思われる。新聞報道によれば、事業着手当初より運輸・文部・厚生・建設等の省庁横断の「観光審議会」で審査される国庫補助金の獲得を目指していた。（『中部日本新聞』昭和 30 年 12 月 17 日）。

『中部日本新聞』昭和 31 年（1956）7 月 28 日には、文化財保護委員会（委員長 高橋誠一郎氏）が、明年度の予算要求方針を決定したという記事が掲載されている。この記事によると、名古屋城の再建が 3 ヶ年計画（総工費 2 億 5

1. 復元概要・復元整備基本構想

千万円)で取り上げられたが、鉄筋では厳密な意味では文化財の復元と言えない面があるので従来の予算の対象とならなかつたこと、今度の新規整備計画で観光面が重視され、予算の枠に滑り込んだことが報じられている。

天守の復元に石垣を保全する意図があったとはいえ、施工に際して天守の礎石を取り外したり、礎石の下層遺構を取り除いたりと(『名古屋タイムズ』)、結果として地下遺構に甚大な影響を及ぼした。

1-3-3 SRC造天守閣の建設

何を目指して天守閣を復元するかという議論は、どのように天守閣を復元するかという検討と結びついている。前項で示した復元の目的とも密接に関連して、天守閣はSRC造で再建されることとなる。

前述のとおり、天守閣の再建にあたっては、木造復元するか、鉄筋コンクリート造にするかで議論があり、結果として、構造上・保安上難点の多い木造よりも、原形どおり鉄筋コンクリート造とすることに意見が一致したという。当時の議論を直接物語る資料は確認できていないが、当時の古建築に対する研究状況やSRC造に対する認識などを参考に、「原形どおり鉄筋コンクリート造」で復元された背景を、主に建築史の文脈から整理する。

1. 復元の前提としての建築史研究

かつて存在した天守を復元し、市民のシンボルとしての役割を持たせる上では、外観はかつての姿に忠実であることが望ましく、また、多くの記録が残る名古屋城現天守閣の復元にあたっては、外観を忠実に復元する点では全く意見の相違はない。

現天守閣が、外観のみではあるが史実に忠実に作成された背景には、昭和実測図と呼ばれる図面の存在が大きな意味を持つ。この図面は、名古屋高等工業学校の土屋純一の提唱を大きな原動力として、昭和7年(1932)から調査が始まられ18年まで調査を行い、昭和27年(1952)によく完成したものである。昭和初期にこうした城郭の実測図が作成された背景には、古建築に対する実証的研究の深化と、研究対象の広がりがあった。

古建築の実測図の作成は、明治26年(1893)に伊東忠太が行った法隆寺実測調査を嚆矢とする。そして、明治30年(1897)の古社寺保存法の制定前後から、内務技師として古建築の保存修理を指揮した伊東や関野貞の下で特別保護建造物の実測図が作成されるようになった(清水重敦『建築保存概念の生成史』中央公論美術出版、2013年。第6章「日本建築と実測図」)。土屋も東京帝国大学大学院在籍中から、関野貞のもと、奈良県で法隆寺の修理などに携わっている。また、安土城の復元的研究など、城郭の建築史的研究を進めており、名古屋城の精巧な実測図の作成を土屋が推進したのには、こうした来歴が背景にあったことが推測される。

さらに、昭和初期に「建築史研究会」に集った大岡実、足立康、福山敏男などは、建築遺構に加え、歴史学における科学的研究の進展に基づいた文献資料調査、考古学の発展に伴う遺跡調査などの成果を総合する実証主義的な研究を進めた。たとえば、福山敏男は、伊勢神宮・石山寺などの文献に基づいた研究を行い、太田博太郎は中世伽藍の研究を進めた。大岡はじめこの時期の建築史研究者の多くは、伊東や関野、土屋と同様に、奈良県等で古建築の修復にも從事した研究者が多く、実測図作成に携わるとともに、昭和初年から建築史研究の成果を反映して、創建当時の意匠を当初の技術で再現しようとする修復方法を探るよう主張し、研究成果を修理方法に反映させていった(青柳憲昌「国宝保存法時代の建造物修理に示された保存の概念」(『日本建築学会計画系論文集』第620号、2007年)、同「大岡實の『復元』建築」(『日本建築学会計画系論文集』第78卷第692号、2013年))。

また、古建築の研究は、従来の古社寺に加えて城郭や民家等もその対象に入れるようになっており、こうした研究の進展も踏まえて昭和4年(1929)国宝保存法が施行され、保護の対象が従来の古社寺保存法に基づく寺院・神社以外の城郭・住宅などの建造物にも広げられた。

藤岡通夫、城戸久は、城郭建築の実証的研究に取り組み、後に各地で復興天守を設計することになる。名古屋城復興天守の設計を指導した城戸は、土屋純一の指導の下、安土城の復原的研究から研究をはじめ、犬山城、彦根城、丸岡城などの実測図作成を行った。藤岡通夫も、城郭の研究を行う中で、天守の現存遺構は数が少ないため、廃滅した天守について資料を集めて、遺構の不足を補う研究を行った。

こうした第二世代の実証的な成果が、戦後復興天守が造営される際の基礎となった。城戸久は名古屋城天守閣の復元に深くかかわったのに加え、大垣城や浜松城のRC造の天守閣の設計を行い、藤岡通夫は和歌山城や熊本城の設計を行っている。

また、大岡も松前城や高島城の復元設計を行っている。名古屋城天守復元時点では、古建築の修復や復元にあたっては、外観の再現を目指すことが重視されており、必ずしも創建当時の材料を使用することが必須であるとは認識されていなかったと考えられる。

表-1.3.6 戦前の建築史・城郭史研究の概略

区分	名古屋城	法律	建築史・城郭史
明治20年代			<ul style="list-style-type: none"> ・伊藤忠太、関野貞らによる建築史研究の開始 ・『建築雑誌』の発刊
明治30年	古社寺保存法		
大正8年	史蹟名勝天然紀念物保存法		<ul style="list-style-type: none"> ・大正時代になって、ヨーロッパの近代的な傾向、新しい建築の思想や技術の受け入れが進む
昭和4年	国宝保存法		<ul style="list-style-type: none"> ・保存の対象が、寺社仏閣所有の建造物や宝物類だけではなく、国・公共団体等が所有する建造物等にまで拡大したことから、城郭史の研究もこの頃ようやく進展し始める
昭和5年	国宝指定		<ul style="list-style-type: none"> ・昭和5年~6年にかけて、名古屋城、姫路城などの城郭、徳川家所有の東京上野及び芝の靈廟などが相次いで国宝に指定される
昭和6年			<ul style="list-style-type: none"> ・本邦築城史編纂委員会が陸軍省に設置される(昭和20年、戦争により中途で終了) ・復元された大阪城の竣工 ・昭和2年~9年にかけて、『建築雑誌』において城郭建築の論文発表が行われたが、仁科・河村・藤岡らの3本のみ
昭和7年	実測事業開始		<ul style="list-style-type: none"> ・土屋純一の提言による実測図の作成(昭和27年に完成)(城戸は昭和3年頃から土屋に従事) ・法隆寺修理事業始まる(昭和30年)
昭和11年			<ul style="list-style-type: none"> ・『建築学会論文集』 ・大類伸・鳥羽正雄『日本城郭史』発行 日本最初の城郭史の概説書(文献史学からの考証)
昭和12年			<ul style="list-style-type: none"> ・足立康、大岡実らによる「建築史研究会」の発足 若手の研究者たちによって設立された「純粋なる研究」を目的とした組織 文献方面における基礎的研究の必要性、実証的研究が求められるようになる
昭和14年			<ul style="list-style-type: none"> ・『建築史研究』の発刊 ・『建築学会論文集』などにおいて、藤岡通夫、城戸久による城郭建築に関する精力的な発表が行われる(昭和12年~19年頃)も、戦争にて中断
昭和15年			城戸久「名古屋城天守造営年次考」(『建築学会論文集』第17号)
昭和16年			城戸久「名古屋城上洛殿の造営に就て」(『建築学会論文集』第21号)
昭和18年			城戸久『名古屋城』彰国社
昭和20年	焼失		

1. 復元概要・復元整備基本構想

1 - 3 現天守閣の価値

2. SRC造採用の背景

前項で整理したように、現天守閣が、昭和の名古屋のシンボルを目指すこと、内部を博物館として利用し、観光の中心として活用していくという目的からすると、SRC造によって、外観を資料に忠実に復元するという方針は、極めて合理的な判断であった。

その一方で、田淵が述べたように、木造復元するうえでは様々な制約があったことも確かである。ここでは、SRC造で再建された背景を、戦後の復興期という時代背景による制約、建築基準法はじめとする各種の制度による制約という観点から整理する。

(1) 戦後の資材の不足

戦後すぐに城戸が指摘したように、「木造の城をそのまま再建することは資材の関係でできない相談」という認識は一般的なものであったと思われる。例えば、昭和30年(1955)発行の『那古野』147号にも小林市長の「当時のままを再現するということは、費用や、資材や、労力などの点を考えても、とうてい不可能であることは申すまでもありません」との意見が示されており、いる。戦後間もない時期に木造で天守を復元することは、材料の確保が困難であるという認識があった。

戦時中に荒廃した森林資源の回復を目的として、昭和30年(1955)に「木材資源利用合理化方策」が閣議決定されている。木材の利用に制約があったことも、木造復元をするまでの制約になったものと推測される。

(2) 都市の不燃化

時代背景として都市の不燃化という流れがあったことも想定される。木造建築物が主体であった昭和初期の市街地では、太平洋戦争中の空襲に際し、火災の延焼によって被害が拡大し、市街地の焼失面積は極めて大きなものとなつた。名古屋市では、全市域約16,000haのうち、約25%にあたる3,850haが灰燼に帰し、特に東、中、栄(昭和20年11月に中区に合併)、熱田の各区はその区域の50%~60%が焼失したといわれている。

戦後、被災都市では復興都市計画が定められ、復興土地区画整理事業による都市基盤の再建が開始されたが、市街地の再建に当たっては、都市の不燃化が重要な課題とされた。

昭和22年(1947)の建築学会「都市不燃化委員会」の設置をはじめ、昭和23年(1948)の学会・経済界・建設業界・官界による「都市不燃化同盟」の結成、昭和24年(1949)の「不燃化促進議員連盟」の発足などを経て、都市不燃化運動が展開されていった。

法的には、昭和23年10月には「臨時防火建築規則」が定められた。建築物の規模や用途によって耐火構造や防火構造が求められるもので、新たに準防火区域制が新設された。その後、昭和27年(1952)5月、「耐火建築促進法」が制定されている。

名古屋市においてもこの法律に基づき、同年12月には「耐火建築促進条例」を公布施行し、耐火建築の助成を始めた。木造から耐火造への移行は、名古屋市における市営住宅の建設戸数の推移に顕著に表れている(『住宅事業の概要 昭和三十二年四月 名古屋市住宅部』)。名古屋市初の耐火共同市営住宅が昭和24年に建設されると、昭和31年(1956)には木造609戸に対し耐火造930戸と木造と耐火造の戸数は逆転した。

名古屋城再建の機運が高まった昭和20年代は、戦後復興の中で、木造建築主体の住宅が不燃化建築へと移行していく過程だったといえる。

(3) 関東大震災でのコンクリート造に対する信頼

戦前から耐火構造物がなかったわけではない。明治初頭より、耐火性を備えた構造としてレンガ造が普及していたが、明治24年(1891)の濃尾地震、更に、大正12年(1923)の関東大震災において壊滅的な被害を受け、耐震性という課題が露呈し、レンガ造建造物の件数は減少していく。

これに対し、明治中期に日本の建築界に紹介され始めた鉄筋コンクリート造(RC造)が注目され始める。建築物に最初に導入されたのは、明治38(1905)年に建てられた佐世保の海軍鎮守府の第一烹炊所及び潜水器具格納庫となる。明治39年(1906)のサンフランシスコ地震の被害調査に赴いた佐野利器が耐震性にも優れることを紹介し、明治44年(1911)に日本初の全RC造である三井物産横浜ビル(現;KN日本大通りビル)が完成する。佐野は大正4年に『家屋耐震構造論』をまとめ、現在にいたる耐震設計の基礎を築く。佐野の理論は、内田祥三と内藤多仲の二人が発展させ、内田は煉瓦で補強した鉄骨構造の東京海上ビル(大正7年竣工)、内藤はSRC構造と耐震壁を用いた日本興業銀行ビル(大正12年竣工)の構造設計をそれぞれ担当した。

関東大震災ではアメリカのフラー社が構造設計した丸ビルと日本郵船ビルが大きな被害があったのに対し、東京海上ビルと日本興業銀行ビルにはほとんど軸組には被害がなかったという高い耐震性を見せつけた。また、鉄骨造の丸善では鉄骨が熱で溶けてしまったことで、SRC造は火災にも強いという利点を發揮した。関東大震災では、RC造建物は小破2割強、大破1割強、という耐震・耐火性が明らかとなり、より一層評価を高めていった。この大震災での被害調査は、RC造の規定の標準化につながる大きな契機となり、内藤が日本興業銀行で適用した鉄骨を鉄筋コンクリートで巻き、さらに柱と梁の要所に耐震壁を入れるという補強法は、安全性と経済性の観点から、その後の耐震補強方法の基礎となり、現在に至っている。

震災での被害は、地震による倒壊と火災による焼失があり、東京における焼失面積は市域の44%にも及んだ。関東大震災からの復興にあたっては、後藤新平内務大臣は自ら帝都復興院総裁となり、佐野を東京帝国大学教授に在籍したまま建築局長に起用した。より耐震的、耐火的な建築構造をめざし、佐野は復興事業をSRC及びRCによって推し進めた。関東大震災で被災し、SRC造によって復興を遂げた代表的な建造物に、三井本館と三越呉服店本店(現三越日本橋本店)がある(ともに重要文化財)。三井本館は横河民輔の設計によるアメリカ式のオフィスビルで、オフィスビルとしてはじめて鉄骨構造を用いたものであった。震災後には、アメリカのトローブリッジ・アンド・リヴィングストン事務所の設計、ジェームス・スチュワート社の施工により、建て替えられた。再建にあたっては、SRC造で外観には列柱を並べるなど、アメリカ型の古典主義建築の優れた建築として評価されている。

三越呉服店本店も横河民輔が手がけた、当時日本に採り入れられ始めたアメリカンボザールの大作であった。関東大震災の火災で被害を受けた鉄骨やスラブを再利用して、横河が主宰する横河工務所の設計により、鉄骨鉄筋コンクリート造の地上七階地下二階の建物として再生した。

大正末年から昭和初年にかけては、東京に限らず、各地にSRC造の優れた建築が竣工した。大阪で昭和6年(1931)に竣工した綿業会館はそうした建造物の一つといえる。綿業会館は、渡辺節が設計し、村野藤吾も参画したとされる。SRC造、地上6階建地下1階建で、ルネッサンス風の外観を基調とした、折衷様式を代表する建築として評価され、重要文化財に指定されている。

名古屋では、西洋的な意匠に日本の伝統建築を取り入れ、「日本趣味」を表現した大規模庁舎である、愛知県庁舎と名古屋市庁舎が昭和初期にSRC造で建てられている。このうち、愛知県庁舎は「国民精神の表徴の華である城郭建築に暗示を得た」と設計案の審査にも参画した土屋純一が評価するものとなっている(瀬口哲夫『官庁建築家・愛知県営繕課の人々』C&D出版、2006年)。

このようにRC造、SRC造の建造物はオフィスビルや官公庁、集合住宅等の高層建築に採用された。こうした中で、RC造は大正13年(1924)には構造強度計算基準や、市街地建築物法における構造関係規定が改正された。その後、昭和8年(1933)には、鉄筋コンクリート計算基準が策定され、RC造の設計施工における標準的な方法がほぼ定まった。

SRC造も普及が進み、昭和に入ると数十件規模(『主要構造物年表』社団法人東京建設協会による。以下同じ)で施工された。昭和15年(1940)から昭和25年(1950)の10年にかけては、戦争に伴う建築資材の不足等により、その建設数は激減したが、昭和25年の建築基準法の施行後にはSRC造による建設が多く再開され、昭和26年(1951)には20件以上、昭和31年(1956)以降は100件を超える建設がなされた。一方で、昭和8年に計算基準が定められたRC造とは異なり、SRC造の構造計算基準が策定されたのは昭和33年(1958)のことである。

(4) 日本伝統建築でのRC造、SRC造の採用

ところで、RC造は耐震性や耐火性だけでなく、造形の自由度でも建築家の関心を惹き、オフィスビルや集合住宅のみならず、日本の伝統建築にも応用されるようになった。例えば、大正4年(1915)に建てられた大谷派本願寺函館別院(重要文化財)は、RC造の寺院で垂木にプレキャストコンクリートを使用するなど最新の手法を取り入れる一方で、平面計画は伝統的な本願寺本堂の形式を踏襲した。伝統の形を鉄筋コンクリートで作るという手法は、歌舞伎座、明治神宮宝物殿でも取り入れられている。

昭和9年に伊藤忠太の設計により建てられた築地本願寺(重要文化財)は、耐震耐火のため鉄筋コンクリート造を採用し、独特の外観をとりながら伝統的な真宗本堂の形式も踏襲し、多機能を合理的にまとめ、新たな寺院建築の有り様を示したと評価されている。

(5)RC造、SRC造による城郭の再建

日本の伝統建築の一種である、城郭の再建については洲本城が鉄筋コンクリート造の最初の例である。ただし、洲本城では「城形の休憩所」を天守台跡に造ろうというコンセプトであったため（野中勝利「戦国期城郭の城址に建設された模擬天守閣の建設経緯と意義—戦前の地方都市における模擬天守閣の建設に関する研究 その1—」（『日本建築学会計画系論文集』第75巻第650号、2010年）、「復元」という意図は希薄であった。

これに対して、昭和天皇の大礼記念として鉄筋コンクリートで建てられた大阪城は、建築史研究の成果を生かして外観を復原することを意図し、武田五一、片岡安、天沼俊一といった建築家が参画し、「大坂夏の陣図屏風」などを参照している。天守閣内部については、「郷土史料の展覧場」（古川重春『錦城復興期』1931）として博物館機能を持たせた。

名古屋城再建にあたっては、その基礎構造や用途の検討において大阪城再建が参考にされているが、復興大坂城建設にあたっては当時のコンクリート造への思想が見て取れる、興味深い記述がある。

本来木造建築を踏襲するは復興の真意であるが現代科学の肯定は此伝統的構造を破却せずにはゐない。明治初年欧風様式の模倣に伴れ煉瓦及石材が建築材料として優秀さを認められ、後鉄骨建築の勃興となり大正末年に及んで現代科学は鉄筋混疑土の如き理想的建築材料を生んだ。其防火耐震強度に於て凡ての建築材料を凌駕するに至れり。此時に當りて本天守の如き永久性を持つ記念建築が時代の寵児たる此科学的最強にして且つもっとも経済的な鉄骨鉄筋混疑土を主材とせずして如何なる材料をほかに求むるべきや、昭和聖代に於いて此復興天守を時代的優秀なる材料を使用せしとて必ずしも「モダーン」な天守でもあるまい。

「今後我国に於ける古典建築の「レストレーション」は恐らく此材料に依って木造の「イミテーション」が行はれるものと信するのである」（前掲古川『錦城復興期』）

天守閣のような永久性を持つ記念建築は、将来にわたり長くその地にそびえるように、耐火性、耐震性を兼ね備え、かつ経済的なSRC造で再建すべきであるという見解である。大正時代の文献では、鉄筋コンクリート造と木造との類似性を主張しつつ、スパンなどの点で鉄筋コンクリートの方が優れているとする記述が散見されるといい、鉄筋コンクリート造導入期には、耐久性があることが特徴とされており、半永久的に保つ構造であるという認識がしばしばみられるという（藤岡洋保「日本の建築家が鉄筋コンクリート造に見た可能性—形と技術のインターラクション」鈴木博之ほか編『シリーズ都市・建築・歴史9 材料・生産の近代』東京大学出版会、2005年）。鉄筋コンクリートは木造との類似性があり、耐震・耐火性能で木造の欠点を補う、材料として認識されていたといえる。昭和初期の段階でもそうした認識が建築家の間に共有されていたことを窺われ、例えば、大岡実は、法隆寺修理に携わっていた際に法隆寺金堂壁画が焼損した経験もあって、自身が携わった古建築の復元にあたっては不燃性である鉄筋コンクリート造を採用して、創建当初の造形を再現することに努めた（青柳前掲「大岡實の「復元」建築」）。まさに、名古屋城の天守閣の復元で採用された手法と同じ方法が、同時代に行われた他の古建築の復元にも採用されていたのである。

なお、コンクリートは、昭和35年度建築学会大会特集の「主題・鉄筋コンクリート造建物の耐久性」の中で、「一般に大蔵省々令によらなくても、鉄筋コンクリート造は半永久的であると考えている場合が多い」と記されているように、昭和28年（1953）のJASS5において中性化的記載があるものの、当時の一般的な認識としては「半永久的」に使用できる「理想的建築材料」であったという指摘もあり、「鉄筋コンクリートが半永久性に保つ」という認識は、戦後しばらくも共有されていたと思われる。名古屋城においても、SRC造が志向されたのには、二度と焼失することのないようにという願いも込められていたのである。

3. 建築基準法施行と適用除外の可能性

都市の不燃化への移行など耐震耐火構造への需要が高まる中で、木造建築物には法令上の制限が課されることとなつた。昭和25年（1950）に施行された建築基準法は、第21条第1項において「高さ13m、軒の高さ9m又は延べ面積3,000m²をこえる建築物は、主要構造部（床、屋根及び階段を除く）を木造としてはならない」と定めており、高さ

約36m、延べ床面積約5,500m²と大幅に基準を超えて名古屋城天守は、木造による復元は法律上認められないことになる。

現在では同法第3条に「適用の除外」が定められており、文化財保護法等で指定されていた建造物の復元は、建築審査会で認められた場合には建築基準法の適用が除外される。ここでは名古屋城天守のように、国が指定する文化財であったものの原形を復元する建築物に建築基準法の適用除外が規定されるまでの変遷をたどる。

昭和25年（1950）に施行された当初の建築基準法第3条は、「この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、国宝保存法（昭和4年法律第17号）、史蹟名勝天然紀念物保存法（大正8年法律第44号）又は重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の適用を受ける建築物を建築し、修繕し、又は模様替える場合には、適用しない。」と定められている。

つまり、現に指定されている建築物については、建築基準法の適用が除外されることのみが定められており、復元建造物については規定がない。復元建造物に対する適用除外が規定されるのは、昭和34年（1959）12月の改正で

「この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によつて国宝、重要文化財、重要民俗資料（注：昭和29年7月1日改正により追記）、特別史跡名勝天然紀念物若しくは史跡名勝天然紀念物として指定され、若しくは仮指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によつて重要美術品等として認定された建築物及びこれらの建築物であつたものの原形を再現する建築物で特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原型の再現がやむを得ないと認められたものについては、適用しない。」との規定が加えられたことによる。

この改正にあたって、昭和34年2月26日に行われた参議院建設委員会における当時の政府委員（建設省住宅局长）が「第三条、これは適用の除外に関する規定でございますが、この改正につきましては、災害等で滅失しました国宝、重要文化財等を再建致します場合にも、本法の適用を除外できるように改めたものであります。」と改正経緯を説明しており、同年3月4日に行われた衆議院建設委員会においても同様の説明がなされた。

また、昭和34年法改正時の「建築基準法解説（社団法人日本建築士会連合会）」においても、「最近これらの（国宝、重要文化財、重要民俗資料、特別史跡名勝天然紀念物又は史跡名勝天然紀念物として指定され、又は仮指定された建築物及び重要美術品等として認定された）建築物が滅失した場合に、その原形を再現しようとする要望が強くなり、国民感情からしてやむを得ない面もあるので、これらの建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得て、その原形の再現がやむを得ないと認めたものについてもこれらの規定は適用しないこととされた。つまり、重要文化財等に指定された建築物の復元に対応するための法改正であった。

なお、昭和32年（1957）（名古屋城天守閣着工時）当時の建築基準法運用に関する国土交通省の見解は、「法文や改正経緯からすれば昭和34年の改正までは法第3条の適用はできなかつたものと推測できるが、当時の法令の取扱い等に関する資料がみつからないため、正確にはわからない。」というものであった。

よつて、推論の域を出ないところも残るが、昭和34年の法改正までは、災害等で焼失した旧国宝等に指定された建築物の復元に対して建築基準法の適用除外なされなかつたものと考えられ、昭和32年再建当時は木造での復元は建築基準法上不可能だったという可能性が高い。

4. 現天守閣の建築物としての特徴や評価

現天守閣の設計過程を当時の記録をたどりながら記述し、建築物としての特徴を明らかにする。

（1）名古屋城再建準備委員会

前述した名古屋城再建準備委員会は、昭和31年2月14日、会長は小林橋川名古屋市長とし、県、市、商工会議所の関係者及び学識経験者等20名の委員にて発足した。専門委員として城戸久教授、佐藤四郎氏からの指導助言を受け、準備委員会事務局は元名古屋市建築部長池部宗薰氏が設計全般を担当した。

2月16日に第1回が開催され、「鉄筋コンクリート造りだが実測図350枚があるので昔の姿と寸分と違わない外観に復元し、1階から4階までは博物館、5階は展望台にし、シャチは金箔にする」という意見がまとめられた。（『中部日本新聞』昭和31年2月14日付夕刊、同16日、『名古屋タイムズ』2月17日付）

また、基礎工事の方針を定めるため、2月20日から3月末まで東京大学生産技術研究所岡本教授、三木教授の指導の下に、両天守閣跡および西北側空堀内にて14か所のボーリング調査を実施し精密な地質調査が進められた（『中部日本新聞』昭和31年2月21日）。

1. 復元概要・復元整備基本構想

1 - 3 現天守閣の価値

3月30日の委員会で設計内容を本格的に検討された。最上階を展望台、地階を機械室、他は陳列場とすること、エレベーターの設置、鉄筋コンクリート造といった方針が決定されていた。石垣に荷重をかけないための基礎構造の検討の必要性が記述されている。

①再建名城は観光面を中心にして利用、一階から四階までは陳列場、五階は展望台、地下一階は各種の機械室および保存室とする。陳列場は障壁画三百四十七面などお城にふさわしい古代美術品を中心にして各種の芸術品、参考資料を展示するが、一、二ヵ月ごとに内容をかえ参觀者の便に供する。外観は昔のままにするため窓が小さく内部が暗いから換気装置、内部照明などを考慮せねばならず、それらの機械室を地下に置く。

②建築方法としては鉄筋コンクリート造り、耐火、耐震とするが外観は昔のままとする。陳列場の内部は最新式工法を採用、展望台は内部を木造にし、昔の面影をとどめるが、陳列場同様にするかを再考する。換気、電気設備のほか水道設備、エレベーターなどを設ける。とくにボーリングの結果、旧天主閣跡から七、八十尺にわたって支柱百本ぐらいをたて基礎を堅固に石ガキに重量をかけないよう工夫する。しかし地質調査の最終結論が四月末にはでる予定だから、その結果によりさらに支柱の工法も研究し、できるだけ支柱が少なくてすむようにする。

③資金は基礎工事などをどうするかが確定しないとはつきりしないが、できれば天守閣、小天守、表御門をつくる資金募集に全力をあげ、三十四、五年ごろ再建できるよう努める。

(『中部日本新聞』昭和31年3月28日)

(2)名古屋城再建企画案

こうして、名古屋城再建企画案が策定された。「案」は後筆で抹消、いくつかの資料に綴られており、書き込みも多数あり、後々まで加筆修正がなされていた。その内容は以下の通りである。

1. 再建したい建物の名称

(1)天守閣 (2)小天守閣、(3)正門 (4)剣堀 (5)便所その他の附帯施設

2. 具体的説明

(1) 天守閣

イ 外 形

もとの天守閣実測図面の通りとし、旧態と寸分違はずるものとする。地下一階、地上五階建、延約 1,644 坪 鉄骨鉄筋コンクリート造の耐震耐火建築とするが、出来得る限り軽量構造とし、この荷重が在来の石垣にかかるないようにする。在来の地盤は極めて耐力が弱く、信頼できる地盤は、非常に深いので（地階地盤から約 24 米）この深さまで、柱下ごとに井戸型の地業を掘りこれにコンクリート（鉄筋入り）を打ち込んで建物の荷重を支えさせる。その上に鉄筋コンクリートの基礎盤を設け、更に鉄骨造りの強大な繋ぎ梁を井桁状に建物底面の全体に亘り組む。

屋根は銅版葺、一部本瓦葺として、在来の形状そのままを再現するようにし、鰐は雌雄ともその大きさ及び金板の金純度を旧と全く同じものとするので、焼失前と変わぬ輝きを碧空に放つこととなる、その他の部分については、材料及び工法に特別の研究をなし、仕上の下地及び仕上面については十分な耐力を有し、且つもの色彩、感触を有するようとする。

五階の展望室と地階とは、もとの感じそのままを再現するよう努めるがその他の内部は名古屋城の遺物、郷土の考古的資料等の展示場としての目的の達成に重点をおき、最新の設計をする。

昇降設備、換気設備、内外の照明設備、火災予防、避雷設備等最新の設備をする。

ハ 基礎の構造

ニ 外部仕上

外部仕上

ホ 内部造作 及び仕上

内部造作及び仕上

ヘ 附帯装置

ト 各階の坪数及び有効面積

	地階	一階	二階	三階	三階廻廊	四階	四階廻廊	五階	屋階	計
床坪数(約)	196.44	382.01	398.71	271.46	104.70	145.05	51.82	701.2	22.78	1,643.09

(2)小天守閣

イ 外 形 実測図により、もとの小天守閣の通りとする。地下一階、地上三階、延約 408 坪 鉄骨
ロ 主体の構造 鉄筋コンクリート造耐震耐火建築とする。基礎の構造、外部仕上、内部造作並びに附帶装置は天守閣に準ずる。その他寄り付（通路）としての施設及び名古屋城紹介に関する設備、便所、湯沸し等の設備を設ける。

ハ 各階の坪数

	地階	一階	二階	三階	計
床坪数(約)	54.07	146.05	146.05	61.51	407.68

(3) 正門

イ 骨組 正門の骨組は、もとの通り木造とし、外形（下層の見え懸り部分を含む）は原形の通り再現する。

ロ 各階の坪数

	一階	二階	計
床坪数(約)	20	70	90

(4) 剣堀

天守閣と小天守閣との通路の両側にある堀であって延長 27 間 鉄筋コンクリート造とする

(5) 便所その他の附帯施設

もとの諸建築の再現に支障を來さないよう、その位置、外形及び構造を考慮し、外人観光客（特に婦人）の利用し得るもの併置するが、すべて清潔近代的な施設とする。

(6) 再建に要する経費（概算）約 6 億円

(3)調査と設計の動き

市政資料館所蔵の『昭和31年2月名城再建関係綴』に綴られた「名城再建計画経過」（鉛筆書き、タイプ打ちといくつかの段階の資料があるがここではタイプ印刷による）により経過を追ってみる。なおこの資料は書き込みによれば昭和32年頃に作製された模様である（一部改変）。

表-1.3.7 名城再建計画経過

昭和30年9月	大阪城再建その他参考資料を集めし計画に着手
昭和31年2月6日	東大生産技術研究所岡本教授 三木助教授の指導の下に天守、小天守閣跡、堀等14ヶ所の地質調査を施行
昭和31年2月16日	各界の代表者による名城再建準備委員会役員を決定、会長小林市長の下にその第1回準備委員会を開催、各委員より意見を聞く
昭和31年3月30日	第2回名城再建準備委員会役員を開催し、名古屋城の建築計画の原案を決定した
昭和31年4月16日	名城再建準備委員会事務局職員として、前建築部長 池部宗薰氏を任命
昭和31年7月	ボーリングによる地質調査完了、報告書を提出 土質、組成の概要は判明、基礎地盤の設定とその耐力を決定するには問題と検討を残す
昭和31年8月20日	同上職員として山田孝男氏を任命
昭和31年8月	建設省建築研究所、東京大学工学部建築学科教室、文部省文化財保護委員会の協力により基本的調査をほぼ完了

1. 復元概要・復元整備基本構想

昭和 31 年 9 月 15 日	同上職員として元文部省文化財保護委員会事務局建造物課(当時大阪城修理現場主任)市川清作技官を任命 以来建築部から職員 2 名の応援を得て再建に関する諸調査研究及び設計に着手 <ul style="list-style-type: none">・天守再建は大阪城、大阪市役所へ、・金鏡は大阪市造幣局・現状変更許可申請、補助金申請は文化財保護委員会・構造(基礎設計、調査)は東京大学工学部・設備(防災設計)は国立博物館、正倉院、根津美術館など・基礎地盤決定は建設省建築技術研究所 竹山博士・基礎構造指導は東京大学工学部教授 九州大学名誉教授
昭和 31 年 11 月	準備委員会にて基本計画が説明される
昭和 31 年 12 月	設備について設計に着手
昭和 31 年 12 月	重要文化財として指定されている障壁画、収蔵庫、国庫補助申請及び障壁画展示方法等について文部省当局と打ち合わせる一方、東大武藤教授に天守閣基礎構造について指示を受ける
昭和 32 年 1 月	名城再建を文化財観光施設整備計画の一環として国庫補助交付方又障壁画収蔵庫施設の国庫補助金交付方について折衝
昭和 32 年 1 月	大阪造幣局に対し金鏡一対分の委託加工依頼の照会文発送
昭和 32 年 2 月 9 日	名古屋城再建に伴う史跡現状変更申請書を文部省へ提出
昭和 32 年 2 月 12 日	大阪造幣局より金鏡一対分の委託加工依頼の件につき承諾の旨回答
昭和 32 年 2 月末日	基礎工事に着手するための試験堀工事を近く着工する予定であり、又名古屋城天守閣模型 1/50 作成の予定である
昭和 32 年 3 月 17 日	基礎地耐力調査契約を締結、直ちに試験堀に着手
昭和 32 年 4 月末日	天守、小天守閣構造基礎の方法について詳細なる現地指導を受ける
昭和 32 年 4 月	基本設計を東京大学武藤氏に依頼
昭和 32 年 5 月	基本設計を九州大学名誉教授吉田氏に依頼
昭和 32 年 5 月	設計図完成、仕様書その他設計書一切の整備を完了
昭和 32 年 6 月 5 日	競争入札により間組落札
昭和 32 年 6 月 11 日	再建準備委員会発展的解消、名古屋城建設工事事務所発足
昭和 32 年 6 月 13 日	起工式執行

名古屋城再建準備委員会のもと、名古屋市事務局が当時の各所の専門家の協力のもと、天守閣再建を成し遂げた一大プロジェクトであったことがうかがい知ることが出来る。

(4) 建築物としての特徴と評価

企画案のとおり外観はほぼ史実に忠実に S R C 造、内部は近代的な様式となっている。「やじろべい」の様な特徴的な構造となっており、石垣内部の地階部分の基礎から立ち上がる柱からの斜材により、跳ね出したスラブを支え、上部構造の重量を石垣には荷重をかけない計画となっている。

【外観】 外観は実測図その他に基づいて再建されたため、戦災前とほぼ変りがない。外観で昔の姿と異なる点は、不明門枠

形内に、天守 1 階から降りる張出式避難階段(平成 9 年に撤去、エレベーター棟設置)が添えられ、旧位置の窓が出口になったこと、小天守 1 階から西側石垣上の土居に降りる非常口を新しく設けたこと、観光が目的で見晴らしがきくよう、展望階の窓を昔の 2 倍の広さとしたことである。

【内部】

大天守閣の最上階を展望室、他を展示室とし、市民が「天守閣を楽しめるようエレベーターや水廻りも備えた近代建築」「動線を円滑するため二重らせん階段を建物の中心に備え」(ARCHITECT NO333、2116 年 6 月 1 日、谷口元筆)た。展示室としたことで、最上階以外は外観には窓はあるが、内部は壁で囲まれている。小天守閣は重要文化財の収蔵庫とし空調完備された。その一方で、名古屋城管理事務所の伊藤鉄三氏にインタビューにて、名古屋城では年々 10 万人ずつ観客が減っているという情報を危険視していて、「いずれは焼失前そのままの姿に復元したいというが我々の願いです」とコンクリートの大天守閣では観光客を引き寄せる力が足りないという発言がされてこともあつた。(昭和 53 年 4 月 24 日 : 朝日新聞)

【上部構造】

表-1.3.8 に示すように、戦前から戦後にかけて全国の多くの天守閣復元事業で採用された上部構造は RC 造であつたが、名古屋城の場合は、強度を確保するとともに、重量を軽くしながら石垣に重量をかけない構造とするため SRC 造が採用された。大天守は 4 階床から斜に 1 階床外端まで斜材が通り、引張力のかかる吊柱となって、吊柱は 14 本の主柱から四方に 22 本張出し、1 階から 3 階までの屋根、外壁と床の一部の荷重を吊り上げている。小天守は上部建物の鉄骨は全熔接のプレート構造であり、コンクリートは自重軽減の目的で、1 階から上には軽量コンクリートが使用されている。

【基礎構造】

名古屋城天守閣の基礎構造は、ボーリング調査(昭和 31 年 2 月実施)により把握された地盤及び地下水位の状況、更に、天守台石垣への影響を踏まえ慎重に検討され、その結果、大天守閣はニューマチックケーソン工法、小天守閣はオープンケーソン工法で施工された。

ケーソン基礎は、枠状または筒状の函体を支持層まで沈設して基礎とするもので、水深が大きく締切り工法が困難な場合や、地下水の湧き水、流砂、その他の影響により掘削が困難な場合に利用される工法である。

杭基礎では鉛直支持力または地震時の水平抵抗力が不足したり、沈下や振動などが過大になる恐れがある場合などにも、ケーソン基礎は有利であるとされている。

名古屋城天守閣の場合では、杭基礎工法は振動が大きく石垣に強い振動を与えるため、文化財保護の観点から不適当であり、ケーソン工法を採用したと『名古屋城史』に記載されている。表-1.3.8 に示すように、多くの天守閣復元にて杭基礎が採用されているが、名古屋城では石垣の孕みだしも確認できている状態であったことからもケーソン工法を採用したと考えられる。

大天守と小天守で工法が異なっていることについては、地下水位が大きく影響していると考えられる。小天守は地下水位に達する手前で基礎を構築できたのに対し、高層である大天守は十分な安定性を確保するために地下水位よりも下部に基礎が達する必要があった。地下水の多い地盤を施工する大天守では、ニューマチックケーソン工法を採用し、小天守ではオープンケーソンを採用したと考えられる。

天守の再建にあたってケーソン工法が採用された事例は、昭和 29 年(1954)の岸和田城が名古屋城に先行している。ただし、岸和田城は「復興天守」(外観が史実と異なる)であり、高さ 22m、延べ面積 798 m²と名古屋城に比べると小さい。特別史跡指定地で、外観を忠実に復元した「外観復元」で、かつより大規模な名古屋城でケーソン工法が採用されたことは、土木工事から建築工事にケーソン工法が導入されていく時期にあたる。

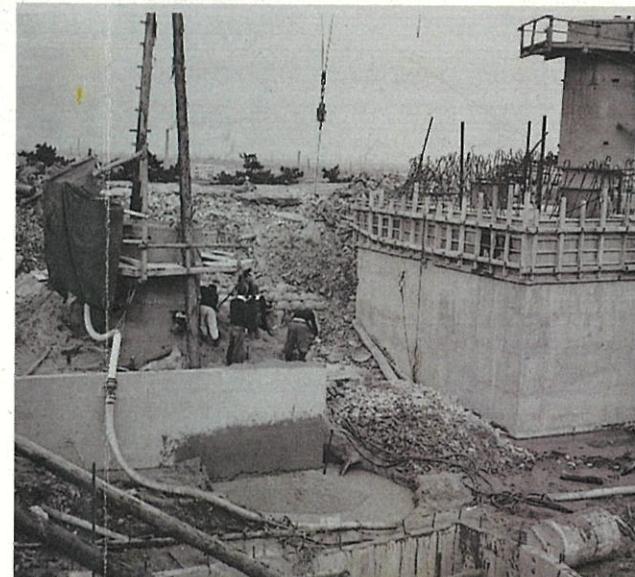
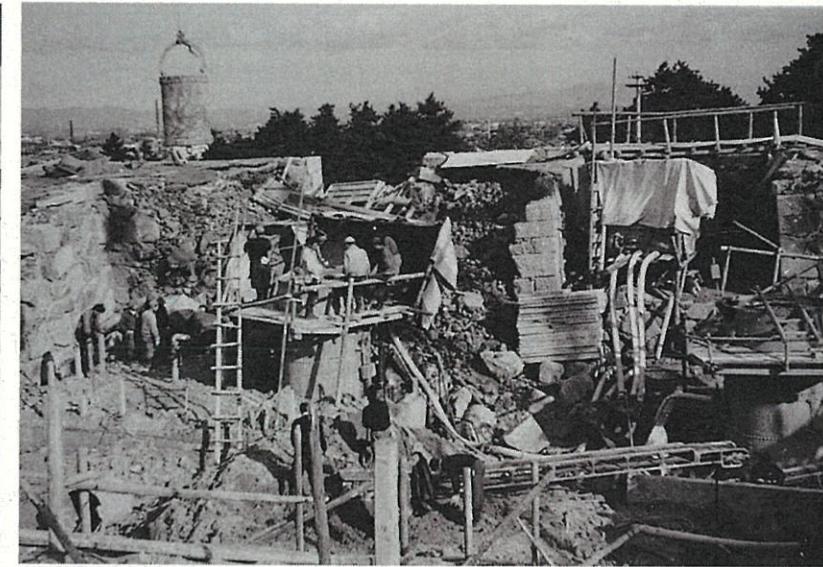
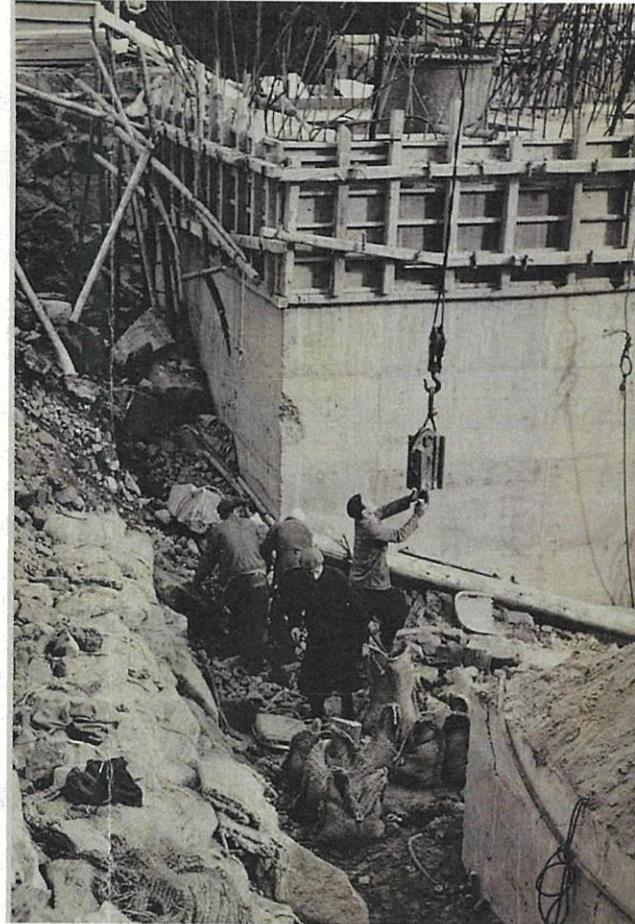
1. 復元概要・復元整備基本構想

1 - 3 現天守閣の価値

表-1.3.8 城郭復元事業(天守閣復元)の構造形式一覧

整備年	城郭名	復元分類				上部構造				基礎構造			
		復元	外観	復興	模擬	木造	S造	RC造	SRC造	直接	杭	ケーソン	不明
1928	昭3 洲本城				○			○					○
1931	昭6 大阪城			○					○	○			
1931	昭6 羽衣石城			○		○				○			
1933	昭8 郡上八幡城			○	○								○
1935	昭10 伊賀上野城			○	○					○			
1954	昭29 岸和田城			○				○			○		
1954	昭29 富山城			○			○			○			
1956	昭31 岐阜城			○			○						○
1958	昭33 和歌山城	○					○			○			
1958	昭33 広島城	○						○	○				
1958	昭33 浜松城			○			○			○			
1959	昭34 大垣城	○					○			○			
1959	昭34 岡崎城	○					○			○			
1959	昭34 名古屋城	○						○			○		
1959	昭34 小倉城			○			○						○
1960	昭35 小田原城			○			○			○			
1960	昭35 熊本城	○					○			○	○		
1961	昭36 松前城	○					○			○			
1962	昭37 岩国城			○			○			○			
1964	昭39 岡山城	○					○			○			
1964	昭39 島原城			○			○			○			
1965	昭40 会津若松城	○					○						○
1966	昭41 福山城			○			○			○	○		
1968	昭43 松山城(小天守)	○			○					○			
1968	昭43 大野城			○			○						○
1985	昭60 綾城				○	○				○			
1990	平2 白川小峰城	○				○					○		
1993	平5 高田城			○		○	○	○	○				
1994	平6 掛川城			○		○				○			
1995	平7 白石城	○			○					○			
2004	平16 新発田城	○			○						○		
2004	平16 大洲城	○			○						○		

ケーソン基礎施工状況写真



1号ケーソン(西北)沈下の際、ウォータージェットによって東南角に陥没を生じる。

ケーソンの沈下に伴い石垣上部に変形を生じた。

1- 3 - 4 現天守閣の役割と評価

- 2- 前節まで、現天守閣が再建されるまでの経緯や目的、SRC 造による再建について振り返った。ここでは、再建された天守閣が、名古屋の市民にとって、あるいは来場者にとって、いかなるものとして認識されてきたのか、再建以降、現在までを整理し、果たしてきた役割を検討する。

1. シンボルとしての名古屋城天守閣

外観復元された名古屋城天守閣は、当初の期待通り、その屋根に乗る金鯱とともに、名古屋のシンボルとしての役割を果たしてきたことは間違いないだろう。現天守閣に対しては、具体的に何をシンボライズするのかという説明もないまま、「名古屋のシンボル」と紹介されることも多く、鯱が名古屋を象徴するという視点にたった名古屋論もある。

現天守閣は、SRC 造とはいって、特別史跡名古屋城内に立ち、その外観はかつての天守に忠実に造られていることから、近世に遡る名古屋の街の歴史をシンボライズするものと意識されたことは間違いないだろう。

同時に、戦後復興期に、市民の熱意によって造られたこと、SRC 造であることや内部が文化的な施設であることなど、戦後の時代的特徴を反映しており、戦後の復興の象徴として捉えられてきたことも確かであろう。

名古屋城天守閣が名古屋のシンボルと考えられたのは、意識の面だけにとどまらず、都市景観という視点から見ても、ランドマークとしての位置を占めた。

名古屋市域は全体として平坦な地形になっており、まちを一望する眺望景観を楽しめる場所が限られている。名古屋城天守のような高層建築は、まちを一望できる眺望場であると同時にまちからのランドマークにもなっている。都市景観を構成する重要な建築物となっている。

名古屋市では昭和 59 年（1984）に名古屋市都市景観条例を制定し、都市景観の創造と保全に関する施策を講じてきた。名古屋城は景観重要建造物等には指定されてはいない。しかし、市民の“好き”大切にしたい“と思う風景をもとに、専門家の意見を踏まえて市民投票により、良好なまちなみの形成に貢献している建築物等を選定する「まちなみデザインセレクション」（平成 24 年から。都市美観優秀建築賞（昭和 57～58）、都市景観賞（昭和 59～平成 21）の後継事業）には、名古屋城天守等複数件が選ばれている（表-1.3.9）。このことは、名古屋城が名古屋市民にとって都市景観を構成する重要な建造物として認識されていることを示している。

表-1.3.9 まちなみデザインセレクションに入選した名古屋城

回数	年度	名称
第1回	平成 24 年度	名城公園「藤の回廊」と名古屋城大天守
		名古屋城内堀から見上げた名古屋城大天守
		名古屋城本丸からみた名古屋城天守
第2回	平成 25 年度	(名城歩道橋からみた) 加藤清正像と名古屋城大天守
		名古屋城外堀の石垣
第3回	平成 28 年度	名古屋城西北隅櫓

なお、名古屋城周辺の市街化が進展して名古屋城周辺の眺望が確保されづらくなっていることをうけて、市民に親しみのある名古屋城の眺望景観（名古屋城からの眺望、名古屋城への眺望）を保全するための取組みが進められている。具体的には、名古屋市景観計画に「名古屋城眺望景観保全の方針」を新たに定めるとともに、大規模建築物や屋外工作物等を対象とした行為制限を追加した改正案が示されており、平成 30 年 5 月から 6 月にかけてパブリックコメントを実施したところである。

2. 博物館としての役割

名古屋城天守閣は、昭和 37 年（1962）に「博物館相当施設に指定されている。ここでは博物館相当施設としての名古屋城天守閣が果たしてきた役割を述べる。

博物館法に定義される博物館の主な機能として、（1）資料収集機能（2）資料保管機能（3）教育・普及機能（4）調査研究機能があるので、機能ごとに概要を整理する。

（1）資料収集機能

名古屋城は美術・歴史博物館（相当施設）として収蔵品の充実を図っており、武具（特に甲冑及び火縄銃）の購入をはじめ、絵画、図面及び歴史資料の収集、受託を行ってきた。

（2）資料保管機能

名古屋城では小天守閣が主に収蔵機能を担っている。小天守閣は重要文化財等の適切な保管のために、温度・湿度・空調等を適切に維持できる設備を備え、本丸御殿障壁画 1049 点及び昭和実測図 309 点をはじめ合計約 5,000 点の資料を収蔵している。

また、市が所有する資料に限らず、市民が所有権を有する資料についても、寄託形式で約 500 点を収蔵している。個人レベルでは適切な収蔵環境を用意・維持できない市民に対して、資料収蔵場所を提供している。これらの寄託資料は展示資料としての利用が可能なため、寄託の受け付けは展示機能（教育・普及機能）の強化にも貢献している。

（3）教育・普及機能

名古屋城での名古屋城大天守閣では常設展示、特別展示等が開催され、市民に対する教育・普及活動が行われてきた。以下において、内容を詳述する。

常設展示として、大天守閣 1 階及び 3 階から 5 階において、城郭や武家文化についての資料を展示している。この展示は年に 9 回程度展示替えを行っており、繰り返し名古屋城を訪れた場合でも新しい展示に触れることができるようになっている。常設展示には重要文化財も含まれ、一年を通じて質の高い展示が行われている。具体的には、本丸御殿障壁画（重要文化財）、刀剣・刀装具（木子コレクション）の展示（1 階）、藩主の暮らしや城下の一日を再現したコーナーの開設（3 階）、名古屋城石垣を再現したコーナーの開設や武器・武具類の展示（4 階）、実物大金鯱模型の設置や石引き体験コーナーの開設（5 階）等が挙げられる。

常設展示以外にも、特定のテーマを設定し、そのテーマに関する資料等を短期集中的に公開・展示する特別展示・特別陳列（以下「特別展示等」という）を開催してきた。主に 2 階の企画展示室を活用し、1 年度に数回の頻度で開催した。常設展示では公開されない名古屋にゆかりのある人物たちに関する展示等が数多く開催されたり、他の博物館との資料の相互貸借により普段の名古屋城では観ることができない文化財等を公開・展示したりと、来場者が名古屋城及び名古屋市の歴史・文化に触れる機会を提供してきた（特別展示等の実施概要是、表-2.1.9「名古屋城大天守閣における展示等について」参照）。一方で、通常の博物館活動では教育普及事業に位置付けられる展示解説やギャラリートーク、特別展等と関連した講演会等については、十分に開催されていたとはいはず、今後の教育・普及機能面においての課題となっている。

また、展示の基礎となる調査は、特別展示等の図録等を通じて、公表・蓄積されている。調査・研究の実施も博物館機能の重要な機能の一つであり、その成果を今後の活用や整備に生かしていくことも重要である。

1. 復元概要・復元整備基本構想

1 - 3 現天守閣の価値

表-1.3.10 名古屋城大天守閣における展示等について

年度	名称
昭和 39 年度 (1964)	・尾張武芸展 ・雛人形と郷土玩具展
昭和 51 年度 (1976)	・たこ・こま・はご板展
昭和 53 年度 (1978)	・郷土の愛刀家百人展 ・古代メキシコ文明展 ・現代メキシコ美術展
昭和 54 年度 (1979)	・郷土の愛刀家百人展 ・再建 20 周年記念「近世の城郭名宝展」
昭和 55 年度 (1980)	・郷土の愛刀家百人展 ・郷土の偉人展
昭和 56 年度 (1981)	・郷土の愛刀家百人展 ・青松葉事件展 ・五島美術館名品展
昭和 57 年度 (1982)	・郷土の愛刀家百人展 ・郷土の偉人展～明治文化を興した人たち
昭和 58 年度 (1983)	・宝暦治水と木曾三川の文化展 ・禪の世界と美術—京都名刹秘宝展
昭和 59 年度 (1984)	・郷土の愛刀家百人展
昭和 60 年度 (1985)	・近代の銅版画展【展示】 ・郷土の愛刀家百人展 ・久能山東照宮展
昭和 61 年度 (1986)	・名古屋城ゆかりの能・狂言展【展示】 ・縁起絵馬・祈願絵馬【展示】 ・郷土の愛刀家百人展 ・南蛮の美術展
昭和 62 年度 (1987)	・からくり人形【特別陳列】 ・日光東照宮展「家康と徳川 260 年の遺宝」【特別展】 ・初夢・初旅【特別陳列】 ・郷土の愛刀家百人展 ・猿投古窯展
昭和 63 年度 (1988)	・自然への憧憬—近世を中心として—【特別展】
平成 1 年度 (1989)	・林義勝「龍の北京」写真【展示】
平成 2 年度 (1990)	・兜と…【展示】 ・兜の飾り【特別陳列】 ・北京故宮博物院・清朝宮廷文化展 ・描かれた名古屋城展
平成 3 年度 (1991)	・猿・申・壬申【特別陳列】 ・名古屋城一般公開 60 周年記念 名古屋城本丸御殿障壁画名品展【特別陳列】 ・書の香り【特別陳列】 ・第 22 回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・沖縄の雅び—琉球王朝の美—【特別展】
平成 4 年度 (1992)	・猿・申・壬申【特別陳列】 ・第 23 回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・織田信長とその周辺【特別陳列】 ・家康と東照宮【特別展】 ・初夢は—富士二鷹三なすび【特別陳列】
平成 5 年度 (1993)	・第 24 回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・本丸御殿障壁画と模写の世界【特別陳列】 ・天下への夢—信玄・謙信・信長—【特別展】 ・本丸御殿障壁画にみる椿【特別陳列】 ・日中友好書道展
平成 6 年度 (1994)	・教育書道展「扇面—書とことば—」【特別陳列】 ・第 25 回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・久能山東照宮展—徳川將軍の武器と武具—【特別展】 ・鯱・金鯱【特別陳列】

年度	名称
平成 7 年度 (1995)	・教育書道展「象乃書」【特別陳列】 ・第 26 回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・武者・護りのデザイン ・入定三百年記念 円空展【特別展】
平成 7 年度 (1995)	・教育書道展「象乃書」【特別陳列】 ・第 26 回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・武者・護りのデザイン ・入定三百年記念 円空展【特別展】
平成 8 年度 (1996)	・教育書道展「茶席の書」 ・第 27 回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・丸八の八【特別陳列】 ・華麗なる御殿障壁画【特別展】 ・牛・丑・丁丑【特別陳列】 ・教育書道展「書と文房四宝」【特別陳列】 ・収蔵品展を実施(2回)
平成 9 年度 (1997)	・第 28 回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・蓑虫山人—漂白の画人と文化財保護—【特別陳列】 ・新収蔵品展—平成 8 年度収集— ・祭と舞—伊勢門の世界—【特別陳列】 ・兜・武者の晴姿【特別展】 ・虎を飾る【特別陳列】 ・教育書道展「扇面にみる書—扇面に試みる—」【特別陳列】
平成 10 年度 (1998)	・第 29 回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・新収蔵品展—平成 9 年度収集— ・騎馬・武士のほまれ
平成 11 年度 (1999)	・天の兎・地の兎【特別陳列】 ・名古屋城障壁画復元模写展【特別陳列】 ・第 30 回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・教育書道展「ことばを墨で」 ・新収蔵品展—平成 10 年度収集— ・なごや交流年 名古屋城天守閣再建 40 周年記念事業 賑わいの中で—土佐絵金の世界—【特別陳列】 ・徳川家康—関ヶ原合戦四〇〇年—【特別展】 ・龍【特別陳列】
平成 12 年度 (2000)	・名古屋城障壁画復元模写展【特別陳列】 ・第 31 回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・新収蔵品展 ・藩祖義直生誕 400 年記念 徳川義直—尾張藩初代藩主の生涯—【特別展】 ・旧国宝名古屋城古写真展【その他】 ・初春・巡りくる四季【特別陳列】
平成 13 年度 (2001)	・名古屋城障壁画復元模写展【特別陳列】 ・第 32 回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・教育書道展「茶の湯のことば」 ・収蔵品 火縄銃展【収蔵品展】 ・武士の祈り—武具にみる神仏の姿—【特別展】 ・正月展【特別陳列】
平成 14 年度 (2002)	・名古屋城障壁画復元模写展【特別陳列】 ・「しづの日」記念事業 前田利家とまつ展【その他】 ・第 33 回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・城下町の人と城と【収蔵品展】 ・火縄銃—合戦の流れを変えた武器の登場—【特別展】 ・新春書道展「瑞祥 新春のことば」【特別陳列】
平成 15 年度 (2003)	・名古屋城障壁画復元模写展【特別陳列】 ・第 34 回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・収蔵品展を開催 ・新春書道展「新春の書」【特別陳列】
平成 16 年度 (2004)	・名古屋城障壁画復元模写展【特別陳列】 ・第 35 回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・収蔵品 火縄銃展【収蔵品展】 ・信玄と謙信—描かれ続ける川中島合戦—【特別展】 ・新春書道展「大地に生きる」【特別陳列】 ・～よみがえれ本丸御殿～名古屋城本丸御殿障壁画復元模写展【収蔵品展】

年度	名称
平成 17 年度 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> ・尾張藩と御用絵師 【特別陳列】 ・秋の収蔵品展 武士のくらし 【収蔵品展】 ・新春書道展「四季のうた」【共催展】 ・名古屋城障壁画復元模写展 【特別陳列】
平成 18 年度 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> ・武士のそなえ 【特別陳列】 ・尾張のやまと絵 田中訥言 【特別展】 ・新春書道展「日本の文化・書芸術」【共催展】 ・人生山脈茫茫々 書人 -戸田堤山- 【共催展】
平成 19 年度 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> ・本丸御殿の至宝 重要文化財 名古屋城障壁画 【一括貸出】 ・名古屋城の武具 刀と鉄砲 【収蔵品展】 ・新春書道展 梅かおる 【共催展】
平成 20 年度 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> ・城の春 さくらの美術 【特別展】 ・収蔵品展 武士の華 よろい・かぶと 【収蔵品展】 ・失われた国宝 名古屋城本丸御殿 -創建・戦火・そして復元【特別展】 ・新春書道展 道 【共催展】
平成 21 年度 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> ・江戸時代尾張の絵画 巨匠 中村竹洞 【特別展】 ・天守閣再建 50 周年記念展 名古屋城天守閣物語 【収蔵品展】 ・天守閣再建 50 周年記念特別陳列 新発見！名古屋城絵図 【その他】 ・よみがえる輝き 名古屋城本丸御殿障壁画復元 【一括貸出】 ・復元模写展開催記念 重要文化財本丸御殿障壁 【その他】 ・新春書道展 名古屋開府 400 年記念 開く一道開く、花開く、心を開く -【共催展】 ・自然昆虫展
平成 22 年度 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> ・狩野派と名古屋城 400 年 【特別展】 ・名古屋新名所絵展 【共催展】 ・武家と玄関 虎の美術 【特別展】 ・戦火と名古屋城 【その他】 ・本丸御殿 玄関工事一部公開 玄関模写展示 ・開府 400 年記念 名古屋城所蔵武具 100 選【企画展】 ・名古屋城収蔵品展 武家のすがた 【収蔵品展】 ・刀 【その他】
平成 23 年度 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> ・表書院上棟記念 表書院障壁画・模写 【その他】 ・王と王妃の物語 帝鑑団大集合 【特別展】 ・本丸御殿ただいま建築中～名古屋城本丸御殿障壁画復元模写展 【特別陳列】 ・昆虫標本の展示会
平成 24 年度 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> ・～刀剣の装い展～ 【その他】 ・受け継がれる祭り -時をこえる尾張・名古屋の華- 【特別陳列】 ・二条城二の丸御殿と名古屋城本丸御殿 【特別展】 ・刀に想う 【収蔵品展】 ・まもなく公開！名古屋城本丸御殿障壁画復元模写Ⅱ 【特別陳列】
平成 25 年度 (2013)	<ul style="list-style-type: none"> ・本丸御殿 玄関・表書院公開記念 本丸御殿復元への歩み・一步一步 【特別陳列】 ・金シャチ(10 分の 1 モデル)にタッチ 【その他】 ・巨大城郭 名古屋城 【特別展】 ・本丸御殿を実感！ 障壁画複写展 【その他】 ・武器武具大百科 【特別陳列】 ・百花繚乱・多士済々 【特別陳列】 ・刀剣展 ～黒田官兵衛の時代に活躍した武将たち～ 【その他】
平成 26 年度 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> ・天下人への道 -信長、秀吉、家康の合戦- 【特別展】 ・天下にかける夢 【特別陳列】 ・名刀展 -尾張に伝わる刀剣- 【その他】
平成 27 年度 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> ・もうすぐ対面所・下御膳所公開開始！ よみがえる名古屋城本丸御殿 【特別陳列】 ・本丸御殿対面所・下御膳所公開記念 刀剣展 -尾張に伝わる刀剣- 【その他】 ・名古屋城の自然・昆虫展 ・戦後 70 年 絵手紙は伝える 101 の記憶と思い展
平成 28 年度 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> ・描かれた名古屋城、写された名古屋城 【特別展】 ・スター・ワーズ展 未来へ続く創造のビジョン。【その他】
平成 29 年度 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> ・刀剣展 -尾張に伝わる刀剣- 【その他】

3. 観光施設としての名古屋城

建設当初から意図された通り、天守閣を中心とする名古屋城は、名古屋を代表する観光地として多くの来場者を集めた。昭和 34 年、天守閣が再建された名古屋城は、再建後の約半年で 111 万人の観光客が訪れている。その後、毎年 150 万人近い来場者があり、日本を代表する城郭として、高度成長期のレジャー・観光地として大きな役割を担ったとみてよいだろう。

平成に入ると、年間来場者 100 万人を下る年が続いたが、平成 17 年（2005）以降はコンスタントに 100 万人を超える来場者があり、特に近年では外国からの来場者も多く、現天守閣再建以降、来場者の総数は 8000 万人にのぼる。

平成 20 年度に全国の 18~69 歳の男女 1000 人に行われたアンケート調査によると、名古屋の観光資源として、63.4% が「尾張徳川家ゆかりの史跡や遺産（名古屋城、徳川園、徳川美術館など）」を知っており、全国的に認知されたものと言える。また、実際に訪れた人の割合も、訪れたい人の割合も高くなっている、全国的に認知された観光資源である。

近世の城郭を見学できる観光スポットとして、多くの来場者を集めている名古屋城であるが、天守に関しては、その近代的な内装に不満があったことも事実である。昭和 60 年代には、「内部がコンクリートビルでがっかり」という観光客の不評（『中日新聞』昭和 62 年 10 月 3 日）、ガウディ展で来日したスペイン側の関係者からも「天守閣の外観はすばらしいけど、内部は狭いし、あまり美しいとはいえない」（『中日新聞』昭和 63 年 4 月 18 日夕刊）といった批判的な意見が紹介されている。また、名古屋市が開催した世界デザイン博に訪れた外国人には不評であったことも伝えられている（『中日新聞』平成 2 年 4 月 26 日）。

名古屋城整備基本構想調査会の提言も受け、昭和 63 年（1988）には内部のコンクリート壁に、ケヤキ板をイメージした塩化ビニール製木目シートを貼り、床は天然木材で板張りをするという改装を行っている。

4. 史跡内の建物としての現天守閣

現天守閣が再建されたのち、史跡における建物の復元に関する考えは大きく変化した。これまで述べてきた通り、現天守閣の再建に際しては、SRC 造による外観復元がなされた。ここでは、その後の史跡内の復元建物についての考え方を整理し、現天守閣の位置づけを行う。

戦災では名古屋城以外でも多くの歴史的建造物が焼失した。これらの復元は、名勝庭園内で始められ、昭和 30 年代に入ると、近世城郭の復元が多く行われた。現天守閣再建以降の史跡等における復元に対する考え方の変化をまとめ、現天守閣を評価する参考とする。

現在では、「史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会」（復元検討委員会）が設置され、復元に関する総合的な検討を行うとともに、個別復元案件について、現状変更許可申請前に審議を行っている。平成 27 年 3 月には、近年の復元を取り巻く議論や実績をふまえて、史跡等の保存と活用が適切に行われるよう、従来の「史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱い基準」を「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」に改めた。

現在の基準では、①史跡等の正しい理解にとって支障となるものではないこと②復元により遺跡等を損傷しないこと③活用にとって復元が最も適した方法であると考えられること④復元することが史跡等の理解に最も適切であること⑤復元が史跡等の風致景観と整合すること⑥復元が史跡等の保存・整備の在り方と整合すること⑦史跡等の総合的計画（保存活用計画、整備基本計画等）が策定されており、復元後の建物の保存・管理方針等が整っていることといった項目に関して、総合的に判断するとしている。その上で、復元の対象とする建造物の位置・構造・規模・形式等について、精度の高い資料を根拠としていることを求めている。そして、復元にあたっては、同時代の材料・工法を踏襲し、所在する地方の特性等を反映していることを原則としている。

日本では木造建築が主流であり、建造物がそのままの状態では残りにくいため、復元は遺跡の理解を深めるための有効な手法の一つとして認められている。しかし、石造や煉瓦造が主流のヨーロッパでは、歴史的建造物が残りやすいこともある、復元に対して否定的な見解が主流を占め、国際憲章にも復元を厳しく制約する内容が盛り込まれている。

1964年に採択されたベニス憲章は、記念建造物の復元又は再建を認めない方針が示されている。すなわち、第15条において「廃墟はそのまま維持」することとされ、「現地に残っているが、ばらばらになっている部材を組み立てる」こと以外の復元は一切認めないとされている。翌年にイコモス（ICOMOS）が結成されたこともあり、ベニス憲章はその後の文化遺産保護の国際基準の一つとして機能した。

1972年に採択された世界遺産条約を履行するための作業指針においても、歴史的建造物の再建（復元）が正当化されるのは、憶測の余地なく「完全かつ詳細な資料に基づいて行われた場合」に限っている。

一方で、1990年のローザンヌ憲章は、主として地中に埋蔵されている考古学的遺産を対象としたものであるが、遺跡の保護を前提に真実性（オーセンティシティ）を達成するために得られる証拠を考慮に入れることといった条件付きではあるが、復元は実験的な研究と解釈をもたらす効用があるとして、許容されている。

このような国際憲章に定められた復元に対する理念は、遺跡の真実性（オーセンティシティ）をいかに保持するかという点を念頭に置いている。1994年の「真実性（オーセンティシティ）に関する奈良文書」では、世界の多様な文化を尊重することを強調し、真実性（オーセンティシティ）についても多様な評価へと発展させるよう提言している。奈良文書は、それぞれの文化の特性に応じた多様な遺跡整備のあり方を認めた、とする評価もある（浅川滋男『建築考古学の実証と復元研究』同成社、2013）。

また、1982年に「戦争によって破壊された記念物の再建に関するシンポジウム」で採択されたドレスデン宣言では、戦争によって被災した文化遺産等の再建や保存を、人々の記憶の再構築に関わる営為として位置づけている。第二次世界大戦による破壊から戦前の町並みへと復元されたワルシャワの街は、「ワルシャワの歴史地区」として世界遺産に登録され、被災からの復興の営みが評価されている。

なお、近世城郭における復元建物については、文化審議会が平成29年12月に行った答申「文化財の確実な継承に向けたこれから時代にふさわしい保存と活用の在り方について」の中で、地方公共団体の実態を含めた全国的な動向を把握した上で、その在り方を調査検討する必要性を指摘している。文化庁文化財部記念物課の佐藤正知主任文化財調査官によれば、文化庁は平成29年度時点で既に全国的な調査を実施しているという（佐藤正知「近世城郭の保護についてのメモ」奈良文化財研究所編『近世城郭の近現代』2017）。復元天守が戦後の都市景観の形成に寄与していると評価されている事例が多いが、ドレスデン宣言に謳われる戦災による消失前の姿に文化遺産を復元するといった視点からの評価も含めて、近世城郭における復元については、さらに検討が進められねばならない。

さて、名古屋城の現天守閣に関していえば、こうした議論が行われる前に再建されたため、現在の史跡における復元とは一致しない。そのため、江戸時代の天守の姿を体感し、その意味や役割の理解していく上で課題となっていることは確かである。

しかし、一方では、この方法で再建されたことで果たした役割、例えば、復興のシンボルとしての役割や史跡を身近に感じさせる役割を果たしたことでも評価しなければならない。また、逆にこうした方法で再建されたからこそ果した役割もある。

1-3-5 現天守閣の価値

(1) 戦後復興の象徴

現天守閣には戦後復興にあたり、名古屋のシンボルとしての役割が求められた。江戸時代に名古屋城が築城されるとともに城下町が形成され、現在の町の基盤が築かれた名古屋にとって、遠くからでも見上げができる高層の天守閣を、市の歴史と伝統のシンボルとする言説は受け入れられやすかったであろう。とはいものの、その天守閣は、外観としては近世に遡る名古屋の街を象徴し、同時に内部は近代的な博物館機能を備えており、建造物全体としては、戦争から復興した昭和という時代の名古屋を象徴し、観光・地域振興のシンボルとしての役割も担った。

(2) 市民の機運の高まりによる再建

昭和20年（1945）の戦災で焼失した名古屋城の再建は、戦後の住宅不足等、生活の根幹に関わる問題が山積している中、主に観光業者に引っ張られる形で始まり、やがて広く市民一般からの声が上がり始め、行政がその声に後押しされる形で推し進められ、市制70周年記念事業として再建された。募金活動は広く県下で行われ、愛知県をあげての一大事業となった。名古屋城天守は名古屋の街の象徴として、戦後復興の象徴として、市民の機運の高まりにより再建された。

(3) 豊富な史資料に基づく外観「復元」

名古屋城天守閣は、SRC構造を採用し、窓の引き戸などが一部史実と異なっているといえども、昭和実測図やガラス乾板写真等の歴史的資料に基づいた外観復元がなされた。

SRC造による外観復元という手法は、昭和30年代の城郭における建造物整備としては典型的な事例であるが、一方で、豊富な根拠資料に基づく外観復元の精度は、他の城郭には見られない名古屋城の特徴であると位置づけることができる。

(4) SRC造建造物としての価値

現天守閣は、戦後の社会状況や利用の目的から、SRC造の建物として再建された。天守台石垣に配慮してケーンを採用し、また天守台石垣に直接荷重がかからない構造としている。また外観は焼失前の天守閣と寸分も違わぬ姿に復元されるなど、当時の建築技術の水準を表すものとしても現天守は評価できる。

内部についても、2つのらせん階段や人造大理石の柱など、近代建築技術の粋を集めた造作が施され、「モダニズム建築」としても文化財としての価値を今日有するものと評価されている。

(4) 博物館としての機能と活用

SRC造の耐震・耐火性能の高さを生かして、天守内部は博物館機能を備えた展示・収蔵施設として、近代的様式での整備が行われた。先行する大阪城の事例や、戦後、社会教育のための施設・文化的な施設が求められた時代的背景に加え、戦災での焼失を免れた旧本丸御殿障壁画等の重要文化財の展示・収蔵を目的としていた。

昭和37年（1962）には博物館相当施設として指定されて以来、各種展示の実施や、史資料の収蔵が行われており、市民生活に大いに寄与している。

(5) 史跡内の建物としての評価

国内外の史跡整備、史跡における建造物の復元に対する考え方は、現天守閣の建設以降、大きく変化している。現在の史跡における復元の基準では、精度の高い資料によって復元の蓋然性を高めること、同時代の材料・工法を原則として踏襲すること、本質的価値を理解する上で不可欠な遺構を損傷しないことなどが定められている。

現天守閣は、SRC構造を採用し内部が近代的な施設となっており、再建当時としては一般的な考え方であったと思われるが、現在の史跡における復元の考え方とは一致していない。しかし、それゆえに不適切なものとの判断をするのではなく、SRC造であっても再建されたことで果たした史跡の理解促進への貢献という側面も正しく評価されるべきである。

1. 復元概要・復元整備基本構想

1-4-1 検討の経緯

天守閣の整備方針を検討するのに際し、これまで名古屋市が行ってきた整備方針検討の経緯を概観する。

1. 名古屋城跡整備に係る検討の概要

名古屋城の整備に関しては、昭和 61 年度の名古屋城整備の基本構想に基づき平成 18 年 9 月に策定した『特別史跡名古屋城跡全体整備計画』（以下、『全体整備計画』とする。）及び平成 24 年 12 月策定の『特別史跡名古屋城跡全体整備計画増補版』（以下、『増補版』。）において、名古屋城全体及び天守閣の整備方針を定めている。

名古屋城整備の基本構想では、21 世紀の名古屋城の役割として、「市民の誇り名古屋城」「学び感じる名古屋城」「名古屋を伝える名古屋城」「いこい楽しむ名古屋城」「ふれあい親しむ名古屋城」の五つをあげ、本丸では「日本近世文化の伝承と再生」として本丸御殿等の復元を掲げている。

この基本構想を受けて『全体整備計画』では、本丸御殿をはじめ戦災等で消滅した建造物を復元し、名古屋城の歴史的景観や環境を体感・体験できる場として本丸を整備する方針が示された。また、二之丸については、名勝二之丸庭園の整備を重点的に進めることとし、本丸及び二之丸を名古屋城の歴史を表現する空間として整備する方向性を打ち出している。

『増補版』は『全体整備計画』策定後の調査成果や上位計画及び関連計画の改定等をふまえて『全体整備計画』の内容を補完した計画である。『増補版』では名古屋城の歴史的価値を構成するすべての歴史的資産を保存し、その価値を後世に伝えることを基本方針の一つに掲げている。とりわけ本丸を名古屋城の歴史的な景観を体感できる場として整備することとし、戦災で焼失した本丸御殿を学術的な調査研究に基づき復元することを重点的に整備する事業に位置付けた。この本丸御殿復元整備をはじめ 9 事業を概ね 15 年以内を目処に着手することとしており、平成 25 年 3 月に『特別史跡名古屋城跡全体整備短期実施計画』を取りまとめた。

平成 27 年度から 29 年度にかけて、名古屋城についての既存の計画を包括する『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』が策定された。「近世城郭の姿を現代に伝える特別史跡名古屋城跡の価値の確実な継承と魅力の最大限の向上により、世界に誇れる日本一の近世城郭を目指す」ことを目標とし、保存・活用・整備・調査研究・運営体制の基本方針を定めた。名古屋城跡の歴史的価値を後世に確実に継承していくために、特別史跡全体の保存管理を厳格に行うことと保存の基本方針とし、本質的価値を構成する遺構等を確実に保存することを前提にして、保存及び活用のための整備を計画的に行うことを整備の基本方針としている。特に、本丸は、天守・御殿をはじめ戦災等で失われた建造物で復元整備が可能なものを順次復元し、往時の姿を実感できる場を創出することとしている。本丸の整備は、二之丸庭園の整備や余労の復元整備を行なうとしている二之丸の整備や石垣の調査及び修復とともに重点的な取り組みに位置づけられており、名古屋城全体の適正な保存と魅力向上に努めることを定めている。

2. 天守閣整備に係る耐震性調査の概要

名古屋市では、阪神・淡路大震災（平成 7 年（1995））を契機として、平成 7 年度から平成 12 年度（2000）にかけて市設建築物の耐震診断を実施した。名古屋城天守閣についても平成 8 年度（1996）に「歴史的建造物の耐震診断方法に関する調査研究」を実施し、大天守閣の耐震性能は「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し又は崩壊する危険性が高い」と評価された。

名古屋城天守閣は不特定多数が来場する施設であることから、来場者の安全を確保するために耐震改修が検討されたが、平成 14 年度（2002）に策定された名古屋市地震防災強化計画における優先度も考慮され、速やかな耐震改修は行われなかつた。平成 18 年度（2006）に策定された『全体整備計画』においても、「天守は再建後約 50 年を経過しており、外壁、屋根、設備等の修繕・更新時期を迎えていた。また、現行の耐震基準ができる以前の建築物であるため、天守の耐震改修整備などを行う。また、これに併せて天守内の展示内容の検討を行う。」としており、短期計画として概ね 15 年以内に天守の耐震改修工事に着手することとされた。

平成 22 年度に「名古屋城天守閣耐震対策調査」が実施された。天守閣は震度 6 強から 7 に達する程度の大規模の地震に対して「倒壊し又は崩壊する危険性が高い」と評価され、具体的な耐震補強方法の検討や概算経費等の算出が行われた。

平成 22 年度からは耐震改修の検討と併行して木造復元の検討も行われることになった。同年実施された「名古屋城整備課題調査」においては、木造復元にかかる法令上、技術上の課題整理や概算経費等の算出がなされた。また、同課題調査の中で、耐震改修、木造復元のいずれの整備方針であっても、工事に伴って重要文化財に指定されている障壁画等の収蔵品への対応が必要であることから、その保管、展示方法についての調査も始められた。

平成 23 年度には、耐震改修後も改修前と同じ展示・収蔵を行うことは困難であるという前年度調査の結果を受け、耐震改修後の展示・収蔵の検討を行った。また、天守台石垣について、目視・打音による健全性調査や測量結果を基にした安定性評価等を実施している。

平成 27 年 3 月の「名古屋城整備検討調査」において、耐震改修と木造復元における文化財、展示物等移転方針や石垣保存方針の検討がなされた。あわせて、これまでの調査結果等を総括して耐震改修と木造復元のそれぞれの場合におけるハード・ソフト両面での法令上・技術上の諸課題が比較検討された末、早期の木造復元に木材調達や施設運営等の面で優位性が考えられるとした。

そして、平成 27 年度から保存活用計画を策定する中で、天守閣整備の方法として耐震改修と木造復元の比較検討も行われた。検討の結果、特別史跡の理解を促進する点で木造復元の優位性が高く、考えられる課題も克服が可能であるとし、現天守閣の価値を超える木造復元の意義を丁寧に説明することを前提として、木造復元を天守閣の整備方針とし、さらに検討を進めることとした。

表 1.4.1 天守閣整備に係る調査

年度	区分	主な内容
22	耐震対策調査	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震強度、コンクリート強度の調査 ・耐震補強方法の検討 ・概算経費、工期の算出
	名古屋城整備課題調査	<ul style="list-style-type: none"> ・木造復元にかかる法令上、技術上の課題整理 ・概算経費、工期の算出 ・収蔵品等の保管、展示方法に関する調査
23	天守台簡易測量	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易三次元測量の実施 ・断面図の作成
	天守台健全性調査	<ul style="list-style-type: none"> ・石材の状況の確認 ・石垣の安定性の評価
	展示・収蔵あり方調査	<ul style="list-style-type: none"> ・天守閣の活用、展示案の検討 ・天守閣展示、設備改修等の概算経費算出 <p>※重要文化財（旧本丸御殿障壁画等）の展示収蔵施設の新設に関する検討を含む</p>
24	天守閣木造復元概算経費・工期算出調査	<ul style="list-style-type: none"> ・復元方法の検討 ・概算経費、工期の算出 ・木材調達期間の算出
	天守台北面測量	<ul style="list-style-type: none"> ・三次元測量の実施 ・立面図の作成
25	名古屋城整備課題調査 (天守閣のあり方調査)	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館機能の検討 ・天守閣整備による入場者数への影響調査 ・天守閣解体による廃棄物の処理方法の検討 ・市民意見の聴取
26	名古屋城天守閣改修検討業務	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度の耐震診断結果に基づいた補強案の検討
	名古屋城整備検討調査	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財、展示物等移転方針の検討 ・既存建築物取り扱い方針の検討 ・石垣保全方針の検討 ・建築方針の検討 ・施設のあり方方針の検討 ・耐震の対策方針の検討 ・耐震改修及び木造復元の課題整理、比較

1. 復元概要・復元整備基本構想

1-4 天守復元の意義

3. 名古屋市議会における議論

名古屋城天守閣整備に関する名古屋市議会の議論は、『全体整備計画』策定直後の平成18年には、名古屋城来場者の安全確保のために耐震改修を急ぐべきであるというものであった。市としては、『全体整備計画』に則って整備を進めることを原則とし、来場者の安全確保や財政状況等を総合的に検討していくとしていた。

木造復元も併行して検討するようになった平成22年度以降は、市議会からは『全体整備計画』に定められた耐震改修を急ぐべき、平成21年に着工した本丸御殿の復元を優先すべきといった事業の優先順位に関する議論がされるようになった。また、木造復元には多額な経費が見込まれることから福祉や防災など市民生活に密着した分野の政策を充実すべき、財源フレームの明確化を求める議論もあった。木造復元を肯定的に受け止める意見として、木造復元は名古屋の魅力向上につながる、復元には文化的意義がある、市民の間にも木造復元を望む声があるといった議論があった。

また、予算等の議案審議の過程で市議会からは、庁内横断的に取組むことや、市民に対してわかりやすい説明を行い、市民の理解を得ながら市民とともに事業を進めるように意見が附されることがたびたびあった。

4. 天守閣整備に係る市民の機運醸成

平成22年度から耐震改修と木造復元を併行して検討するにあたり、市議会からの意見もあって、天守閣整備に係る市民への意向調査や説明会を繰り返し実施するなど、機運の醸成が図られた。

主なものは下の表に掲げたとおりである。

表1.4.2 天守閣整備に係る市民の機運醸成

年度	年月	内容
23	平成24年2月	名古屋城の将来を語る市民大討論会
25	平成26年2月～3月	名古屋城の整備にかかるネット・モニターアンケート
26	平成26年9月	名古屋城天守閣フォーラム
	平成27年1月	名古屋城懇談会
	平成27年2月	天守閣再建時寄附者へのアンケート
27	平成27年8月	名古屋城天守閣フォーラム
	平成27年12月～平成28年1月	名古屋城天守閣の整備にかかるタウンミーティング
28	平成28年5月	市民向け報告会
		市民2万人アンケート
	平成28年6月	広報なごや特集号「名古屋城天守閣の整備」

① 名古屋城の将来を語る市民大討論会（平成24年2月）

「名古屋城の目指すべき将来像について、市民と有識者が一堂に会し語り合う場」とすることを目的に開催された。名古屋市から名古屋城の全体整備計画や、金シャチ横丁構想が説明されたほか、有識者から天守閣木造復元の技術的課題が述べられた。その後、市民の意見発表、有識者と市民のパネルディスカッションが行われた。

名古屋城天守閣を歴史的文化遺産として後世に残すためにも、『昭和実測図』等に基づき、本来の内観、景観を復元することが望ましく、木造復元は必要であるという意見がある一方、東北隅櫓など、焼失した建造物の復元整備を優先すべきといった声があった。また、現天守閣の価値を惜しむ意見や、木造復元を行う場合のバリアフリー等に関する課題提起があった。

② 名古屋城の整備にかかるネット・モニターアンケート（平成26年2月～3月）

天守閣を含め、名古屋城全体の今後の整備について、市民の意見や考え方を伺った。平成26年2月21日から3月

3日まで実施され、回答数は447名であった（有効回収率89.6%）。

「現在の天守閣を今後どうしていくとよいと思いますか」という問に対しても、「現在の天守閣を存続させて、耐

震補強や改修などを行う」が71%なのに対し、「現在の天守閣を解体し、木造で復元する」は15.3%であった。自由意見として、現在の天守閣の耐震補強と共に、近世城郭の雰囲気が感じられるような内装改修を求める声もみられる。将来的な名古屋城全体の整備についての設問でも、「現存する建造物等（隅櫓、門、石垣）について保存修復を図る（62.1%）」、「公園として良好な自然環境を維持する（56.3%）」といった希望が多く、現存しない建造物の復元整備よりも現状の改善を望む声が目立った。

③ 名古屋城懇談会（平成27年1月）・天守閣再建時寄附者へのアンケート（平成27年2月）

昭和34年再建時の寄附者（親族）と名古屋市長が意見交換を行ったもの。出席がかなわなかった寄附者に対しては、後日アンケートを送付し、意見募集をした。

「再建は名古屋市民にとって心の拠り所というところが大きかった」等、昭和34年の再建を懐かしむ声と共に、今後長く、後世に伝えていくのであれば木造での復元も夢がある、といった意見があった。反対に、木造復元の財源への懸念や、耐震改修を施すことで、再建当時の思いをそのまま語り継いでいってほしいという思いも見られた。

④ 名古屋城天守閣フォーラム（平成26年9月、平成27年8月）

1回目は、名古屋城天守閣の木造復元の意義や課題について有識者の意見を伺い、市民に情報提供を行うためのフォーラムとして開催された。有識者からは、名古屋城は復元根拠となる資料が多く残されていることや、文化的・環境的・建築技術的観点からの復元の価値が語られた。復元後の維持管理や、石垣の保全の必要性といった課題も述べられている。

2回目は、「名古屋城自慢—DJ対決ー」と銘打って行われたもので、名古屋城天守閣に係る現況についての説明と共に、名古屋城に造詣が深いタレント2名による対談や、有識者や市長を交えての談義が行われた。当日の来場者アンケートでは、木造復元に賛成が69%、反対が6%となっている。（アンケート総数114件・回答総数71件）

⑤ 名古屋城天守閣の整備にかかるタウンミーティング（平成27年12月～平成28年1月）

名古屋市全区（16区）において開催。名古屋城天守閣に係る現況や、過去の調査結果や課題、経済波及効果、検討状況等を説明した。

主な意見としては、豊富な根拠資料が残っているという希少性から木造での復元を望むものや、技術の伝承や観光資源としての期待が聞こえる反面、市民生活の現状を考慮すると緊急性や必要性を感じない、財源や木材の確保、バリアフリー等の課題をどう克服していくのか、といった意見もあった。

⑥ 市民向け報告会（平成28年5月）

名古屋市内5ヶ所において開催。市長及び市議会議長出席のもと、天守閣整備にかかる課題や収支計画、平成27年度に実施された公募型プロポーザルによって選定された民間業者からの技術提案（優秀提案）の内容、また、これまでの議会における議論や市民意見等が説明された。

⑦ 市民2万人アンケート（平成28年5月）・広報なごや特集号「名古屋城天守閣の整備」（平成28年6月）

名古屋城天守閣整備に関する意向を把握するため、名古屋城の現況や課題、前年度に選定された優秀提案の内容や収支計画等を市民に示した上で、アンケートを実施した。調査対象は18歳以上の名古屋市に居住する2万人（外国人含む）、回答数は7290、回収率は36.5%であった。

「『名古屋城天守閣整備』の考え方」についての設問に対しては、「2020年7月までに優秀提案による木造復元を行う」が21.5%、「2020年7月にとらわれず木造復元を行う」が40.6%、「現天守閣の耐震改修工事を行う」が26.3%、「その他」・「無回答」が11.6%だった。その結果には限界があるが、完成時期を問わねば、木造復元を行うことが多数となっている。

選択式回答の他に自由記載も求めており、木造復元に対して肯定的な層は、天守閣を名古屋の誇りやシンボルであると捉え、史実に忠実に復元することの意義を挙げた自由意見が多いという特徴がみられた。対して、耐震改修を望む層は、現在の天守も戦後復興からの歴史を反映した歴史的建造物であるとの指摘や、収支等の見込みが楽観的過ぎるという指摘が多くあった。

1. 復元概要・復元整備基本構想

名古屋城が名古屋を象徴するものであり復元の意義は理解するものの、木造復元は事業費が巨額であり、今は福祉、教育や防災対策など生活に密着した政策課題を優先すべきという意見もみられ、単純に賛成・反対に二分できない市民感情もうかがわれた。また、熊本地震発生から間もない時期にアンケートを実施したこともあり、熊本城を例に挙げて石垣修復の必要性や、南海トラフ地震に対する都市防災の充実を訴える意見もあった。

翌月には、市民向け報告会等で説明された内容の概要が、『広報なごや特集号』として名古屋市内で各戸配布され、広く市民に名古屋城天守閣の整備をめぐる検討について周知された。

⑧名古屋城天守閣木造復元市民向け説明会・シンポジウム（平成 30 年 1 月）

市民向け説明会を市内 5ヶ所において開催した後、市長出席のもとシンポジウムを開催した。名古屋市及び竹中工務店から説明を行い、参加者と質疑応答を行った。シンポジウムでは、これらに先立って「名古屋城築城の歴史」をテーマに徳川美術館の原史彦氏が講演を行った。

アンケートの結果では、回答者の約 6割が天守閣木造復元に「賛成」というものであった。寄せられた意見としては、保存活用計画（案）に示された名古屋城全体の整備計画に対する期待、史実に忠実な復元が行われることで市民に親しまれ、名古屋の誇る財産となることへの期待の声が寄せられた。

一方で 2割以上が反対と回答した。反対意見の内容としては、木造の場合に現行法令に定められた基準等を満たすことができるのか、特に耐震・耐火性能が十分に担保されるかどうかといった点への懸念やバリアフリー上の課題を指摘するものが多くあった。また、戦災で焼失した後に市民の寄附等によって再建された現天守が失われることへの哀惜の念や、収支見込を含めた財政上の見通しや政策上の優先順位に疑問が呈された。

また、天守木造の是非やバリアフリーをめぐって、いわば市民が分断される状況を憂う懸念や、市民の合意形成に向けたより一層の取り組みを求める意見もあった。

⑨特別史跡名古屋城跡保存活用計画（案）パブリックコメント（平成 30 年 1 月～2 月）

『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』の策定に伴い、パブリックコメントを実施し、31 日間で合計 227 件の意見が寄せられた。本計画は、特別史跡全体の保存活用に関する基本方針等を定めたものであり、天守閣整備のみを扱っているわけではないが、意見全体の過半数が天守木造復元の是非に関するものであった。

木造復元に肯定的な意見では、技術の継承等の観点から豊富な資料に基づいた歴史的価値のある事業として評価するものであった。

木造復元に否定的な意見では、現天守閣が戦災復興のシンボルとして多くの市民の寄附で建てられたという歴史的な価値や博物館機能を評価したり、費用対効果や利便性の観点から木造復元には優位性が認めがたい、石垣の保存にとっても懸念があるといった内容のものがあった。

以上、名古屋城天守閣整備方針に係る調査や議論等を概観した。

平成 22 年度より、耐震改修と木造復元の調査や議論が並行して行われてきた。調査結果の積み重ねを基に検討を行い、議会との議論や、市民との意見交換を行った。安全性への考慮や、現天守閣の価値の保存のため耐震改修を行うべきとするもの、根拠資料に基づく木造復元を行うことで文化的・観光的な価値を高めようというもの、様々な意見が交わされてきている。

1-4-2 現天守閣整備の課題

1. 現天守閣及び天守台石垣の課題

(1) 建物

- 現在の天守閣は、最上階階段の防火区画が形成されていない（建築基準法施行令第 112 条昭和 44 年 5 月 1 日）ことや、避難階段までの歩行距離が現行基準を超えており（建築基準法施行令第 121 条昭和 44 年 5 月 1 日施行）ことをはじめとして、天守閣再建後に法改正された建築基準法等の基準に一部適合していない。（既存不適格）

- 平成 22 年度（2010）に実施された「名古屋城天守閣耐震対策調査」によると、大天守閣の耐震性能を示す I_s 値は、各階とも基準値である 0.6 を下回っており、最も低い数値が見られたのは、7 階の X（南北）方向で

0.14 であった。これは、建築物の耐震改修の促進に関する法律で定める基準において、震度 6 強から 7 に達する程度の大規模の地震に対して「倒壊し又は崩壊する危険性が高い」と評価される結果である。

- 上記の耐震診断におけるコンクリートの中性化深さ試験の結果、大天守閣において重度の劣化（平均 15.8 mm）が、小天守閣においては中度の劣化（平均 7.3 mm）が発生している箇所が一部見受けられた。また、鉄筋については、大天守閣においてはコア抜き 11 か所中 3 か所に、小天守閣においてはコア抜き 7 か所中 3 か所に腐食が確認された。
- ケーソン基礎については、コンクリート中性化や鉄筋腐食に関する調査を実施していない。
- 再建後半世紀が経過するため、経年によりエレベーター等の設備の老朽化や、外壁の剥離等が発生している。

(2) 石垣

天守台石垣については、平成 29 年度より調査を行っており、現況とその課題については具体的に把握できるようになった。詳細は 2 章に示し、ここでは課題の概略を示す。

- 調査結果に基づいて、天守台石垣の現状を特にその劣化状況に着目して整理すると、石垣の現状は次のようにまとめられる。なお、石垣の各面で確認された状況は一覧表に整理した。
- 天守台外部石垣については、上位に現在の天守閣再建時に改変が加えられており、その部分については、本来の姿は失われている。隅角石は改変されておらず、数石分中央に入った地点から積み替えられており、各面の中央部ではやや深く改変が及んでいる。
- 穴蔵石垣についても、現況で確認できる範囲では戦後の積み替え工事、現天守閣建設に伴う工事によって新たに積み替えられており、ほぼ戦後の積み直しである。穴蔵石垣の根石については戦後の積み替え工事の仕様の通りであれば、手が加えられているものとみられるが、現時点では観察できず確認できていない。
- 大天守北面（U61）には強い孕み出しが認められる。この孕み出しが大正時代の図面でも確認でき、近代にはすでに見られるものである。この付近では、現天守閣の再建時にモルタルを注入している様子が写真に残されているが、現在の築石背面の状況の確認が必要である。この面では約 100cm 孕み出しており、孕み出し指数は 4.9 である。孕み出し指数の判定基準では、「管理基準値 II」となり、やや不安定と評価される。なお、本書では、孕み出し指数は、孕み出し量を石垣全体の高さで除して求めている。
- また、橋台西面（U58）でも孕み出しがみられ、それに連続して西に延びる U57 でも孕み出しがみられる。U57 では、孕み出し指数 2.9 であり、「管理基準値 II」、やや不安定と評価される。
- 大天守南面・西面（U59・60）、東面（U62）、橋台部東面（H140）、小天守東面（H136）には、中位以下に広範な被熱範囲が認められる。これは戦災により天守焼失した際の痕跡とみられる。被熱部分やその周辺では、石材の表面が剥落したり、割れているなどの劣化が認められる。ただし、被熱による劣化は表面にとどまるものが多いとみられる。
- 隅角石に顕著であるが、石材に割れが生じている。大天守台北西隅角部ではいくつかの石に割れが観察できる。また、大天守台の南西隅角部天端石なども割れている。
- その他、特に顕著な部分は指摘できないが、間詰石の欠落が認められる。
- また、穴蔵石垣は、戦後の石垣整備事業による積み替え時、および現天守再建時に大規模に改変されている。石材の形状、積み方など、近世とは大きく異にしている。現在観察できる範囲では、ほぼ近代以降の積み替えを受けていると見られる。
- ただし、現況では根石まで確認できていない。
- 穴蔵石垣では、熱を受けた石は少なく、現天守再建時に新たに用意された石材が中心であるとみられる。

(3)活用

- ・現天守閣は、旧本丸御殿障壁画をはじめとする重要文化財や史資料等の展示及び収蔵を行っており、博物館としての機能を有している。しかし、収蔵庫の面積・高さが不足するなど収蔵面の課題や、展示作業にあたって屋根のない屋外通路（橋・台）を通らなければならないなど搬出入面の課題がある。
- ・大天守閣内部に設置されているエレベーターは、地階から5階までの対応となっている。5階から最上階までは階段を利用することとなるため、バリアフリーに対応していない。

1-4-3 工法別の利点と課題**(1)耐震改修の利点**

- ① 現天守閣の価値の保存と継承
昭和34年（1959）に再建された現天守閣は、次のように様々な価値を有しており、耐震改修はその価値を保存し、後世に継承することができる。
 - ・戦後の住宅不足等、生活の根幹に関わる問題が山積している中、市民の機運により再建が推し進められ、莫大な寄附とともに実現した戦災復興のシンボルを維持できる。また、観光・地域振興としてのシンボル性も同時に有していること。
 - ・豊富な根拠資料に基づき外観復元がなされ、近世城郭としての姿を保存していること。
 - ・内部は近代的様式で整備され、展示収蔵機能を兼ね備えた博物館相当施設として市民生活に寄与してきたこと。

② 博物館機能の維持

- ・現天守閣が有する博物館機能を維持し、特別展等、多彩な催事の開催を継続できる。
- ・西之丸に建設予定の展示収蔵施設に収蔵できない史資料を、耐震改修工事完了後、天守閣内に展示・収蔵することができる。

③ 文化的観光面における魅力の向上

- ・耐震改修を機に、内部空間を更に木目調に仕上げるなど、近世城郭の雰囲気が感じられるような内装改修の実施や、展示内容の見直しなどを行うことで、文化的観光面における魅力を向上させることができる。

④ 観覧環境の向上

- ・耐震改修に合わせて空調や照明など老朽化した設備を改修することにより、観覧環境の利便性や快適性を向上させることができる。
- ・同様に設備改修によってバリアフリー対応ができ、木造復元に比べて小規模な改修で誰もが楽しめる観覧環境の整備が可能となる。
- ・小天守閣のトイレにおいて、多目的トイレの設置や洋式化、乾式化などの全面改修を行うことで、便益施設の衛生面における改善や、利便性の向上を図ることができる。

⑤ 既存建物の活用

- ・戦後間もない時期に市民の熱意によって再建され、戦後名古屋の象徴として機能してきた現在の天守を引き継ぎ残すことができる。
- ・SRC造の耐震対策については、耐震診断及び耐震補強方法が既に確立されている。SRC造の文化財建造物についても、登録有形文化財を中心に耐震補強等の施工実績が蓄積されつつある。
- ・既存建物を取り壊し新たに建設するよりも工期が短縮でき、天守閣閉鎖期間を最小限に止めることができる。

⑥ 遺構の保全

- ・耐震改修工事においては既存建物の解体等を伴わないため、特別史跡の本質的価値を構成する要素である天守台石垣に対しては、現状の保全状況を維持することが可能である。

(2)耐震改修の課題

- ① 特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解促進にかかる課題
・現天守閣は、外観は豊富な根拠資料に基づき復元されているが、SRC造での再建であり、真実性の高い内部空間の復元は行われていない。また、豊富な根拠資料に基づき外観復元されているといえども、窓の引戸や水抜きが再現されていないことや、窓の格子が焼失前よりも外側に設置されていることなど、一部史実と異なった形になっている。そのため、特別史跡名古屋城跡の本質的価値である近世城郭としての本来の姿の理解促進につながりにくい。
- ② 耐震改修工事における課題
・耐震壁等の設置により、展示面積の減少など内部空間の制限が生じるため、天守閣の有する展示収蔵機能や観覧動線についての見直しが必要となる。
- ・現天守閣は、再建以来大規模な外部改修工事を行っておらず、外壁の浮きや剥離等の劣化が進行しているため、耐震改修とは別途検討が必要である。
- ・コンクリートの中性化や鉄筋の腐食への対策を要する。
- ・今後長期にわたって観光客を入場させるにあたり、天守閣再建後に法改正された基準について、適合していない事項を更に精査し、管理者として、現行基準に適合させるかどうかの検討が必要である。
- ・屋根の劣化に伴う葺き替えを実施する場合は、天守閣再建後に法改正された基準についてもすべて適合させる必要があることが判明している（遡及適応）。
- ・長期的な維持保全、修理計画の策定が必要である。
- ③ バリアフリーにおける課題
・現天守閣は5階までしかエレベーターが設置されていない。来場者が最上階である7階へと円滑に移動するためのバリアフリー対応が必要である。
- ・また、移動の円滑化という観点だけでなく、年齢や障害の有無、言語の違いに関わらず、誰もが楽しめるという観点においての展示や対応方法の再検討も必要である。
- ④ 展示収蔵機能における課題
・現天守閣の展示収蔵機能は、収蔵スペースの不足や屋根の無い橋台部分を通過しなければならないという、収蔵及び搬出入面の課題がある。
- ・展示面についても、適切な温湿度管理や消防設備の設置など、より望ましい展示環境の検討が必要である。
- ⑤ 天守閣の閉鎖に伴う課題
・耐震改修期間約14か月の間、天守閣を閉鎖することとなり、一時的な入場者数の減少や名古屋の観光面における魅力の低下が懸念される。
- ⑥ 天守台石垣にかかる課題
・平成22年度（2010）に実施された「名古屋城天守閣耐震対策調査」によると、耐震目標性能が現行耐震基準同等であるIs値0.60以上の場合は石垣を取り外すこと無く補強できるが、公共建築物としてより安全性を考慮したIs値0.75以上を求める場合は、一部石垣を取り外さないと補強できないとの結果が出ている。
- ・天守台石垣を適切に保全するための十分な調査及び対策を実施する必要がある。また、穴蔵石垣など観覧動線に接する石垣においては、来場者への安全対策が必要である。



1. 復元概要・復元整備基本構想

⑦ ケーソン基礎にかかる課題

- ・ケーソン基礎は直接空気と接触していないため、既存の地下構造物やコンクリート杭の実例から想定しても、現状のコンクリート中性化は軽微だと考えられる。しかし、中性化の進行は周辺環境や施工状況に左右されることから、ケーソン基礎の現状を把握するため、中性化試験及び鉄筋の腐食試験を行う必要がある。

(3)木造復元の利点

① 特別史跡名古屋城跡の本質的価値の更なる理解促進

復元に耐えうる根拠資料に基づき、外観だけではなく内部空間を含めて、より真実性の高い復元を行うことにより、往時の名古屋城天守の姿が再現され、次の観点から特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解をさらに促進させることができる。

- ・木造復元が進む本丸御殿と共に、近世期の名古屋城本丸を実感できる歴史的、文化的空間を甦らせることができる。
- ・天守閣という建物そのものに加え、天守内部で行われた行為なども、残された史資料から具体的に復元、再現することができ、天守閣見学に物語性・ストーリー性を与えることができる。天守閣の役割や意味などの理解促進に有効である。
- ・復元に関する調査研究が行われることから、その研究成果が史跡に対する理解を深める素材となり、史跡の本質的価値に対する理解の促進や、今後の整備事業のための基礎資料となる。

② 文化的観光面における魅力の向上

- ・木造復元を行うことにより、近世期の天守の姿を実感することが可能となり、特別史跡名古屋城跡の本質的価値を構成する遺構と共に、名古屋城の文化的観光面における魅力を向上させることができる。
- ・観光庁実施の「外国人旅行者のニーズ把握調査」において、旅行出発前の段階で期待していたことの第6位に「伝統的な景観・旧跡」が挙がっていることからも、内部空間を含めて真実性の高い木造復元を行うことは、名古屋における文化的観光面の魅力向上につながると考えられる。
- ・特に、単に建物の見学にとどまらず、その内部で行われた行為なども合わせて紹介できることで、歴史観光という面での魅力向上につながる。
- ・また、名古屋城の魅力を向上させ、それを核として、名古屋の「歴史まちづくり」を進めることは、旧城下町に形成された歴史的風致の保存及び活用に有益であり、面的な空間整備の促進につながる。
- ・木造復元工事にあたって、素屋根内に見学通路を設けることなど、復元中であるからこそ可能な、復元過程や伝統工法の技術に間近で触れられる機会や完成時には見え隠れとなる部分などを実際に目にする機会を提供できる。

③ 伝統工法による復元

- ・復元過程を映像として記録することにより、ウェブサイトや講演会など様々な媒体を通じて、伝統工法による大規模木造建築の魅力を幅広く発信することができる。また、それらの記録は、伝統工法を後世に伝える貴重な教材となり得る。
- ・伝統工法での復元において生じた課題やその検討手法、活用方法等の情報や経験を蓄積し、広く情報発信することで、その成果を名古屋城だけに留めず、全国の他事例に寄与することができる。
- ・伝統工法による木造建築物は、日常的な維持管理、中期的な修繕、そして長期的な半解体及び全解体修理を適切に行うことにより、何百年という長期にわたる維持が可能となる。

④ 新技術の導入と伝統技術の融合

- ・名古屋城天守閣の木造復元においては、大規模木造建築物及び伝統工法の構造的な解析及び評価をおこなう。現代の基準において、それらの構造性能を再評価することは、現存する他の伝統建築物の構造評価を行う上でも有益な情報となり得、また、新たな伝統工法建築物を普及する材料となり得る。

(4)木造復元の課題

① 天守台石垣の保存にかかる課題

- ・現天守閣の解体工事及び木造復元にかかる工事を施工する際には、特別史跡の本質的価値を構成する要素である石垣に悪影響を与えない工法・対策をとる必要がある。天守台石垣にかかる荷重の変化や、各種工事が天守台に近接して行われることによる石垣への影響などに対しての十分な調査、解析が必要である。
- ・天守台石垣を適切に保全するための十分な調査及び対策を実施する必要がある。また、穴蔵石垣など観覧動線に接する石垣においては、来場者への安全対策が必要である。

② 現天守閣の価値の保存と継承にかかる課題

- ・現天守閣を解体することとなるため、市民の機運の高まりにより再建が成された経緯や博物館機能を有することなど、現天守閣が持つ価値の保存及び可能な限りの継承に向けた対策を行う必要がある。

③ 木造復元工事にかかる課題

名古屋城天守のような大規模構造建築物の木造復元は現行基準における類似例がなく、高度な技術的検討が必要

要である。少なくとも、次のような検討を要する。

- ・非耐火の木造大規模構造建築物における防火、避難の安全性の確保
- ・現行耐震基準同等以上の耐震性の確保
- ・耐震性の評価手法についての検討
- ・急病人の搬送や熱中症対策など、観覧環境における安全性の確保と快適性の検討
- ・長期的な維持保全、修理計画の策定

④ バリアフリーにおける課題

- ・外観のみならず、内部空間を含めた真実性の高い復元を行うため、バリアフリーとの乖離をどのように解決するかの検討が必要である。
- ・また、移動の円滑化という観点だけでなく、年齢や障害の有無、言語の違いに関わらず、誰もが楽しめるという観点にたっての検討も必要である。

⑤ 展示収蔵機能における課題

- ・現天守閣を解体することとなるため、現天守閣が持つ展示収蔵機能を新たに担う代替施設の検討が必要である。
- ・現天守閣を解体しなければならない。
- ・木造復元工事としては約46か月の間、天守閣の観覧が不可能となり、解体に伴い名古屋のシンボルである天守閣が一定期間不在となる。それにより入場者数の減少や、名古屋の観光面における魅力の低下が懸念される。

⑥ ケーソン基礎にかかる課題

- ・ケーソン基礎は直接空気と接触していないため、既存の地下構造物やコンクリート杭の実例から想定しても、現状のコンクリート中性化は軽微だと考えられる。しかし、中性化の進行は周辺環境や施工状況に左右されることから、ケーソン基礎の現状を把握するため、中性化試験及び鉄筋の腐食試験を行う必要がある。

1-4-4 課題への対策

(1)耐震改修特有の課題に対する対策

① 特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解促進にかかる課題への対策

- ・前述のとおり、現天守閣は、SRC造での再建であるため、真実性の高い内部空間の復元は行われていない。近世城郭における天守の役割や歴史的価値の理解を深めるような展示等の充実を図り、特別史跡の本質的価値の理解につながるよう検討する。
- ・耐震改修や外壁改修とともに、窓の引戸や水抜き、格子について焼失前の状態を再現するなど、より真実性の高い外観復元の実現を検討する。

② 耐震改修工事における課題への対策

- 耐震壁等の設置により、展示面積の減少など内部空間の制限が生じるため、天守閣の有する展示収蔵機能や観覧動線の見直しを行う。
- 外壁の浮きや剥離等の劣化が進行しているため、耐震改修工事に合わせて大規模な屋根及び外壁改修工事を実施する。
- コンクリートの中性化や鉄筋の腐食が既に確認されているため、コンクリートの中性化対策や外壁改修を定期的に実施することにより、鉄筋の腐食の進行を遅らせる。ただし、鉄筋や鉄骨は取り替えることができないため恒久的な対策は難しく、既に腐食している鉄筋や、今後新たに腐食が発生した場合における、柱や梁廻りの補強等、維持保全にかかる検討が必要である。
- 今後長期にわたって観光客を入场させるにあたり、現行基準に対し既存不適格となっている事項を更に精査し、管理者として、現行基準に適合させるかどうかの検討を行う。
- 屋根の劣化に伴い葺き替えを実施する場合、天守閣再建後に法改正された基準についてもすべて適合させる必要があるため、防火設備の設置や、階段の増設などの大規模な改修工事を実施する。
- 構造体の劣化を防ぎ観覧環境を維持するため、長期維持保全計画を策定し、適切な周期での内部及び外部改修を実施する。さらに、長期維持保全計画を基にライフサイクルコストを算定し、長期的な資金計画を併せて策定する。

(2)木造復元特有の課題への対策

① 現天守閣の価値の保存と継承にかかる課題への対策

- 現天守閣の解体を伴うことから、現天守閣の静止画、映像を残し、金鏡、瓦、破風、鉄骨トラス（天守閣を軽量化するために用いられた特徴的な技術）等の部材を保存するとともに、再建に至る経緯や歴史的背景、採用された建築技術、活用実績等と共に現天守閣が持っていた価値を広く発信するとともに、後世に伝承するよう取り組む。
- 現天守閣の価値の一つに、市民の機運の高まりにより再建がなされたことがあげられる。その価値を保存する必要がある一方で、平成 28 年度（2016）に実施した市民 2 万人アンケートにおいては、約 6 割が木造復元を求めていたという結果も出ている。
- 現天守閣の博物館機能については、後述のとおり対応し、重要文化財等の展示、収蔵により適した環境を整える。また、天守閣内の展示機能は損なわれるといえども、木造復元天守閣それ自体が観覧の対象となることで、近世期の天守の姿を実感することが可能となり、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解促進につながると考える。

② 木造復元工事にかかる課題への対策

- 防火、避難の安全性については、シミュレーションなどによる検証を重ねた上で第三者機関の評定を受けることにより、現行法同等以上の安全性を確保する。
- 構造計画については、建物の安全率及び地震時における建物の変形量の上限値、地盤調査による地震波の作成、及びその地震波を用いた構造の動的解析も参考に耐震補強方針を決定する。
- 来場者の安全を確保できるような観覧環境整備を検討する。観覧ルートの各所や休憩スペースにスポット型空調を設置するといった熱中症対策の検討や、急病人に関しては、安全に人の手で搬送できるよう、スタッフの訓練を定期的に実施するなどの方策が必要である。
- 長期維持保全計画を策定し、適切な周期で修繕を行うとともに、部分解体を伴う中修理、半解体を含む大修理、全解体を含む根本修理を実施する。さらに、長期維持保全計画を基にライフサイクルコストを算定し、長期的な資金計画を併せて策定する。

(3)共通の課題への対策

① 天守台石垣にかかる課題への対策

平成 29 年度から実施した調査により、石垣の現況についての情報を得ることができた。その結果と保全のための考え方については、2 章で詳述する。

② ケーソン基礎にかかる課題への対策

- 両者とも、ケーソン基礎の現状を把握するため、中性化試験及び鉄筋の腐食試験を実施する。

③ バリアフリーにおける課題への対策

- 耐震改修の場合、現在、階段でしか上がることのできない最上階までエレベーターを利用することが可能となるよう、エレベーターの改修を行うことにより、移動円滑化を促進する。

④ 木造復元の場合についての方針

- 史実に忠実に復元するためエレベーターを設置せず、新技術の開発などを通してバリアフリーに最善の努力をする。電動か否かによらず、車いすの方が見ることができる眺望としては、現状 1 階フロアまでだが、様々な工夫により、可能な限り上層階まで登ることができるよう目指し、現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を楽しめることを保証する。

⑤ 協議会を新たに設置し、障害者団体等当事者の意見を丁寧に聞くことにより、誰もが利用できる付加設備の開発を行う。

- 再建後は元来の姿を見ることができるようになり、介助要員、補助具を配置することなどにより、今より、快適に観覧できるようになる。

⑥ 外観及び内部空間の真実性の高い復元を目指すと共に、昇降等、移動の困難な方への対応をいかに行うか検討する。その課題を克服するため、付加機能の設置や昇降を円滑にするための手段の検討、介助スタッフの配置など、ハード、ソフト両面からの対応を行う。

- 両者ともに、年齢や障害の有無、言語の違いなどに関わらず、誰もが楽しめる観覧環境を整えるため、適切な説明板、案内板、多言語対応のパンフレットや音声ガイドの設置、案内スタッフの配置など、来場者の円滑な観覧を促すような対策を実施する。

⑦ 様々な方が木造復元天守閣の内部空間や眺望を体感できる方策として、VR 等の活用を検討する。

④ 展示収蔵機能における課題への対策

- 両者とも、現天守閣に収蔵されている重要文化財障壁画やガラス乾板写真などについては、西之丸に建設予定の重要文化財等展示収蔵施設に展示、収蔵することにより、収蔵面や搬出入面の課題を解決し、よりよい展示収蔵環境を整える。

⑧ その他の収蔵物については、耐震改修の場合、改修による展示収蔵機能の向上を検討した上で再び天守閣内にて展示、収蔵を行うことを基本とし、具体的な方法等を検討する。木造復元の場合は、名古屋城の近接地に新たに展示、収蔵を行う施設の建設等を検討し、対応する。

⑤ 天守閣の閉鎖、不在に伴う課題への対策

- いずれの場合も、工事期間中、天守閣への入場ができなくなり、一時的な入場者数の減少や名古屋の観光面における魅力の低下が懸念されるため、平成 30 年度（2018）に上洛殿等の完成公開した本丸御殿を活用するなどの対策を検討する。

⑨ 木造復元の場合は、工事期間は耐震改修よりも長期にわたるが、木造天守復元工事中でしか体験することのできない、復元過程見学のための素屋根内見学通路を設置するなど、「今しかできない」という付加価値を創出し観光面における新たな魅力を発信することもできると考える。

1-4-5 整備方針

上述のように、天守閣整備の方針を決めるにあたり、耐震改修と木造復元という二者の利点と課題について検討した。それを勘案し、今後の天守閣の整備方針を検討するが、それに先立ち、検討の際の論点を整理しておく。

(1) 論点整理

前述した整備方針に対する利点と課題を、大きくまとめると、(1)特別史跡名古屋城跡の理解の促進、(2)特別史跡名古屋城跡を中心とする文化的観光・歴史観光、(3)現天守閣の価値の保存、(4)天守台石垣への影響、である。ここでは、この4点を中心に整備方針を定めるための検討を行う。

(1) 特別史跡名古屋城跡についての理解の促進

特別史跡名古屋城の近世城郭としての理解が促進されるよう、天守閣の整備が行われる必要がある。また、単に復元される建物の「真実性」を比較するのではなく、現天守閣が持つ博物館としての役割も含め、名古屋城全体の整備の中で、幅広い観点からの検討が必要である。

名古屋城は近世城郭の姿を現在に伝える特別史跡であり、その価値についての理解を得られるように整備していくことが求められる。とりわけ本丸では、本丸御殿の木造復元を行い、平成30年6月に全面公開しており、往時の姿を実感できる場とすることを目指している。

現天守閣は、博物館相当施設として、これまで文化財の展示収蔵機能を果たしている。障壁画等については、西之丸に展示収蔵施設を新たに整備しており、従来よりも適した環境で保存・展示することが可能となる見込みである。

(2) 特別史跡名古屋城跡を中心とする歴史観光・歴史まちづくり

名古屋城の天守閣が、名古屋市民のシンボルとしての役割を持つことはこれまでの議論で明らかである。また、観光施設としての意味を持つこともこれまで見てきた通りである。

天守閣の整備にあたっては、整備が市民にとっていかなる意味を持つかを検討することに加え、国内外からの多くの来場者=観光客にとって意義のあるものとするかという視点が必要である。すなわち、市民にとっては、名古屋城跡を中心とする名古屋の「歴史まちづくり」の視点、国内外からの来場者にとっては「文化的観光」「歴史観光」という視点が不可欠である。

・名古屋の歴史まちづくりと名古屋城

「歴史まちづくりの考え方」

歴史まちづくりとは、平成20年に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」によれば、歴史上重要な建造物及び周辺の市街地と人々の営みが一体となった歴史的風致を維持・向上させ、それをまちづくりに生かす取り組みである。

名古屋市でも、名古屋がもつ歴史的な魅力を引き出し、まちづくりに活用していくため「名古屋市歴史まちづくり戦略」を平成23年に策定している。

まず、これによりながら、現在の名古屋の歴史分野でのまちづくりの状況を整理しておく。それによると、名古屋では、戦災とその後の戦後の市街地整備により、名古屋城天守をはじめとする多くの歴史的資源が失われ、身近に歴史を感じられない都市環境である。

経済の発展、社会の成熟化とともに、都市環境に対する考え方も、利便性・機能性を重視する考え方から、生活の質（自然との調和・感性や創造性を大切にした健康で文化的な生活）を重視する考え方へ変化し、都市の歴史的資源の保存・活用を求めるニーズも高まっている。

こうした環境の中、名古屋が持つ歴史的魅力を引き出し、その資源をまちづくりに生かすとともに、国内外に広く発信していくことにより、世界に誇れる魅力的な都市環境を形成していくことが目指されている。

そして、歴史まちづくりの戦略として「尾張名古屋の歴史的骨格の見える化」を掲げ、その方針の一つとして、「名古屋城の再生と城下町のアイデンティティ継承」を掲げている。名古屋の市街地は、直接的には、名古屋城の築城とそれに伴う「清州越し」によって成立し、発展してきた。名古屋城は、名古屋の歴史まちづくりの骨格であり、世界に誇る歴史的・文化的シンボルとして再生することが目指されている。

・「歴史観光」と名古屋城 名古屋城の天守閣が観光施設として大きな役割を持つことは、現天守閣の再建時から認識され、議論されてきたところである。また特別史跡である名古屋城の整備に際しては、国内外からの多数の来場者にとっての意義を考えることが重要である。つまり、名古屋城は、これからも観光という点からも論じられねばならない。とはいものの、観光についての考え方やそのスタイルは、大きく変化をとげており、今日的な対応が求められている。今日的な対応のうち、全国的な動向としては、観光先進国への新たな国づくりに向けて平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」を挙げておく。ここでは、観光資源の魅力を極めるという視点から、「文化財の観光資源としての開花」が謳われ、文化財の保存を優先する支援から地域の文化財を一体的に活用する取り組みへの支援への「転換」が示されている。

名古屋市の観光戦略としては、名古屋らしい魅力の創出を目指して、「歴史観光」の推進を掲げている。その中でも、名古屋城は名古屋のシンボルともいべき中心的な位置を占め、その魅力向上を目指している。名古屋城の天守閣整備事業は、こうした歴史・文化財を新たな観光資源として活用していくという観点から検討されていく必要がある。特に、近年著しい増加を示している外国からの観光客に対し、名古屋の歴史を正確に伝え、満足感を感じられるようにすることが重要である。

・「歴史まちづくり」と「歴史観光」 名古屋の観光について論じた吉田一彦は、観光の活性化の意味を三つにまとめている。それは、一つは経済の問題、第二には地域の歴史、文化の自己理解の問題、第三に、国内外の人々との交流の推進と発信力の向上の問題である。第二の問題について、観光の活性化は、地域の人々の歴史、文化の自己理解の進化に大いに寄与すると考えると述べる。おそらく、その逆についても言え、地域の歴史・文化を理解することが、観光や観光を通じたまちづくりに寄与するであろう。

観光とまちづくりは、別々のものとして理解されるべきではなく、歴史・文化財をテーマとする一つの課題として取り組むべきものであり、天守閣整備にあたっての方向性を考えるうえでの柱の一つとすべきである。

(3) 現天守閣の意義と評価 現天守閣の評価は前章で行ったが、整備方針の検討にあたっては、それを十分踏まえて行う必要がある。SRC造の天守閣に対する評価は、それ自体が不適切なものとする議論と文化財的価値を有するという議論がある。

昭和6年にSRC造で建設された大阪城の天守閣は、平成7年から9年にかけて耐震補強とコンクリートの再アルカリ化を行い、平成9年、登録有形文化財に登録された。大阪城天守閣建設は、「設計者と施工者・市民が一丸となって、新しい設計課題と技術、そして大阪のシンボル復興へと挑んだ記念すべき事業」であり、「一つの時代を象徴する名建築として結実した記念碑」という評価がある（酒井一光「大阪城天守閣」『関西のモダニズム建築』淡交社 2014）。RCまたはSRC造で、昭和に再建された天守は、現代建築として文化財的な価値を評価される段階を迎える。

名古屋城の現天守閣も、前章で整理した通り市民の熱意を原動力として再建されたものである。また、外観のみとはいって、詳細な実測図に基づいて建設されており、戦後に数多く築かれたコンクリート造の天守閣の中では、史実との整合性が高いものと評価される。そして、名古屋市の戦後復興と軌を一にした復元事業であったことも重要な点である。こうした点も考慮に入れ、整備方針の検討にあたっては、前章で検討したような、現天守閣の歴史的役割を正当に評価したうえで議論をする必要がある。

(4) 天守台石垣への影響

特別史跡名古屋城跡の本質的価値を構成する天守台石垣に与える影響を考慮しなければならない。いずれの場合であっても、天守台石垣は特別史跡名古屋城の本質的価値を構成する要素であり、将来にわたって適切に保全するため、史実調査、測量調査（立面図、縦横断面図、平面図、三次元点群データの作成など）、石垣カルテ作成、石材調査、劣化度調査、レーダー探査、段彩図作成などの現況調査、石垣裾部の発掘調査、石垣周辺の地盤調査など、石垣の現状を把握するための十分な調査を行う。その結果を基にFEM解析、DEM解析、実物大モデル振動実験

験、その他実験やシミュレーションなどにより石垣の挙動を検証、解析し、保全の方針を定めた上で対策を実施する必要がある。

また、穴蔵石垣など観覧動線に接する石垣に関しては、調査結果をもとに十分検討した上で、来場者の安全を確保するための対策を実施する。

(2) 整備方針

こうした(1)～(4)の4つの視点を基軸として、整備方針を改めて検討する。

① 特別史跡名古屋城跡の理解の促進

名古屋城天守は、昭和20年(1945)、空襲により焼失し、昭和34年(1959)、鉄骨鉄筋コンクリート造で再建された。

天守閣の再建は、生活の根幹に関わる問題がいまだ山積する中、経済的困難の中でも多額の寄附が集まり、市民の機運の高まりにより実現している。豊富な根拠資料に基づき外観復元がなされ、内部は近代的な博物館機能が兼ね備えられており、近世城郭としての姿と近代建築としての機能性を兼ね備えた建造物であるといえる。また、現代に至っては、戦後復興や地域振興といった多重のシンボル性を包括する名古屋のシンボルとして存在していると考えられる。

現天守閣は、上記のような確かな価値を有することは間違いない。しかし、一方で、「真実性の高い内部空間の復元が行われていない外観復元建造物」であるという側面も持ち合せている。外観は良いが、内部空間にはガッカリという声は以前から耳にする。

現天守閣は、外観はほぼ史実に忠実に復元されているが、内部は近代化された鉄骨鉄筋コンクリート造での再建であり、真実性の高い内部空間の復元は行われていない。すなわち、防衛機能を備えた天守の建築的特徴を観覧することができず、近世城郭における天守の役割や歴史的価値の「実感」が得難く、特別史跡名古屋城跡の本質的価値もまた促進され難い状態である。

平成22年度より、耐震改修と木造復元にかかる調査を並行して実施し、それぞれの課題整理や、議会、市民との対話を基に検討を重ねた。耐震改修を行い、安全性を確保したうえで、内部空間にさらに木目調の仕上げ材を使用するなどの内装改修や、近世城郭における天守の役割について学びを促す、工夫を凝らした展示等を行うことで、一定の理解の促進は達成できると考えられる。しかし、耐震改修では、壁や柱などの構造体を変更することは不可能なため、築城当時の間取りまでも再現し、歴史的空間を体感することは困難である。

一方で、復元に耐えうる根拠資料等に基づき、より真実性の高い木造復元を行い、外観だけではなく内部空間を含めて、往時の名古屋城天守の姿を再現することができれば、近世期の天守における、木造の柱や梁などの軸組や装飾、木材のにおい、質感などを、時代を超えて実験することが可能となる。また、現天守閣にはない、狭間や石落としなど、防衛機能を備えた近世期の天守の特徴を観覧することにより、歴史的空間を体感し、天守が本来持つ用途や機能の異なる理解へつなげることができる。更に言えば、真実性の高い木造復元を行うことは、同じく木造による復元が進む本丸御殿と共に、近世期の名古屋城本丸を実感できる歴史的、文化的空間の再生へつながり、ひいては、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解を更に促進させるものと考えられる。

② 特別史跡名古屋城跡を中心とする文化的観光・歴史観光

現天守閣は、再建以来、観光施設として大きな役割を果たしてきたことは疑いなく、耐震改修を行うことで今後も観光施設としての役割を果たすことができる。

しかしながら、観光資源として考えたとき、豊富な資料が残り、内部まで正確に復元可能という名古屋城のみが持つ可能性が十分生かされていない状態が継続する。

そうした点から考えると、木造復元を行うことにより、近世期の天守の姿を実感することが可能となり、特別史跡名古屋城跡の本質的価値を構成する遺構と共に、名古屋城の文化的観光面における魅力を向上させることができること、また、観光資源としての名古屋城天守閣の持つ優位性を活かすことができる。

観光庁実施の「外国人旅行者のニーズ把握調査」において、旅行出発前の段階で期待していたことの第6位に「伝統的な景観・旧跡」が挙がっていることからも、内部空間を含めて真実性の高い木造復元を行うことは、名古屋における文化的観光面の魅力向上につながると考えられる。

また、現天守閣は、戦後復興のシンボルとして戦後名古屋のまちづくりに寄与してきた。一方で、木造復元により、名古屋城の魅力を向上させ、それを核として、名古屋の「歴史まちづくり」を進めることは、旧城下町に形成された歴史的風致の保存及び活用に有益であり、面的な空間整備の促進につながる。

観光面では、木造復元の場合、工事期間中の天守閣の不在という入場者数への影響や観光面における魅力の低下が懸念される。しかし、復元過程見学のための素屋根内見学通路を設置するなど、「木造復元工事中の今しかできない」という付加価値を創出することで、観光面における新たな魅力を発信し向上することができると考えられる。

③ 現天守閣の意義と評価

耐震改修を行う場合、現在の天守閣を維持することができる。その場合でも、改めて現天守閣の意義を市民に対して紹介していく必要がある。

一方、木造復元を採用する場合には、現天守閣が解体されることに伴う、現天守閣の価値の保存と継承への対策をとる必要がある。

記憶の保存や継承として、現天守閣の再建に至る経緯や歴史的背景、採用された建築技術、活用実績等を取りまとめ記録し、展示を行うなど、現天守閣が持っていた価値を後世に広く発信し続けることにより、その課題の克服を目指す。また、鰐、瓦、破風等、現天守閣で使用されている部材の保存と公開を検討する。

市民の機運の高まりや寄附により戦後復興のシンボルとして再建がなされたことに対しては、それらの事実を真摯に受け止め、その記憶を後世にきちんと継承する必要がある。

現天守閣の博物館機能については、代替施設の建設により重要文化財等の展示、収蔵により適した環境を整える。また、現在の展示にあるジオラマ(城内の部屋や町家の復元など)も別な施設に移し、展示していくことを考えるべきであろう。また、天守閣内の展示機能は損なわれるといえども、木造復元天守閣それ自体が展示の対象となることで、近世城郭における天守の姿を実感することが可能となり、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解につながると考える。

④ 天守台石垣への影響

耐震改修工事においては既存建物の解体等を伴わないため、特別史跡の本質的価値を構成する要素である天守台石垣に対しては、現状の保全状況を維持することができる。

木造復元の場合特有の課題として、現天守閣の解体及び木造復元の工事に際しての石垣への影響がある。この点については2章で詳述するが、いずれの際にも石垣に悪影響が出ないような工事を行うことが必要である。

⑤ その他-防災、避難、ユニバーサルデザイン

木造復元工事においては、高度な技術的検討が求められるところではあるが、防火、避難及び構造計画については、シミュレーションなどの検証を行った上で第三者機関の評定を受けることにより、現行法同等以上の安全性及び耐震性を確保する。更に、来場者の安全を確保できるような観覧環境整備に努め、観覧ルートの各所や休憩スペースにスポット型空調を設置するといった熱中症対策や、急病人に対しては安全に人の手で搬送できるよう、スタッフの訓練を定期的に実施するなどの方策を実施する。

真実性の高い復元とバリアフリーという課題に関して、木造復元に際しては次のような方針とする。史実に忠実に復元するためエレベーターを設置せず、新技術の開発などを通じてバリアフリーに最善の努力をする。電動か否かによらず、車いすの方が見ることができる眺望としては、現状1階プロアまでだが、様々な工夫により、可能な限り上層階まで登ることができるよう目指し、現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を楽しめることを保証する。**また、協議会を新たに設置し、障害者団体等当事者の意見を丁寧に聞くことにより、誰もが利用できる付加設備の開発を行う。**再建後は元来の姿を見ることができるようにになり、介助要員、補助具を配置することなどにより、快適に観覧できるようにする。

また、移動の円滑化といった観点からだけではなく、年齢や障害の有無、言語の違いなどに問わらず、誰もが楽しめる観覧環境を整えるため、適切な説明板、案内板、多言語対応のパンフレットや音声ガイドの設置、案内スタッフの配置など、来場者の円滑な観覧を促すようなユニバーサルデザインを検討する。更に、様々な方が木造復元天守閣の内部空間や眺望を体感できる方策として、VR等の活用を検討する。

伝統工法による復元の利点としては、適切な維持管理、修繕、計画的な解体修理を実施することで、何百年とい

1. 復元概要・復元整備基本構想

う長期にわたる維持が可能となることが挙げられる。また、天守閣を木造復元することより、伝統工法での復元における課題や検討手法、活用方法等の情報や経験を蓄積し、復元に至るまでの記録と共に広く情報発信することで、その成果を名古屋城だけに留めず、全国の他事例に寄与することができる。

新技術の導入と伝統技術の融合における利点としては、木造復元を進めるにおいて、大規模木造建築物及び伝統工法の構造的な解析及び評価を実施することで、現代の基準において、それらの構造性能を再評価することとなり、現存する他の伝統建築物の構造評価を行う上でも有益な情報になり得ることがあげられる。また、新たな伝統工法建築物を普及する材料となり得る。

以上のように、木造復元は、特別史跡内の建造物として本質的価値の理解を促進するという点において優位性が高い。また、文化的観光という面でも、相対的な優位性を認めることができる。一方で、天守台石垣の保全という点や、現天守閣の価値の保存という点は木造復元に際しての課題があるが、それぞれの方策によって克服することが可能である。よって、整備方針は木造復元とし、検討を進める。

1. 復元概要・復元整備基本構想

1 - 6 活用の考え方

1 - 6 活用の考え方

1. 背景・目的

昭和7年(1932)に史跡指定された名古屋城跡は、戦後の昭和27年(1952)に特別史跡に指定された。指定に係る告示内容の抜粋については以下のとおりである。

■ 特別史跡指定

昭和27(1952)年3月29日(文化財保護委員会告示第34号)

文化財保護法第69条第2項の規定により、愛知県名古屋市所在の史跡名古屋城跡を特別史跡に指定した。

説明 尾張を領した徳川義利(のち義直)の居城として、家康は自ら選んでこれを今川氏の古城柳丸城の地に定め、諸奉行諸大名に命じて、この造営に当らせた。(中略)今次の戦災によって大小天守閣を始めとして御殿櫓、門等多く失われたがなお厄が免れた建物が占継して往時の美観を偲ばしめるものがあり整然とした郭の巧な配置は加藤清正の築いた壮大な大小天守台、枱形、馬出、堀濠堅牢な石垣と相まってよく旧規を伝え、近世城郭の代表的なもの一つとして学術上の価値が極めて高い。

上記の特別史跡指定説明文から、名古屋城跡は近世城郭の代表的なものと評価され、時代に応じた保存が行われてきたことにより、近世城郭の姿を現代に伝える貴重な城跡であることが読みとれる。

特別史跡名古屋城跡は遺構だけでなく、豊富に残された史資料等によって、近世の姿を忠実に復元することが可能となっていることから、史跡の本質的価値や名古屋城跡の歴史的価値をより顕在化することができるほか、現存する遺構を活かしつつ、復元した建造物を活用することで、名古屋城跡の魅力も一層向上させることができる。

整備される天守が、名古屋城への親しみや愛着をもつ市民の心の拠り所となり、さらに世界に誇れる日本一の近世城郭となることを目指すため、次世代へ継承できる文化財の活用を図るものとする。

また、戦災で焼失し、昭和34年に鉄骨鉄筋コンクリート造で再建された現天守閣は、戦災から復興する当時の名古屋の市民の思いが詰まったシンボルであったといえる。この現天守閣の記憶と価値を後世に伝えるよう、その姿を記録に残し、市民がその記録に触れられる能够性を活用していく。

2. 方向性

特別史跡名古屋城跡の近世の姿と本質的価値を正確にわかりやすく伝えるとともに、名古屋城の魅力をより一層向上させるため、以下の方向性に基づき、復元整備する木造天守の積極的な活用をすすめることを計画する。

(1) 近世の名古屋城の姿を正確に伝える

名古屋城跡の遺構は、建造物遺構、石垣、土塁、堀、地下遺構など、近世の名古屋城の姿を現代に伝える貴重な遺構である。名古屋城の本質的価値の理解を促進するものであることから、保存に影響のない範囲でよりわかりやすく名古屋城の歴史を伝えることができる環境を充実させ、積極的な活用を図るものとする。

今後、失われた木造天守の復元整備を行うことにより、近世期の名古屋城本丸の姿を実感できる場を創出することができるほか、天守の内部空間を史実に忠実に復元することで、建物自体が築城当時の天守の防衛機能や藩主の物見、武器庫といった役割があることを学ぶことができる。かつて使われていた空間を復元することにより名古屋城の歴史を学ぶこととなり、より理解を深めることができる。

現天守閣では観覧することのできない狭間や石落とし等、防御のための建築的特徴を見学することと、名古屋城が築城された当時の社会情勢や築城技術を学ぶことができる観覧環境整備を行うことにより、本質的価値を正確に伝えることができる。建築物そのものの外部・内部を観覧することによって、魅力を最大限に引き出すことができる展示が可能となるため、現天守閣と同様の現物展示を主とするのではなく、歴史的空间を生で体感できることを主とする活用を行う。

そして、復元整備された本丸御殿と併せた公開となるため、建物のつくりから、天守が創建された目的や両建物の役割、機能などの違いを伝えるとともに、建物内部に再現された歴史空間を体感することによって、戦の場であった天守と生活、政治の場であった本丸御殿の用途の違いを実感することができる。

さらに、「昭和実測図」や「ガラス乾板」といった豊富な史資料が残されたことにより、史実に忠実な復元整備が可能となる唯一の城郭であることや、近世城郭完成期の姿を現代に正確に伝えることができる城郭であることを、木造復元される過程において知ることができ、名古屋城が持っている本質的価値の理解を促進させる。

(2) 現天守閣の記録

木造復元するに当たっては、現天守閣の価値の大きさを考慮し、当時の再建に向けての熱意の記録や当時の技術を保存する。現天守閣の外観・内観および展示物の一部等について3D計測や高精細撮影など、現在の技術で可能な限りの水準による記録を進めている。高度なデジタルデータにより記録・保存することで、現天守閣の価値を遺産として次世代に引き継ぐとともに、後世における更に進歩した技術を用いた研究や利活用に備える。殊に天守閣については、構成する素材や内部構造等に至るまで完全に記録・保存する。正確かつ高精細なデジタルアーカイブは学術的評価にとって不可欠であるとともに、今後、市民に向けた施設等にも活用することが可能である。

現天守閣の価値は、当時の最新技術であるSRC造にて、複雑な外観の中に近代的な展示空間を構築したことである。解体時にコンクリートの中にあるラチス梁の鉄骨や吊柱等を取り出し保存したり、瓦等の一部の建築材料を木造復元天守閣に活用または保存、市民への配布等、当時の技術を実感できるような手法を検討していく。

現天守閣に収蔵・展示されている文化財や関係資料のうち、重要文化財等については西之丸地区に建設している展示収蔵施設に収蔵し、保管・研究・展示を行う。その他、模型などの様々な展示品についても集約して展示する施設を改めて構想していく、復興と文化の記憶を広く市民や子供たちに伝えていくことを考えていく。

(3) 名古屋城の歴史や価値等をわかりやすく伝える

名古屋城創建時から残る建造物や、破壊を免れた二之丸庭園やその遺構と、復元整備する木造天守との共存により、名古屋城跡の歴史や城跡としての価値と魅力を伝え、様々な展示手法を用いて、名古屋城跡の価値を来場者にわかりやすく正確に伝えるための活用を行うものとする。

復元された天守の内部では、目で見て、手でさわって、鼻で匂いを感じ、木の軋みを耳で聞き、階段を足で登るなど、近世の天守の姿を実感しながら楽しむことができる。そして、本丸御殿と同様に復元過程を公開し映像に残すことにより、現代の建築技術と比較しながら、江戸期の伝統技術を学び、その違いを学ぶことができる。また、石垣に関する調査結果をもとに、城郭が石垣で造られた目的や意味を市民や来場者にわかりやすく説明することにより、石垣と木造天守が一体となつた名古屋城全体の価値や魅力を向上させる。

戦後に再建された現天守閣も含め、史資料により各時代における改修・改変やその特徴を知ることは、現代に名古屋城の歴史を伝える大事な要素であり、管理者が変遷する中で時代に応じた保存と記録の活用が行われてきた名古屋城跡をわかりやすく伝えることができるため、積極的にこれを周知することにより理解の促進を図り、名古屋城跡の本質的価値や伝統工法による大規模木造建築の技術レベルの高さと魅力を幅広く発信するとともに、後世のための貴重な教材とする。

一方、史実に忠実に天守を木造復元することは、美術品等の展示に必要な空調管理や消防設備等が十分でなくなり、実物展示を行う点で課題が残る。そのため、博物館相当施設である現天守閣の展示機能を木造復元天守内で継承することはできないが、木造天守復元の経緯を始め、木造の柱や鋳金具等の部位に応じた説明パネルや映像技術、AR技術やガイドスタッフ等、ハード面とソフト面を駆使した様々な手法を用いることにより、復元の価値や天守の機能及び用途の理解促進を図ることとする。

VR(バーチャルリアリティ)技術を活用し、現天守閣と収蔵文化財、お城を中心とした名古屋市の歩み等を市民や子供たちに紹介する。記録や証言をもとに、焼失した天守閣を復興させる機運醸成の過程などを含め、映像化して公開する。VR技術を用いることにより貴重な文化財を傷つけることなく、例え遺構の中に居るような、或いは絵巻物を手に取って見ていくような臨場感で、歴史や文化を体験し学ぶことが可能となる。また何らかの事情により身体の移動に支障を来たし、史跡を訪れることが困難な方々に対しても、あたかもその場に佇んでいるような感覚を体験して頂くことができる。VR技術は現天守閣が持つ近代建築遺産としての価値を市民に知らせる方法としても活用が期待できる。画面上で屋根を分離したり軸体を透視することでお城の構造を理解することも可能である。石垣の上に立つ「現天守閣の技」を記録と記憶にとどめる。

1. 復元概要・復元整備基本構想

(5) 企画・イベントを充実させ、名古屋城への理解を深め、魅力向上を図る

名古屋城の価値や魅力を十分に活かし、多様な主体と連携して企画やイベントを開催することにより、本市の文化・観光を牽引する交流拠点として、名古屋城の価値や魅力を向上させるための活用を行うものとする。

現在、名古屋城で行われている体験型見学会や、石垣や堀等の遺構を活用した企画・イベントは、遺構への理解と関心を深められる機会であるとともに、発掘調査成果の内容をホームページ等に掲載することにより、幅広く情報を発信することができる。

史実に忠実に復元する木造天守についても復元過程を公開し、伝統工法の技術を間近に触れられる機会を企画し、それらをホームページ等で発信することは、当時の天守の建築技術が広く周知されると同時に、貴重な史資料についても同様に広く周知される。このことから、本丸御殿建設時と同様に素屋根を設置し、その中に見学通路を設けて、木造復元工事の様子を間近に見ることができるよう積極的な公開を行うことにより、名古屋城への理解を深める。

木造復元の過程については、現天守閣の解体時の様子や再建される様子など、映像技術を活用することにより、記録に残すだけでなく、幅広く発信する場をつくる。

また、巨大木造建築物を建設することができた江戸期の建築技術を体験できるイベントや、本丸御殿と共に江戸期の名古屋城の姿を体感できるイベント、名古屋城の遺構を活用した新たな企画やイベントの開催を検討することにより、木造天守の役割についての理解を促すとともに、名古屋城の価値と本来の歴史的・文化的な魅力をわかりやすく伝えることができる。

さらに、失われた木造天守の復元整備を行うことは、多くの貴重な木材を使用し、復元後も続く修理時にも使用することとなることから、本丸御殿で行われている「市民の森づくり（木曽・中津川）」と同様のイベントを開催することにより、予め木材を守り育て、かつ、限りある森林資源に暮らす地域に住む人たちとの交流を深める。

これらの企画・イベントについて、幅広い世代の市民等が理解を深められるよう、民間事業者や周辺地域、旅行事業者と連携するだけでなく、社会教育や学校教育との連携や、市民だけでなく県内外や海外からの観光客に対しても、本市の文化や名古屋城跡の理解を深めながら体験できるイベントを開催したり、継続的・段階的に愛着や誇りを育むための企画やイベントを開催することにより、名古屋城の理解を深めるとともに、魅力を向上させることにつなげる。

(6) 情報発信の方法と内容を充実させ、名古屋城跡の普及・周知を図る

現在、名古屋城跡の情報はパンフレット等の配布物のほか、ホームページ、SNS等を活用して発信している状況であり、今後も名古屋城跡を幅広い地域・世代に普及・周知し、次世代へと継承していくために、様々な手法や時代に合わせた活用を充実させるものとする。

名古屋城跡の情報発信を充実させるためには、遺物、展示物、パネル、学習シート、パンフレット等の配布物、映像など様々な手法・媒体を用いることが必要であり、名古屋城跡に関する観光客へのガイド活動についても、名古屋城への理解を深め、魅力向上を図ることができることから、観光面においてたいへん重要である。また、名古屋城内の眺望や撮影ポイントなどの観覧時の名古屋城の見どころ等の内容を充実させることは、SNS等での情報発信につながる。

木造復元天守では、实物展示を行うことに課題が残ることから、従来の説明パネルや配布物だけでなく、様々な手法の映像を駆使することが必要であり、これらの映像をホームページ等でも閲覧できるようにすることによって、現天守閣とは異なる新たな天守の魅力を伝えることができるほか、名古屋城の特徴や調査、研究成果等も、調査報告書の刊行やホームページ等への掲載を継続し、積極的に市民等への情報提供を行い、観光団体、旅行事業、情報誌、メディア等との連携など、多様な情報媒体を活用して広域的かつ効果的に、名古屋城の価値や魅力を発信することにより、企画・イベントの普及・周知を図る。

本丸御殿と同様に、木造天守の復元整備についても積極的かつ広域的にホームページや講演会等で情報発信することにより、名古屋城の周知だけでなく、文化財の保存・継承についての理解を深める機会を増やす。さらに現天守閣が保有していた価値についても同様に広く発信し続けることを、後世に継承する必要がある。その場合、多言語対応や映像、音声の活用など、社会情勢やニーズの変化に適切に対応した情報発信を充実させていくものとする。そのためには、ユニバーサルデザインの採用やサインの大きさ、色彩にも配慮しながら、子どもや外国人を始めとした幅広い地域・世代の方に正しく理解してもらえるよう、わかりやすい内容や表現を行う。

(7) 名古屋城の周辺地域との連携を中心に名古屋城の歴史と名古屋の魅力を伝える

名古屋を代表する歴史的観光拠点として、周辺地域に点在する歴史資産等との連携を強化し、地域一体として歴史観光の魅力の向上を図るとともに、名古屋城と歴史的にかかわりの深い堀川や熱田神宮といった歴史資産と連携することにより、名古屋城に関連する歴史観光の回遊性の向上を図り、広域的に名古屋城の歴史を伝えられるようにするものとする。

さらに、現代技術により大規模木造建築物を復元させた様々な技術を、世界へと発信できるように、リニア中央新幹線関連整備や中部国際空港セントレア、名古屋港とも連携した魅力発信を行っていく。

文化財的価値の理解を促進させることができる名古屋城跡を主とした、歴史や建築史、建築技術等の生涯学習の場として活用を行うとともに、将来を担う子どもたちにとって、課外授業や社会科見学等を通じて名古屋城に接する機会を設けることは、天守を始めとした名古屋城跡に関する正確な知識を学び、理解を深めることとなる。

また、復元天守の伝統工法を構造的視点から、現代の基準に基づいた解析と評価により、現存する他の伝統建築物の構造評価を行う上でも有益な情報になり、新たな伝統工法建築物を普及する材料となる。他にも、AR技術、映像技術等の最新技術を導入することにより、歴史・文化以外の側面からも木造復元天守の理解と周知につなげる。

周辺地域との連携は、名古屋城跡の活用のみならず、地域の歴史・文化への理解を深める取り組みとして重要であり、地域の新たな文化創造の場となる。そのため、地域振興に関する各種イベントについては、史跡の保存や適切な観覧環境との調整を図りながら、名古屋の街の特徴的な碁盤割りの町割りや「文化のみち」、堀川、四間道地区等の城下町を中心とした名古屋城跡周辺の地域にある歴史的資産等との連携を強め、回遊コースづくりをすることにより、広域的に名古屋城の歴史を伝えることができるよう活用を行う。

また、交流・体験の一環として各種行事を開催することや、国内外の賓客を迎える迎賓の場として利用するなど積極的な活用を図ることにより、名古屋城跡をさらに魅力あるものとし、市民の財産として愛着を深めることとする。

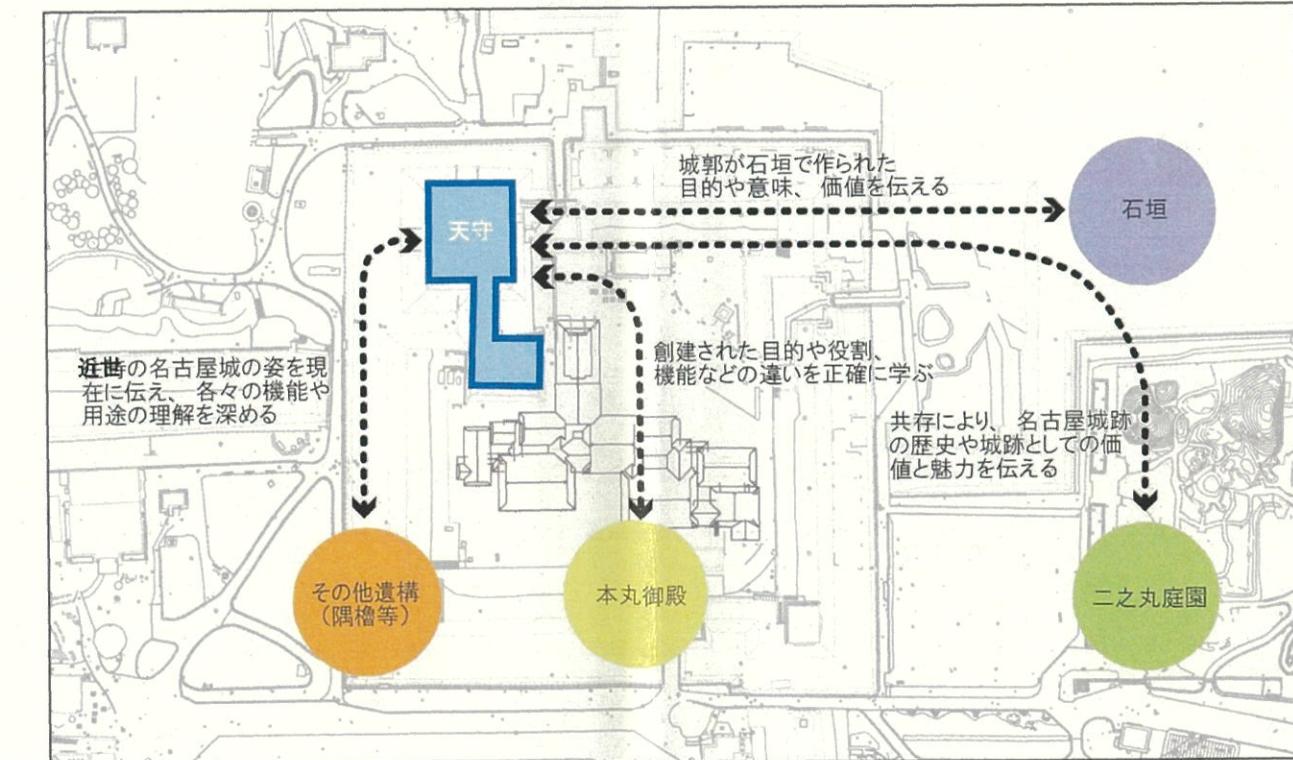


図-1.6.1 (名古屋城内と木造復元天守の活用イメージ案)

局長	所長	保存整備室長	保存整備室(補職略)
	旅行者		(係長) (村木) (荒井) (鶴嶺) (遠藤) (森) (早川) (西村) (蜂矢) (矢形) (小村) 旅行者 遠藤 森 西村 旅行者
	総務課長	ナゴヤ魅力向上室主幹	

平成 30 年 7 月 23 日

復 命 書

名古屋市長 様

観光文化交流局名古屋城総合事務所 所長 西野輝一
 同 主幹 蜂矢祐介
 同 主幹 村木 誠
 同 主幹 片岡進矢
 同保存整備室 主査 深谷 淳



平成 30 年 7 月 20 日 (金) に、天守閣整備事業等の打ち合わせのため、文化庁へ出張を命ぜられましたので、下記の通り報告いたします。

記

1 日時・場所

平成 30 年 7 月 20 日 (金)

17:40～20:20 文化庁記念物課

2 参加者

(文化庁記念物課) 山下主任調査官、平澤主任調査官

(名古屋市)

名古屋城総合事務所 西野所長、蜂矢主幹、村木主幹、片岡主幹 (文化財保護室長)、
 深谷主査 (文化財保護室主査)

ナゴヤ魅力向上担当部 桜井部長

3 内 容

本丸御殿の工事について

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

石垣部会関係

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

天守閣部会報告関係

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

基本計画書

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

局長	ナゴヤ魅力向上担当部
	財政課 印

平成 30 年 7 月 23 日

復 命 書

名古屋市長 様

観光文化交流局 ナゴヤ魅力向上担当部
部長 桜井 信寿

平成 30 年 7 月 20 日（金）に、天守閣整備事業等の打ち合わせのため、文化庁へ出張を命ぜられましたので、下記の通り報告いたします。

記

1 日時・場所

平成 30 年 7 月 20 日（金）
17:40～20:20 文化庁記念物課

2 参加者

（文化庁記念物課）山下主任調査官、平澤主任調査官
(名古屋市)

名古屋城総合事務所 西野所長、蜂矢主幹、村木主幹、片岡主幹（文化財保護室長）、
深谷主査（文化財保護室主査）
ナゴヤ魅力向上担当部 桜井部長

3 内 容

本丸御殿の工事について

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

石垣部会関係

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

天守閣部会報告関係

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

基本計画書

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

支出命令書

歳出

平成30年度	支出命令番号 0033101 内訳番号 01		
主管 081101 観光文化交流局 名古屋城総合事務所 (080001)			
予算種別 1 現年予算 科目コード 5016-012-090101 会計 07 名古屋城天守閣特別会計 款 01 名古屋城天守閣事業費 項 01 事業費 目 01 事業費 大事業 06 事業費 中事業 01 事業費 小事業 04 事務費等 節 09 旅費 細節 01 旅費 その他 細々節 01 旅費 その他		支出命令年月日 平成30年 8月 2日	支出負担行為年月日 当初 平成30年 7月19日 変更 平成 年 月 日
支出命令額		¥ 149,180 *	
前渡金受領者 508110101 整理番号			
職氏名 前渡金受領者 観光文化交流局 名古屋城総合事務所管理活用課長 山本道子			
件名 07/20 (文化庁) 名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区 @24, 980×2名 @24, 880×3名 @24, 580×1名			
支払先口座			
口座種別 口座名義人	口座番号		
支出区分 6 確定前渡払 支出予定番号		支払方法 1 口座振替 支払期限(期日) 平成30年 8月22日 *	
確認印	上記の金額を領収しました。 職 氏名 名古屋市 (区) 会計管理者様		

執行機関	支出命令	命令主管	事業主管	主幹 会計室 会計管理者 名古屋市会計監査室
	会計管理者	会計室 (区総務課)	会計室 (区総務課) 会計管理者	
出納機関				30.8.22

備考1 科目が複数の場合は、内訳書を添付すること。

D23

2 総合決裁書(第44号様式)を添付した場合には、支出命令・命令
主管・会計管理者・会計室(区総務課)欄の押印を要しない。

旅費計算書A (資金交付用)

職 氏 名：名古屋市観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部 部長 桜井 信寿							区 分 確 定		
行政職給料表 [級] 号給 (行政職給料表 級相当)									
月	日	曜	発着地及び経過地				鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
7	20	金	名古屋	→	東京都区内		22,180 円	円	円
7	20	金	東京都区内	→	名古屋				
				→					
				→					
				→					
				→					
日 当(D) 2,800 × 1 日 = 2,800				宿泊料(E)			×	泊 =	円
							×	泊 =	
							×	泊 =	
							×	泊 =	
旅行命令(依頼) 平成 30 年 7 月 19 日			旅行期間 0 泊 1 日			合 計(A+B+C+D+E) 円 24,980			
用務及び 用 務 先	名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)								
概算払額(F) 円			精算額(G) 円			過不足額(G-F) 円			
支払額(返納額) 円 24,980			特記事項 新幹線利用(通常期)						

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名	名古屋市觀光文化交流局名古屋城総合事務所 所長 西野 輝一	区分 確定
-----	-------------------------------------	----------

行政職給料表			級	号給	(行政職給料表)	級相当)		
月	日	曜	発着地及び経過地			鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
7	20	金	名古屋	→	東京都区内	22,180 円	円	円
7	20	金	東京都区内	→	名古屋			
				→				
				→				
				→				
日 当(D)				宿泊料(E)		×	泊=	円
2,800	×	1	日	=	2,800	×	泊=	
	×	日	日	=		×	泊=	
	×	日	日	=		×	泊=	
旅行命令(依頼)	旅行期間			合計(A+B+C+D+E) 円				
平成 30 年 7 月 19 日	0 泊 1 日			24,980				
用務及び 用務先	名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)							
概算払額(F) 円	精算額(G) 円			過不足額(G-F) 円				
支払額(返納額) 円 24,980	特記事項 新幹線利用(通常期)							

(記入上の注意)

- 用務先には、用務地まで明記する。
- 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

旅費計算書A（資金交付用）

職 氏 名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 保存整備室 主幹 片岡 進矢							区 分 確 定	
行政職給料表			■ 級 ■ 号給	(行政職給料表 級相当)				
月	日	曜	発着地及び経過地			鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
7	20	金	名古屋	→	東京都区内	22,180 円	円	円
7	20	金	東京都区内	→	名古屋			
				→				
				→				
				→				
日 当(D)			宿泊料(E)	×	泊 =	円		
2,700	×	1 日	=	2,700	×	泊 =		
×	日	二	二		×	泊 =		
×	日	三	三		×	泊 =		
旅行命令(依頼)			旅行期間			合 計(A+B+C+D+E) 円		
平成 30 年 7 月 19 日			0 泊 1 日			24,880		
用務及び 用 務 先	名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)							
概算払額(F) 円			精算額(G) 円			過不足額(G-F) 円		
支払額(返納額) 円			特記事項 新幹線利用(通常期)					
24,880								

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

旅費計算書A (資金交付用)

職 氏 名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 保存整備室 主幹 蜂矢 祐介							区 分 確 定		
行政職給料表 [] 級 [] 号給 (行政職給料表 級相当)									
月	日	曜	発着地及び経過地			鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)	
7	20	金	名古屋	→	東京都区内	22,180 円	円	円	
7	20	金	東京都区内	→	名古屋				
				→					
				→					
				→					
				→					
日 当(D)			宿泊料(E)						
2,700	×	1 日	= 2,700	×	泊 =	泊 =	泊 =	泊 =	
×	×	日	三	×	泊 =	泊 =	泊 =	泊 =	
×	×	日	三	×	泊 =	泊 =	泊 =	泊 =	
旅行命令 (依頼)			旅行期間			合 計(A+B+C+D+E) 円			
平成 30 年 7 月 19 日			0 泊 1 日			24,880			
用務及び 用務先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区 (文化庁)							
概算払額(F) 円			精算額(G) 円			過不足額(G-F) 円			
支払額(返納額) 円			特記事項 新幹線利用 (通常期)						
24,880									

(記入上の注意)

- 用務先には、用務地まで明記する。
- 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 保存整備室 主幹 村木 誠								区分 確定
行政職給料表 級 号給 (行政職給料表 級相当)								
月	日	曜	発着地及び経過地			鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
7	20	金	名古屋	→	東京都区内	22,180 円	円	円
7	20	金	東京都区内	→	名古屋			
				→				
				→				
				→				
				→				
日 当(D)			宿泊料(E)					
2,700	×	1 日 =	2,700	×	泊 =		円	
	×	日 =		×	泊 =			
	×	日 =		×	泊 =			
旅行命令(依頼)			旅行期間			合計(A+B+C+D+E)円		
平成 30 年 7 月 19 日			0 泊 1 日			24,880		
用務及び 用務先			名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)					
概算払額(F) 円			精算額(G) 円			過不足額(G-F) 円		
支払額(返納額) 円 24,880			特記事項 新幹線利用(通常期)					

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

旅費計算書A (資金交付用)

職 氏 名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 保存整備室 主査 深谷 淳							区 分 確 定	
行政職給料表			級	号給	(行政職給料表 級相当)			
月	日	曜	発着地及び経過地			鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
7	20	金	名古屋	→	東京都区内	22,180 円	円	円
7	20	金	東京都区内	→	名古屋			
				→				
				→				
				→				
				→				
日 当(D)			宿泊料(E)			泊 =	泊 =	
2,400	×	1 日	=	2,400		×	泊 =	泊 =
×	日	日	=			×	泊 =	泊 =
×	日	日	=			×	泊 =	泊 =
旅行命令(依頼)			旅行期間			合 計(A+B+C+D+E) 円		
平成 30 年 7 月 19 日			0 泊 1 日			24,580		
用務及び 用務先			名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)					
概算払額(F) 円			精算額(G) 円			過不足額(G-F) 円		
支払額(返納額) 円 24,580			特記事項 新幹線利用(通常期)					

(記入上の注意)

- 用務先には、用務地まで明記する。
- 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

2018年7月20日 文化庁打ち合わせメモ

日時 2018年7月20日(金) 17時40分~20時20分

参加者 文化庁 山下主任調査官・平澤主任調査官

名古屋市 文化財保護室 片岡室長・深谷主査

魅力 桜井部長

名古屋城 西野所長・蜂矢主幹・村木

本丸御殿の工事について

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

石垣部会関係

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

天守閣部会報告関係

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

基本計画書

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

局長	所長	管理課	整備室

平成 30 年 7 月 30 日

復命書

名古屋市長 河村たかし 様

名古屋城総合事務所
所長 西野輝一



下記のとおり出張しましたので、報告いたします。

記

- 1 日 時 平成 30 年 7 月 26 日 (水)
- 2 用 務 「平成 31 年度国の施策及び予算に関する重要事項の提案」における市長随行
- 3 出張先 文部科学省 文化庁 (東京都千代田区霞が関 3-2-2)
- 4 内 容 別紙のとおり

市長国家提案【文化庁】<平成30年7月26日(木)>面会記録

●面会記録（文化財部長、記念物課長）

- ・予算要望について、名古屋城の整備には、引き続き力を入れていく。三浦先生のCGのように少しづつ整備していく。特に太鼓櫓は外から見える。写真も残っており、是非復元したい。
- ・天守閣木造復元については、石垣部会とよく話し合って結論を出すよう言われている [REDACTED]
[REDACTED]
- ・石垣の整備計画の作成や研究センターの創設 [REDACTED]
[REDACTED] それについては早急にやっていく。また、竹中工務店が整備する予算の中に、石垣部会の整備費用として45億見込んでいる。石垣を外すことも議論になるが、これだけの予算があることは凄いことである。
- ・上に天守閣を残したままでは危ない。IS値0.14とあまりにも低い。
- ・下で調整することも危ない。労働安全衛生法上も問題。早く除去することが必要。
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
- ・バリアフリーの技術について、障害者団体にも説明している。来年度には実際の階段の模型で実験する施設を設ける。

(文化庁より)

- ・ [REDACTED] 地元の専門委員会には十分に説明して理解してもらうこと。 [REDACTED]
- ・ [REDACTED] 文化庁としては従来よりできる限りサポートしており、今後も引き続きサポートしていく。

以上

応援します



フェアトレードタウン
なごや



名古屋城
完成公開
本丸御殿

THE NAGOYA CASTLE
HOMMARU PALACE
2018/6/8



古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

平成31年度国の施策及び予算に関する重点事項の提案

名古屋城（名城公園）の整備

平成30年7月

名古屋市

名古屋城（名城公園）の整備

【提案内容】

（1）天守閣の木造復元

- ・天守閣の木造復元等に対し財政支援など必要な措置を講ずること。

（2）名古屋城の文化財の保存活用等

- ・名勝二之丸庭園や石垣の整備等、文化財の保存活用及び本丸御殿における復元模写された障壁画の表具工事に対し必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市では、尾張名古屋のシンボルである名古屋城の歴史的・文化的な価値と魅力を向上させるべく、天守閣の木造復元や文化財の保存活用などに取り組んでいる。また、歴史文化の発信・にぎわいの創出等に資する金シャチ横丁を平成30年3月に開業し、引き続き第二期整備計画の策定を進めているところである。

（天守閣の木造復元）

天守閣は昭和5年に城郭建築として旧国宝第1号に指定されたが、昭和20年の戦災により焼失した。昭和34年に再建された現在の天守閣は再建から半世紀が経過し、耐震性の確保も課題となっていることから、昭和実測図等の詳細な資料に基づき、史実に忠実に木造での復元を行う必要がある。

（名古屋城の文化財の保存活用等）

特別史跡である名古屋城跡の価値や魅力を高め、後世に継承していくために、特別史跡名古屋城跡保存活用計画に基づき、名勝二之丸庭園や石垣の整備、二之丸地区の整備基本調査、障壁画の保存修理及び本丸御殿における復元模写された障壁画の表具工事を着実に進め、城内に残る文化財の保存活用等に一層努めていく必要がある。

名古屋城の整備の現状

名勝二之丸庭園の保存整備

提案先：文化庁
事業の種類：歴史活き活き！史跡等総合活用整備
工期：平成25年度～
現状：保存管理計画（平成24年度策定）に基づき、保存整備中

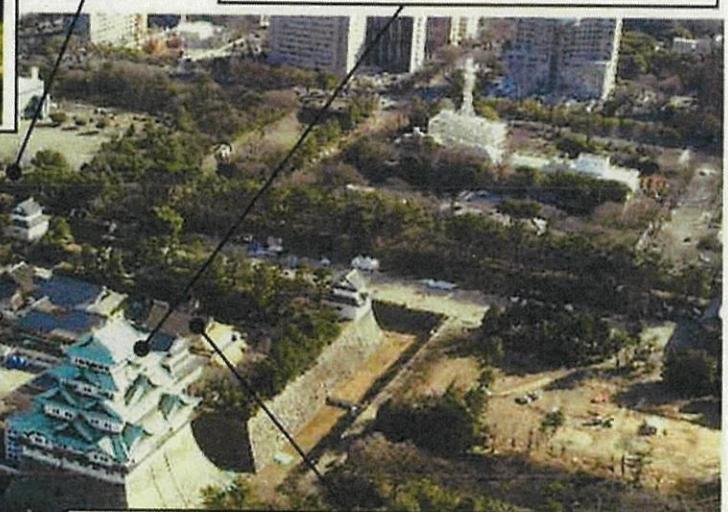


二之丸地区の整備基本調査

提案先：文化庁
事業の種類：遺跡発掘調査
工期：平成30年度～
現状：整備構想策定に向けた発掘調査を実施中

天守閣の木造復元

提案先：国土交通省
事業の種類：天守閣の木造復元
工期：平成29～34年度
現状：設計中



石垣の整備

提案先：文化庁
事業の種類：歴史活き活き！史跡等総合活用整備
工期：昭和45年度～
現状：搦手馬出の石垣を修理中

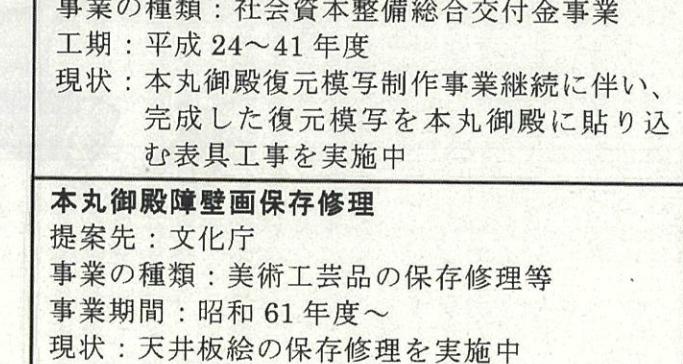


本丸御殿復元模写障壁画の表具工事

提案先：国土交通省
事業の種類：社会資本整備総合交付金事業
工期：平成24～41年度
現状：本丸御殿復元模写制作事業継続に伴い、完成した復元模写を本丸御殿に貼り込む表具工事を実施中

本丸御殿障壁画保存修理

提案先：文化庁
事業の種類：美術工芸品の保存修理等
事業期間：昭和61年度～
現状：天井板絵の保存修理を実施中



歴史をつなぐ 文化をつなぐ 名古屋城の整備状況

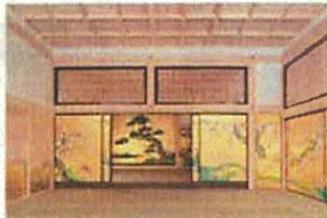
名古屋城は多くの重要文化財や、名勝二之丸庭園、天然記念物のカヤなどを有し、特別史跡に指定されています。これらの文化財を後世に引き継ぐとともに、さらなる魅力向上を図るために、様々な整備・修復を行っています。

① 本丸御殿の復元

平成21年から復元工事に着手。平成25年度に玄関・表書院、平成28年度に対面所・下御膳場、平成30年度に上洛殿・湯殿書院等を公開しました。引き続き障壁画の復元模写の制作(表具含む)を行っていきます。



玄関の外観



表書院一之間から上段之間を見る

② 名勝二之丸庭園の保存整備

平成24年度に保存管理や整備の方針を定めた「保存管理計画」を策定し、この計画に基づき、順次修復整を行っています。



二之丸庭園発掘現場



石橋



③ 展示収蔵施設の整備

西之丸北部に、江戸期に存在した米蔵の外観を再現した展示収蔵施設を整備し、1,047面ある重要文化財本丸御殿障壁画等を公開していく予定です。

④ 天然記念物 カヤの保全



推定樹齢600年以上で、昭和20年の空襲を浴びながらも命脈を保ちましたが、衰弱が進んだため、樹勢を回復させるなどの保全に取り組んでいます。

⑤ 石垣の修復



崩壊・はらみ出し部分の修復を昭和45年度から継続的に行っており、現在は本丸堀手馬出の修復を行っています。文化財調査も並行して行い、石垣を積み上げる伝統技術や石垣のはらみ出しの原因解明も目的としています。

⑥ 重要文化財本丸御殿障壁画の修理



狩野派の絵師により描かれた重文化財障壁画について、絵具の剥落や下地の傷みの修理を継続して行っています。

支出命令書

歳出

平成30年度	支出命令番号 0032401 内訳番号 01	
主管 081101 観光文化交流局 名古屋城総合事務所 (080001)		
予算種別 1 現年予算 科目コード 0126-005-090101 会計 01 一般会計 款 07 観光文化交流費 項 03 名古屋城費 目 01 名古屋城費 大事業 05 運営管理 中事業 00 小事業 00 節 09 旅費 細節 01 旅費 その他 細々節 01 旅費 その他	支出命令年月日 平成30年 7月31日	
	支出負担行為年月日 当初 平成30年 7月25日 変更 平成 年 月 日	
	支出命令額	¥ 25, 380 *
	前渡金受領者 508110101 整理番号	
	職氏名 前渡金受領者 観光文化交流局 名古屋城総合事務所管理活用課長 山本道子	
	件名 7/26 国家提案活動(文化庁) 【内訳】 025,380円×1名	
	支払先口座	
	口座種別 口座名義人	口座番号
支出区分 6 確定前渡払 支出予定番号		支払方法 1 口座振替 支払期限(期日) 平成30年 8月14日 *
確認印	上記の金額を領収しました。 職 氏名 名古屋市 (区)会計管理者様	
平成 年 月 日		

執行機関	支出命令 総務課長	命令主管 総務課	事業主管 所長 課長 管理活用課 室長 保存整備室
出納機関	会計管理者	会計室 (区総務課)	30. 8. 14 名古屋市会計管理者

備考1 科目が複数の場合は、内訳書を添付すること。

2 集合決裁書(第44号様式)を添付した場合には、支出命令・命令主管・会計管理者・会計室(区総務課)欄の押印を要しない。

D23

旅費計算書A（資金交付用）

職 氏 名 観光文化交流局名古屋城総合事務所 所長								区 分 確 定
西野 輝一								
行政職給料表				■ 級 ■ 号給	(行政職給料表)		級相当)	
月	日	曜	発着地及び経過地			鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
7	26	木	名古屋 → 東京都区内			22,580 円	円	円
7	26	木	東京都区内 → 名古屋					
			→					
			→					
			→					
日 当(D)			宿泊料(E)		泊 =		円	
2,800 × 1 日 = 2,800			×		泊 =		円	
× 日 =			×		泊 =		円	
× 日 =			×		泊 =		円	
旅行命令(依頼)			旅行期間			合 計(A+B+C+D+E) 円		
平成 29 年 7 月 25 日			0 泊 1 日			25,380		
用務及び 用務先	平成 31 年度国家提案局要望活動 東京都千代田区(国土交通省、文化庁)							
概算払額(F)	円	精算額(G)	円	過不足額(G-F)	円			
支払額(返納額)	円	特記事項 新幹線利用(繁忙期)						
25,380								

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

市長国家提案【文化庁】<平成30年7月26日(木)>面会記録

●面会記録（文化財部長、記念物課長）

・予算要望について、名古屋城の整備には、引き続き力を入れていく。三浦先生のCGのように少しずつ整備していく。特に太鼓櫓は外から見える。写真も残っており、是非復元したい。

・天守閣木造復元については、石垣部会とよく話し合って結論を出すよう言われている [REDACTED]

・石垣の整備計画の作成や研究センターの創設 [REDACTED]

[REDACTED] それについては早急にやっていく。また、竹中工務店が整備する予算の中に、石垣部会の整備費用として45億見込んでいる。石垣を外すことも議論になるが、これだけの予算があることは凄いことである。

・上に天守閣を残したままでは危ない。IS値0.14とあまりにも低い。
・下で調整することも危ない。労働安全衛生法上も問題。早く除去することが必要。

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

・バリアフリーの技術について、障害者団体にも説明している。来年度には実際の階段の模型で実験する施設を設ける。

(文化庁より)

・[REDACTED] 地元の専門委員会には十分に説明して理解してもらうこと。[REDACTED]

[REDACTED] 文化庁としては従来よりできる限りサポートおり、今後も引き続きサポートしていく。

以 上

市長国家提案【文化庁】<平成30年7月26日(木)> メモ

●市長ぶら下がりの内容

- ・文化財部長、記念物課長とお会いし、予算要望の後、天守の木造復元の話をした。私からは、市民の期待も高く、2022年12月の竣工は是非実現したいと話した。現天守の耐震性がIS値0.14と低く、下で工事をするのも危ない。バリアフリーの技術についても資料に基づいて説明した。
- ・文化庁からは、石垣部会とよく話し合って、理解を得てくださいと言われ、またできるだけのサポートをすると言われた。
- ・今日、木造復元の計画は提出したのか？

⇒今日は予算要望であり、提出していない。計画書の提出については調整中。

- ・文化庁の言うサポートとは、石垣部会に対して文化庁が働きかけるという意味か？

⇒それは分からぬ。

- ・こらからどう進めるのか？

⇒石垣部会の理解を得てコツコツやっていく。

- ・今日の文化庁訪問での手ごたえは？

⇒手ごたえは良い。

●市長ぶら下がり後の名古屋城総合事務所長への取材

- ・計画書は7月に出せるのか？

⇒その点については調整過程であり、何とも答えられない。然るべきときに報告する。

- ・文化庁のサポートの内容はなんだと思うか？

⇒事務的には、継続的にお話させて頂いている。そういうことだと思う。

以 上